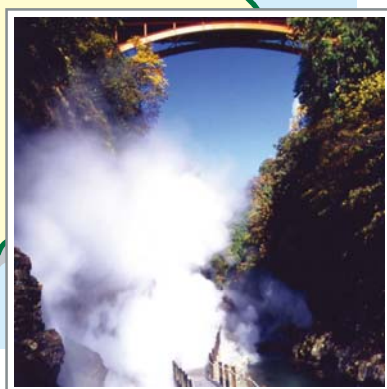


湯沢市都市計画マスタープラン



平成 30 年 3 月

湯 沢 市

湯沢市都市計画マスタープラン

平成 30 年 3 月

湯 沢 市

目次

1. はじめに	1-1
1.1 計画の役割と位置づけ	1-1
1.2 見直しの背景・必要性	1-2
1.3 計画区域・目標年次	1-2
1.4 都市計画マスタープランの構成	1-3
2. 都市の現況と課題	2-1
2.1 都市の現況	2-1
2.1.1 概況	2-1
2.1.2 人口の現状と見通し	2-2
2.1.3 土地利用の動向	2-5
2.1.4 産業の動向	2-7
2.1.5 都市施設の動向	2-9
2.1.6 都市機能の動向	2-13
2.1.7 公共交通の動向	2-22
2.1.8 災害に係る動向	2-25
2.1.9 財政等の動向	2-28
2.2 都市の課題	2-30
3. 全体構想	3-1
3.1 都市の将来目標	3-1
3.1.1 基本理念と市の将来像	3-1
3.1.2 まちづくりの目標	3-2
3.1.3 将来都市構造	3-3
3.2 まちづくりの基本方針	3-8
3.2.1 土地利用の方針	3-8
3.2.2 交通体系の方針	3-13
3.2.3 公園・緑地の方針	3-19
3.2.4 都市環境形成の方針	3-22
3.2.5 都市景観形成の方針	3-26

4. 地域別構想	4-1
4.1 湯沢地域	4-2
4.1.1 概況	4-2
4.1.2 まちづくりの将来像	4-5
4.1.3 まちづくりの方針	4-6
4.1.4 まちづくりの方針に基づく取り組みの整理	4-12
4.2 稲川地域	4-14
4.2.1 概況	4-14
4.2.2 まちづくりの将来像	4-16
4.2.3 まちづくりの方針	4-17
4.2.4 まちづくりの方針に基づく取り組みの整理	4-20
4.3 雄勝地域	4-21
4.3.1 概況	4-21
4.3.2 まちづくりの将来像	4-23
4.3.3 まちづくりの方針	4-24
4.3.4 まちづくりの方針に基づく取り組みの整理	4-27
4.4 皆瀬地域	4-28
4.4.1 概況	4-28
4.4.2 まちづくりの将来像	4-30
4.4.3 まちづくりの方針	4-30
4.4.4 まちづくりの方針に基づく取り組みの整理	4-33
5. 実現化方策	5-1
5.1 協働による取り組みの推進	5-1
5.2 適切な計画管理	5-1

1. はじめに

1.1 計画の役割と位置づけ

都市計画マスタープランとは

都市計画では、農業や林業、漁業などと調和を取りながら、人々の健康で文化的な生活と、都市の様々な機能を確保するため、適正な制限の実施により、土地の合理的な利用を目指すことを基本理念としています。

都市計画マスタープランは、都市計画法（第 18 条の 2）に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、湯沢市都市計画マスタープラン（以下、本計画）では、湯沢市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとします。

本計画の役割と位置づけ

本計画は、以下の 5 つの役割を担います。

- ◆ 概ね 20 年後の都市の将来像を市民と共有
- ◆ 湯沢市が定める都市計画の根拠
- ◆ 方針に基づく一体性ある整備の実施
- ◆ 各種施策との連携
- ◆ 市民と協働のまちづくり推進

各計画との関係は以下の通りとなっています。なお、今後は、本計画で示す湯沢市全体や各地域の将来像を基に、個別の法定都市計画や、個別のまちづくりに関わる事業等を実施します。

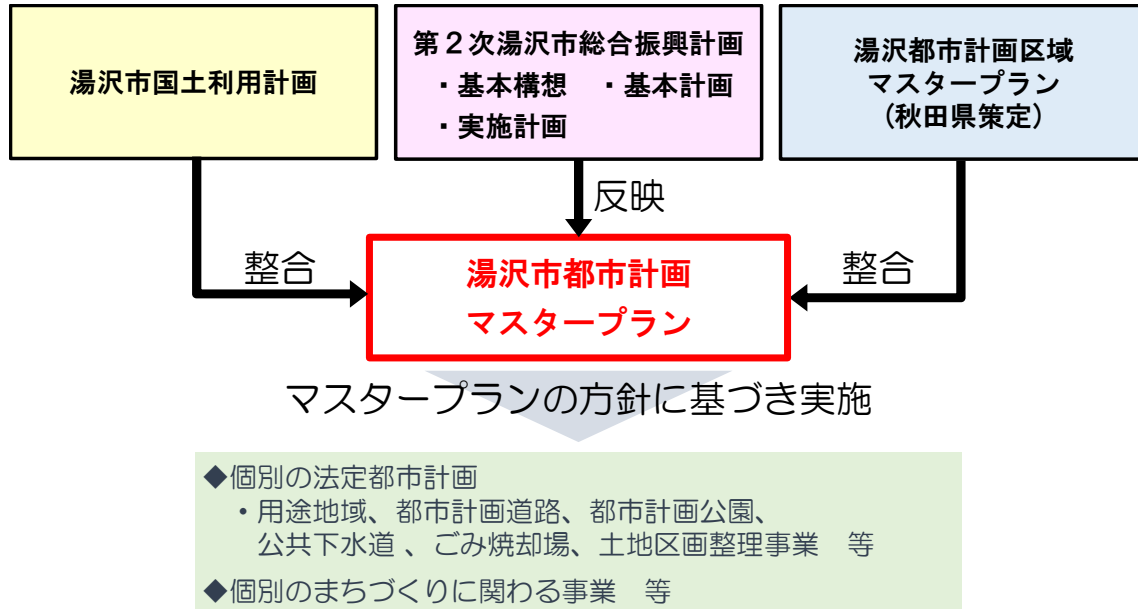


図 都市計画マスタープランの位置づけ

1.2 見直しの背景・必要性

湯沢市では、旧湯沢市を対象とし、1995年（平成7年）に都市計画マスタープランの策定を行った後、2002年（平成14年）3月に改定を行い、改定から15年が経過しました。

計画改定後には、2005年（平成17年）に市町村合併が行われ、2007年（平成19年）3月に「第1次湯沢市総合振興計画」を策定、2017年（平成29年）3月に「第2次湯沢市総合振興計画」を策定しました。

また、少子高齢化の急速な進展、人口減少等、社会・経済環境が変化しており、2006年（平成18年）には市街地の郊外への拡散を抑制し、「コンパクトな都市づくり」を目指した「まちづくり三法の改正」が、2016年（平成26年）には「コンパクト+ネットワーク」の都市づくりを目指した「都市再生特別措置法の改正」が行われるなど、社会情勢も大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、今回、都市再生特別措置法の改正に伴い位置づけられた「立地適正化計画の策定」と合わせ、都市計画マスタープランを見直すこととしました。

1.3 計画区域・目標年次

計画区域

都市計画マスタープランは、「都市計画に関する基本的な方針」であり、本計画は、概ね20年後の湯沢市の将来像を示し、市民と行政が共有し、実現を目指すものであることから、都市計画区域外を含めた湯沢市全域を対象とします。

目標年次

都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市の将来像を明確にし、その実現に向けて道筋を示すものであることから、目標年次は2018年（平成30年）より20年後の2038年とします。ただし、湯沢市総合振興計画の反映が必要であるため、中間年度で必要な見直しを行うものとします。

1.4 都市計画マスタープランの構成

本計画は、以下の4つの章で構成されています。

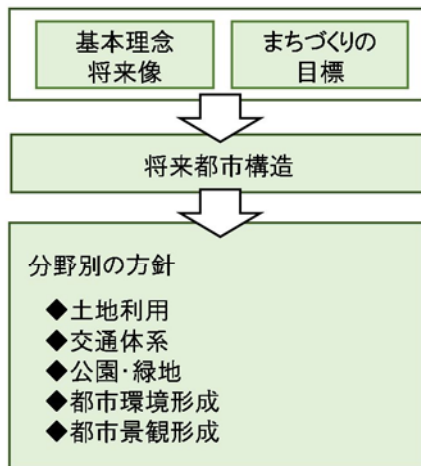
第1章 都市の現況と課題

湯沢市のまちづくりに関する現況と課題を明らかにします。

第2章 全体構想

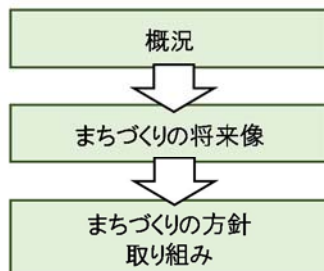
湯沢市の現況や課題を踏まえ、湯沢市におけるまちづくりの理念や都市計画の目標を設定し、それらを実現するための将来都市構造を明確化します。

また、将来都市構造を構築する分野別の方針についても示します。



第3章 地域別構想

旧市町村4地域ごとに、現況や課題を明らかにし、将来像や整備方針等を示します。



第4章 実現化方策

本計画の実現に向けた施策と体制整備等について示します。

2. 都市の現況と課題

2.1 都市の現況

2.1.1 概況

(1) 歴史・沿革・位置・気象

湯沢市は、太古の頃から人が住んでいたと推測されている。鎌倉初期からおおよそ400年間は、稲庭城を築いた小野寺氏が統治を行ったといわれ、関ヶ原の戦いの後には佐竹領となり、佐竹南家の城下町としてその街並みが形成された。江戸初期には、院内銀山が発見され、地域経済の発展にも大きな影響を与えた。そのため、今でも市内各所には、小野寺氏や佐竹氏の時代から伝わる祭りや街並み、文化財が数多く見られる。また、湯沢市の小野地域は、平安期の女流歌人「小野小町」の生誕・終焉の地といわれ、多くの遺跡や伝承が守り継がれている。

生活基盤の整備は、1905年（明治38年）の奥羽本線全線開通、1963年（昭和38年）の皆瀬ダム完成、1996年（平成8年）の国道108号鬼首道路、2007年（平成19年）の湯沢横手道路、2016年（平成28年）の院内道路の開通により進められてきた。現在の湯沢市は、2005年（平成17年）3月22日に湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村が合併して誕生した。また、2012年（平成24年）には湯沢市全体が日本ジオパークとして認定された。

位置は、秋田県の南東部に位置し、国道13号、108号によって、山形、宮城の両県と結ばれている。また、面積は790.91平方キロメートルで、秋田県の面積の約6.8%を占めている。

気候は、内陸性気候で年間の気温差が大きく、四季の変化がはっきりとしており表情豊かな自然美が見られる。また、冬期の積雪期間は年間100日以上に及ぶ豪雪地帯である。

(2) 市街地の変遷

湯沢市市街地は、国道13号の西側を除くと、400年前の町割とほとんど変わっていない。江戸時代に商家や宿場の施設が立ち並んだ羽州街道は、（県）西松沢杉沢線（旧国道13号）として整備されており、当時よりその沿道を中心に市街地を形成してきた。

また、1905年（明治38年）には奥羽本線の院内駅以北への延伸に伴い湯沢駅が開業し、（県）西松沢杉沢線沿道だけでなく湯沢駅周辺にも市街地が広がった。その後、土地区画整理事業等の市街地開発により、湯沢駅西側や国道13号沿道周辺にまで拡大した。

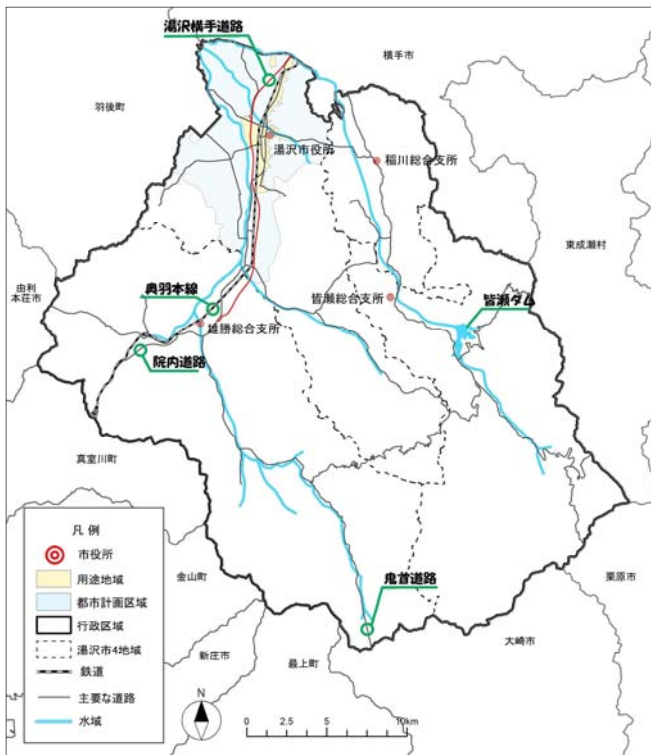


図 基盤整備状況

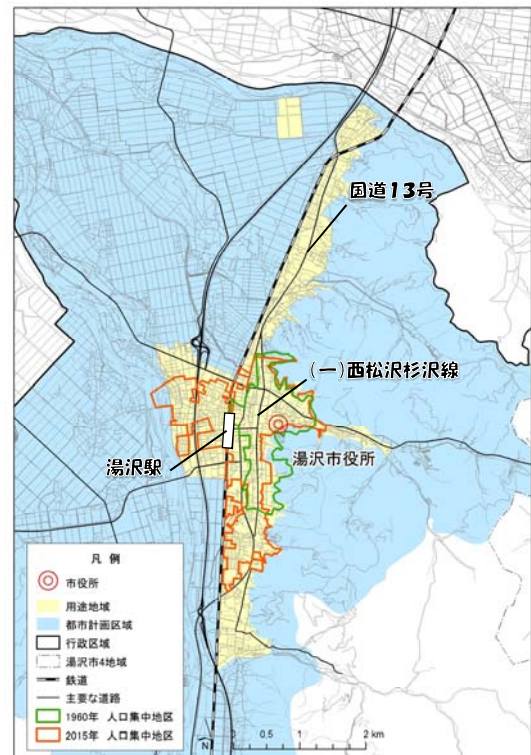


図 市街地の変遷

出典：国勢調査人口集中地区境界図（総務省）、
国土数値情報ダウンロードサービス

2.1.2 人口の現状と見通し

(1) 総人口

◆過去 60 年間で 6 割程度に減少した人口が、今後 25 年で更に 6 割程度にまで減少

- ・市域の人口は、1955 年（昭和 30 年）の 79,727 人をピークに減少傾向にあり、2015 年（平成 27 年）は、46,613 人とピーク時(60年前)の 58%にまで減少した。
- ・1980 年（昭和 55 年）～1995 年（平成 7 年）の人口減少数は年間 200 人前後であったが、2010 年（平成 22 年）以降は年間 800 人以上減少しており、人口減少数が増加している。
- ・現状のまま推移すれば、人口減少は今後も 5 年間で、3,000～4,000 人程度進むと予測されており、2040 年には、3 万人を割り込み、現在の約 6 割（現在の湯沢地域の人口）程度となると予測されている。

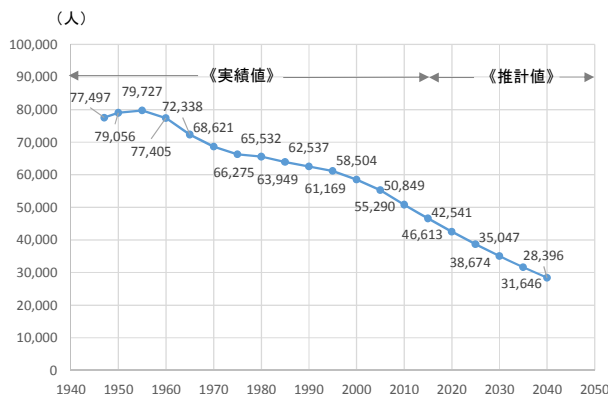


図 人口の推移

資料：国勢調査（1955～2015），
国立社会保障人口問題研究所推計の将来人口（2020年～）

表 人口減少数

	1980→ 1985	1985→ 1990	1990→ 1995	1995→ 2000	2000→ 2005	2005→ 2010	2010→ 2015	2015→ 2020	2020→ 2025	2025→ 2030	2030→ 2035	2035→ 2040
人口減少数/5年間	1,583	1,412	1,368	2,665	3,214	4,441	4,236	4,072	3,867	3,627	3,401	3,250
平均人口減少数/1年間	317	282	274	533	643	888	847	814	773	725	680	650

資料：国勢調査（1955～2015），国立社会保障人口問題研究所推計の将来人口（2020年～）

(2) 年齢構成別人口

◆2040年には、年少人口や生産年齢人口は5割程度にまで減少。
高齢者人口も8割程度まで減少し、高齢化率は4割を超える

- ・人口減少とともに、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）も減少傾向にあるが、高齢者人口は増加傾向にあり、2015年（平成 27 年）の高齢化率は 35.8% となっている。
- ・2025 年以降は、高齢者数も減少に転じることが想定され、2040 年には、高齢化率が 48%程度にまで高まり、高齢者数は 2015 年（平成 27 年）の 8 割程度まで減少すると予測されている。
- ・年少人口や生産年齢人口は、2040 年には、現在の半数以下まで減少すると予測されている。

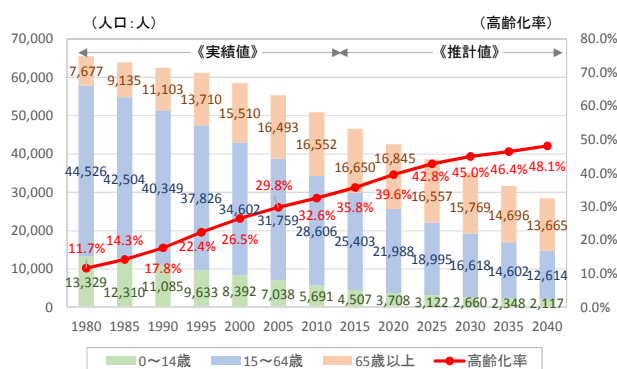


図 年齢別人口の推移

資料：各年国勢調査（1980～2010年），
2015年以降は2010年国勢調査100mメッシュ人口を基に推計

(3) 地域別人口

◆市域全域で人口減少が進行するとともに、特に人口集積が見られる用途地域や各総合支所周辺で大きく人口が減少

- ・地域別人口は、湯沢地域が 61.4%、稲川地域が 18.2%、雄勝地域が 15.3%、皆瀬地域が 5.1% を占めている。
- ・人口は、用途地域内や各総合支所周辺に集積が見られるほか、幹線道路等の沿線に幅広く分布している。
- ・ピーク時（1955 年：昭和 30 年）と比較すると、人口は、湯沢地域で 69%、稲川地域で 52%、雄勝地域で 42%、皆瀬地域で 48%にまで減少しており、2040 年には各地域とも現在の 6 割前後まで減少すると予測されている。
- ・現在、人口が集積している用途地域や各総合支所周辺において、将来の人口減少が多くなる傾向があると予測されている。

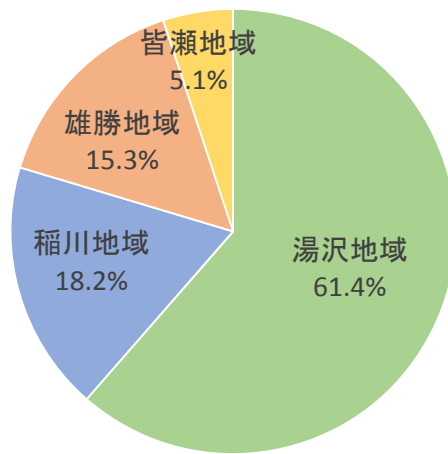


図 地域別人口の割合

資料：2010 年国勢調査 100m メッシュ人口を基に集計

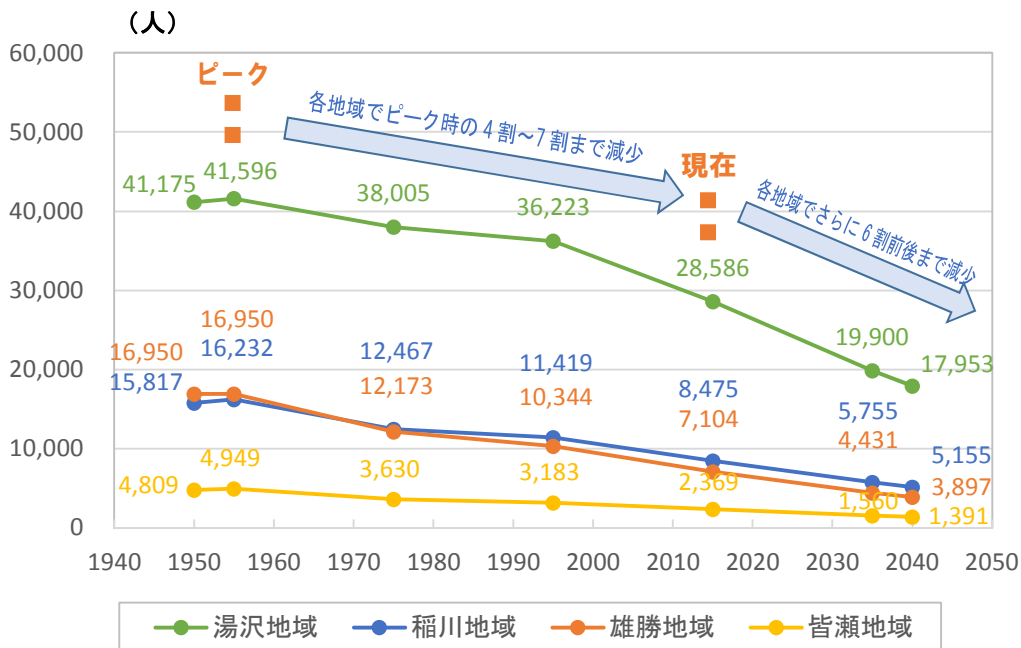


図 地域別人口の推移

資料：各年国勢調査（1950～1995 年），2015 年以降は 2010 年国勢調査 100m メッシュ人口を基に推計

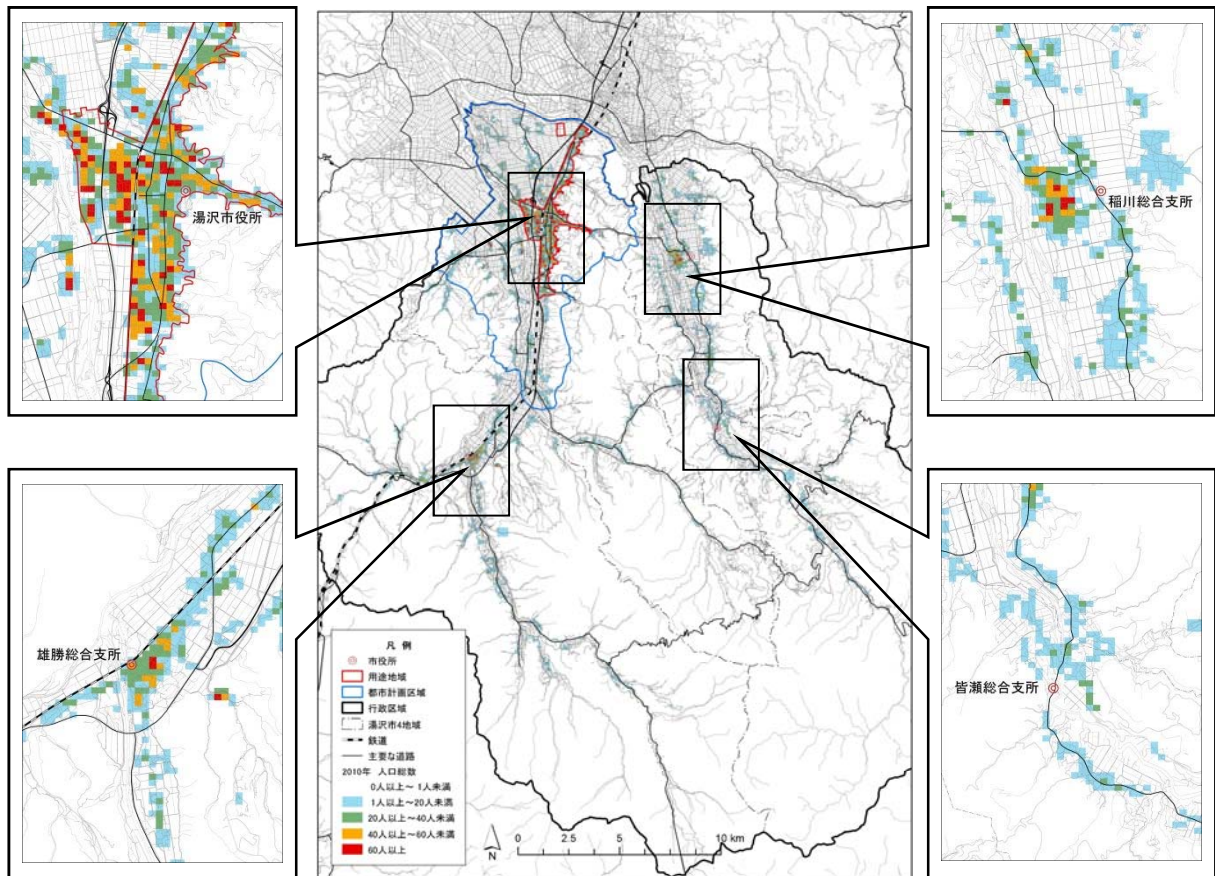


図 《2010年》総人口の分布

資料：2010年国勢調査 100mメッシュ人口

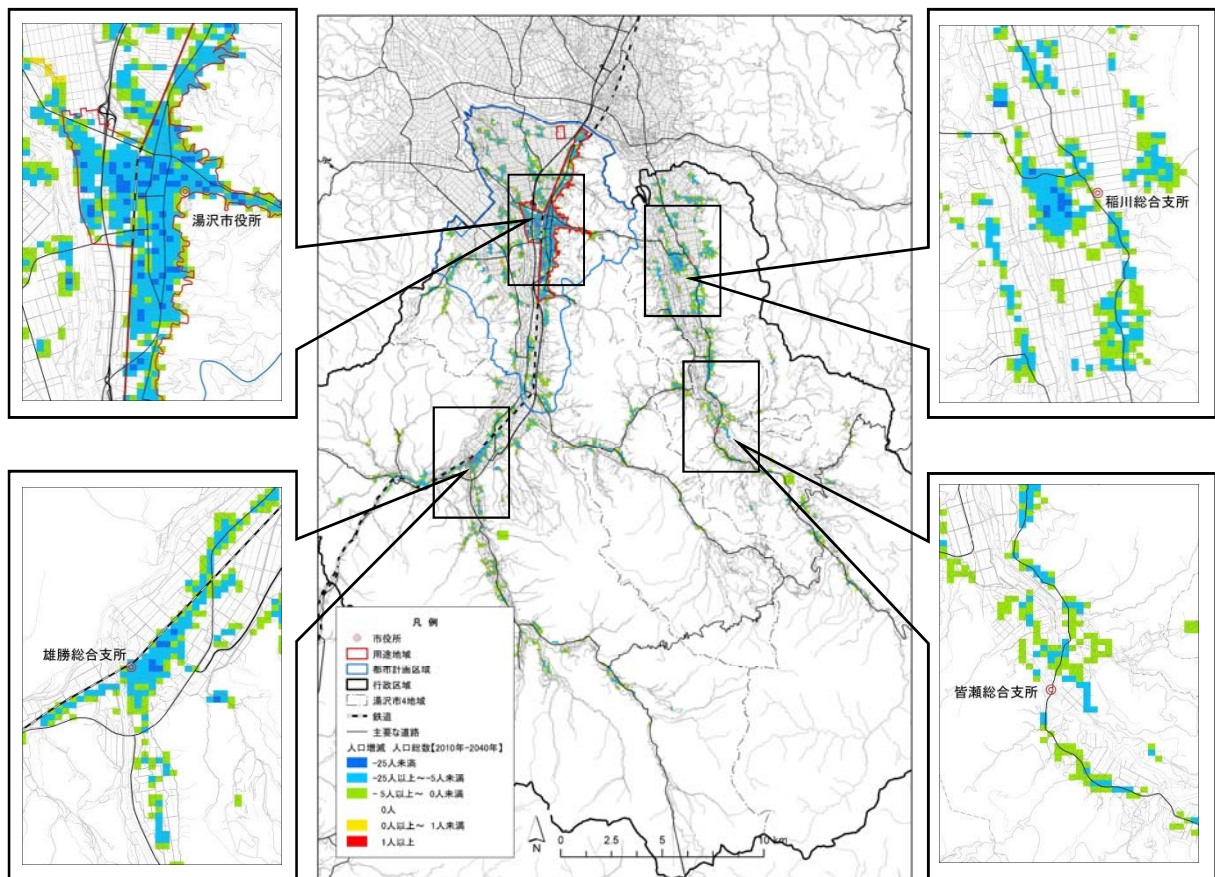


図 《2010-2040年》総人口の増減

資料：2010年国勢調査 100mメッシュ人口、2040年は2010年国勢調査 100mメッシュ人口を基に推計

2.1.3 土地利用の動向

◆ 拡散と低密度化が進行してきた状況にあって、急速な人口減少が進展することで、更なる低密度化や空き家や低未利用地の増加が発生

(1) 人口集中地区 (DID) ※・市街化動向

- DID 面積は、1960 年 (昭和 35 年) から 2015 年 (平成 27 年) にかけて約 2 倍程度に拡大したものの、DID 人口密度は 4 割程度まで減少している。
- 1976 年 (昭和 51 年) から 2014 年 (平成 26 年) にかけて、人口が約 7 割に減少しているが、建物用地は 1.6 倍に増加している。
- 2010～2015 年度 (平成 22～27 年度) の開発行為は 12 件にとどまり、新築動向においても、用途地域外では、既存集落内の新築が主体となっていることから、開発圧力※が低下していると考えられる。

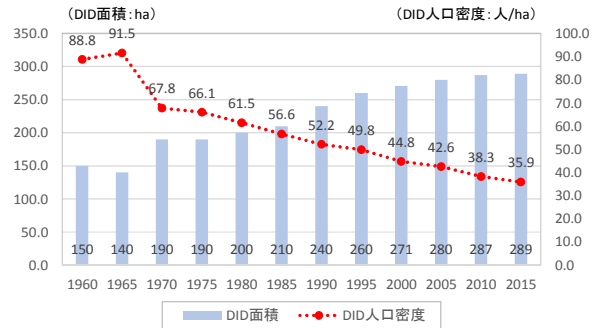


図 DID 面積及び人口密度の推移

出典：各年国勢調査

表 総人口と建物用地面積の増減率

	1975年前後	2015年前後	増減率
総人口(人)	66,275	46,613	0.7
建物用地面積(ha)	1,287	2,069	1.6

資料：国勢調査 (1975 年, 2015 年：総人口), 国土数値情報ダウンロードサービス (1976 年, 2014 年：土地利用)

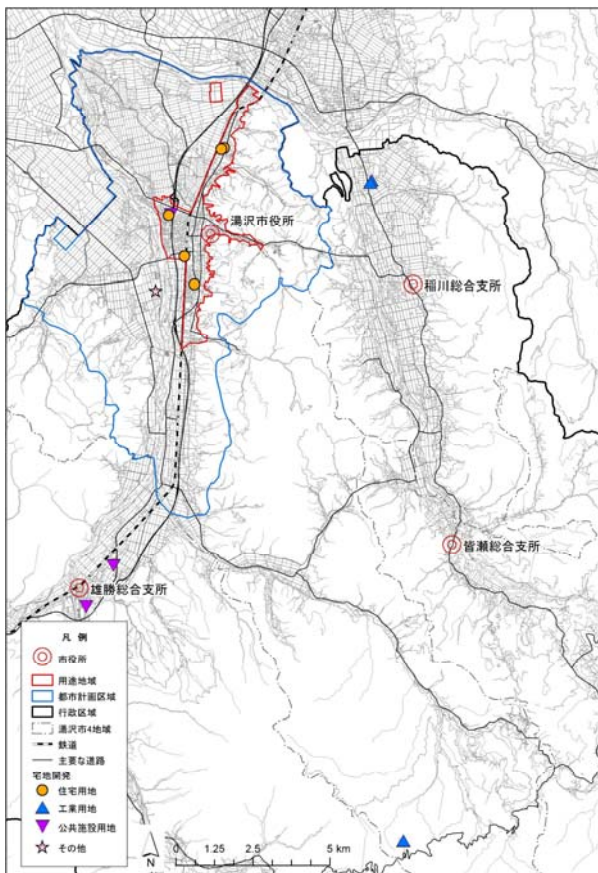


図 開発許可の位置

出典：平成 28 年度都市構造分析調査 (湯沢市都市計画区域)

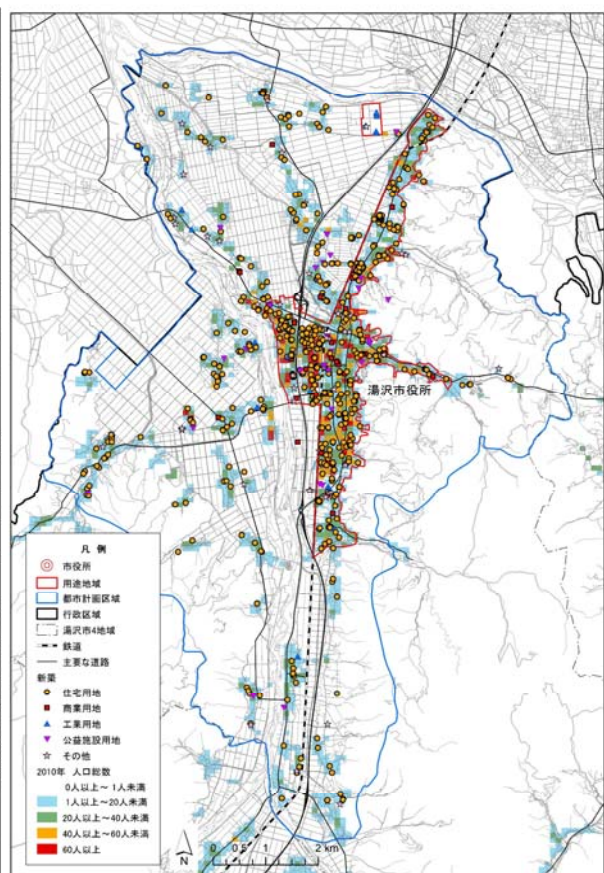


図 新築動向と人口分布状況

出典：平成 28 年度都市構造分析調査 (湯沢市都市計画区域), 2010 年国勢調査 100m メッシュ人口

※人口集中地区 (DID)：人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が隣接して、それらの隣接した地域の人口が 5,000 人以上を有する地域

※開発圧力：急激な人口増加や無秩序な開発行為により、市街化が拡大するようなおそれのある開発の兆候

(2) 用途地域内の土地利用

- 用途地域内に空き地が点在しており、中心部においてまとまった空き地が見られるほか、農地を含む低未利用地が用途地域の20%程度所在する。
- 空き家は、年間80棟程度が解体されているものの、件数は横ばいで推移し、新規の空き家が増加している。建物件数の多い用途地域内に多く見られる。

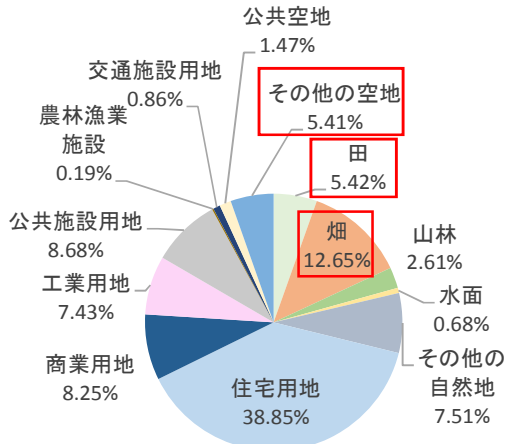


図 用途地域内の土地利用区別割合

資料：平成28年度都市構造分析調査（湯沢市都市計画区域）

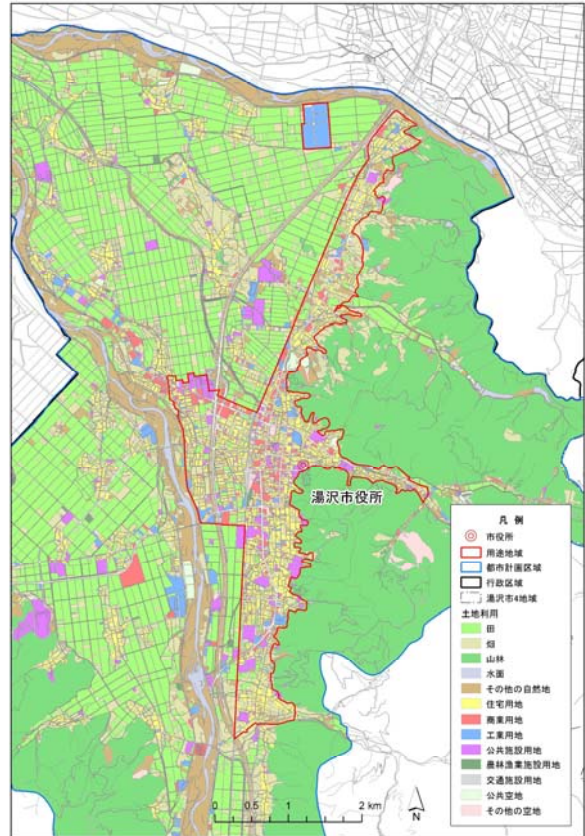


図 土地利用現況

出典：平成28年度都市構造分析調査（湯沢市都市計画区域）

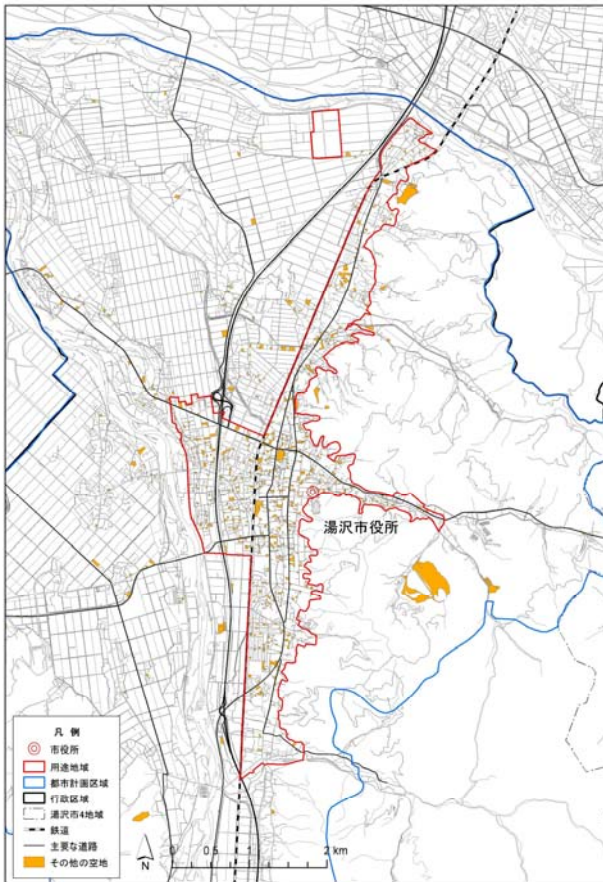


図 空き地分布状況

資料：平成28年度都市構造分析調査（湯沢市都市計画区域）

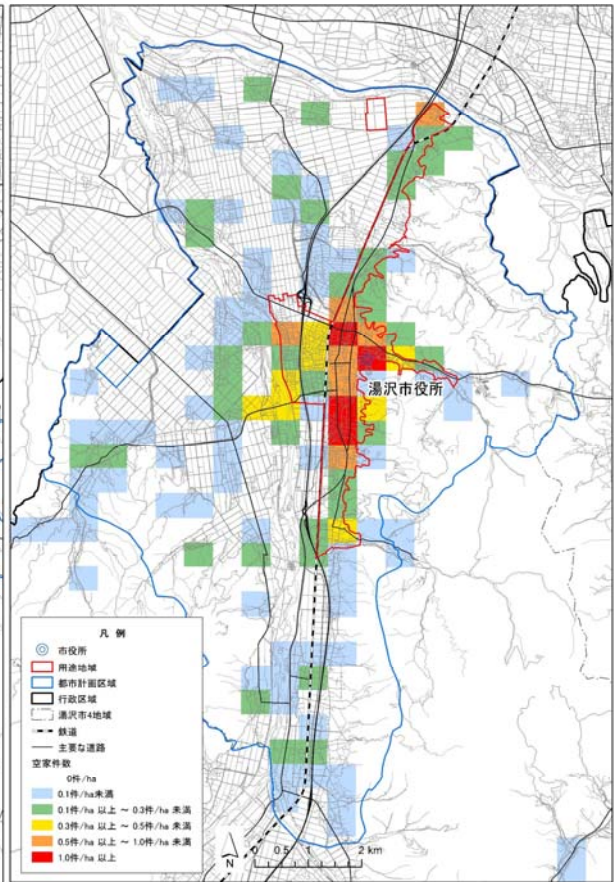


図 空き家分布状況

資料：湯沢市提供資料

2.1.4 産業の動向

◆農業・工業・商業とも各指標が減少傾向を示している中で、交流人口はイベントを中心に増加する傾向

(1) 全産業

- ・1995年（平成7年）以降、就業者数は減少傾向にあり、第一次・第二次産業就業者数の減少に加え、2010年（平成22年）以降は第三次産業就業者数も減少傾向にある。
- ・市内の事業所は用途地域の中心部や総合支所周辺に集積が見られるものの、事業所数や従業者数は減少傾向を示している。

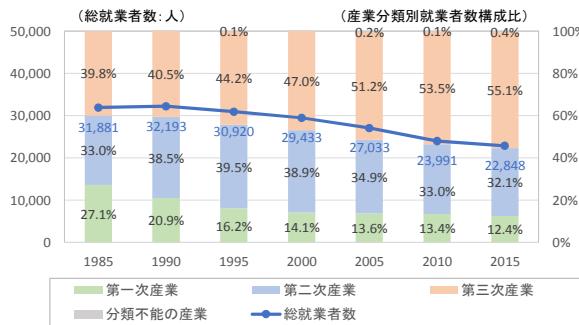


図 総就業者数・産業分類別就業者数構成比の推移
出典：各年国勢調査

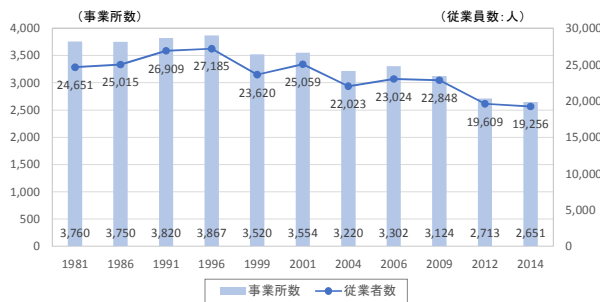


図 全産業の事業所数及び従業者数の推移
出典：事業所・企業統計調査（2006年以前）、経済センサス（2009年以降）

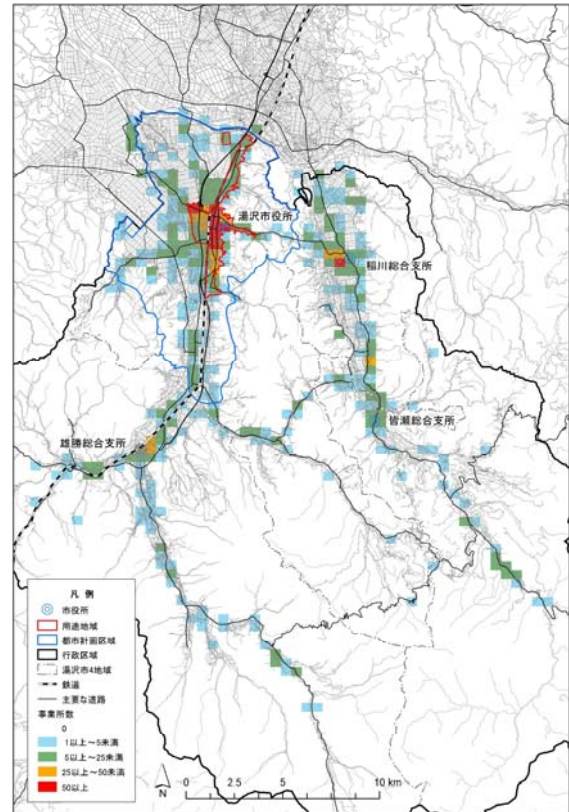


図 事業所の分布状況
資料：2014年経済センサス 500mメッシュ

(2) 農業

- ・農家数及び経営耕地は、一時増加傾向を示していたが、現在は減少傾向にあり、過去15年間で耕作放棄地が4.8倍に増加している。

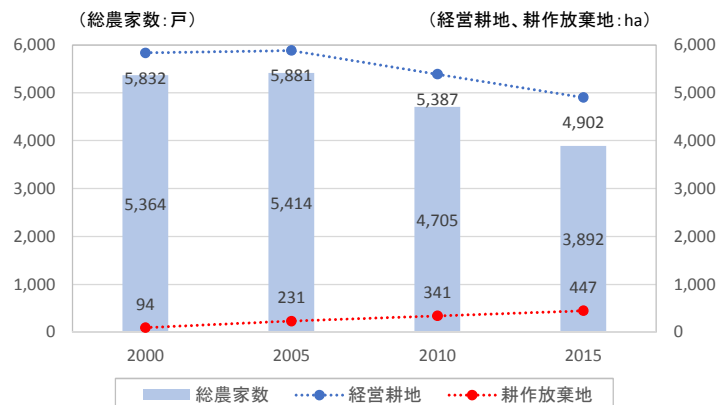


図 総農家数及び経営耕地・耕作放棄地の推移
資料：各年農林業センサス

(3) 観光・交流

- ・温泉郷や地域特有の伝統文化、祭りなどの観光資源に年間 130 万人程度の観光客が訪れているが、各温泉郷や見学・体験施設などの観光地の観光入込客数は、減少傾向にあり、イベント等への来訪者は増加傾向にある。
- ・2012 年（平成 24 年）には、市域全域が「ゆざわジオパーク」に認定され、火山、雪、歴史と暮らしに関わる様々な資源を活かした交流促進が展開されている。

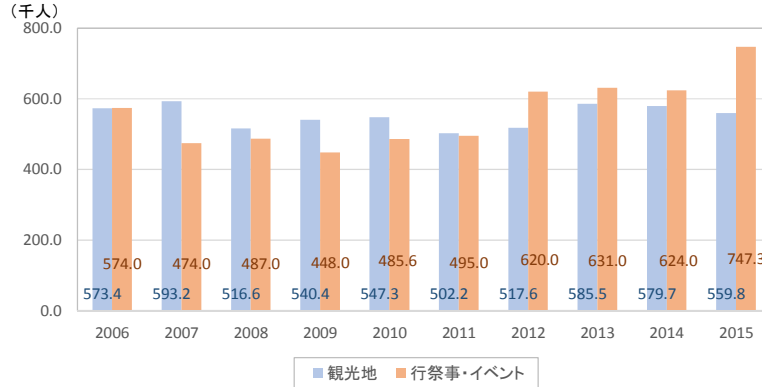


図 主な観光地及び行祭事・イベントの観光入込客数の推移

資料：各年秋田県観光統計

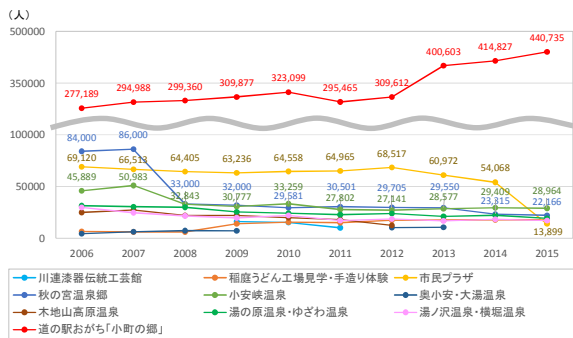


図 主な観光地の観光入込客数の推移

資料：各年秋田県観光統計

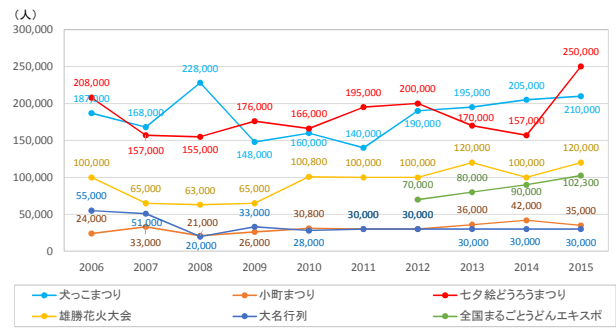


図 主な行祭事の観光入込客数の推移

資料：各年秋田県観光統計

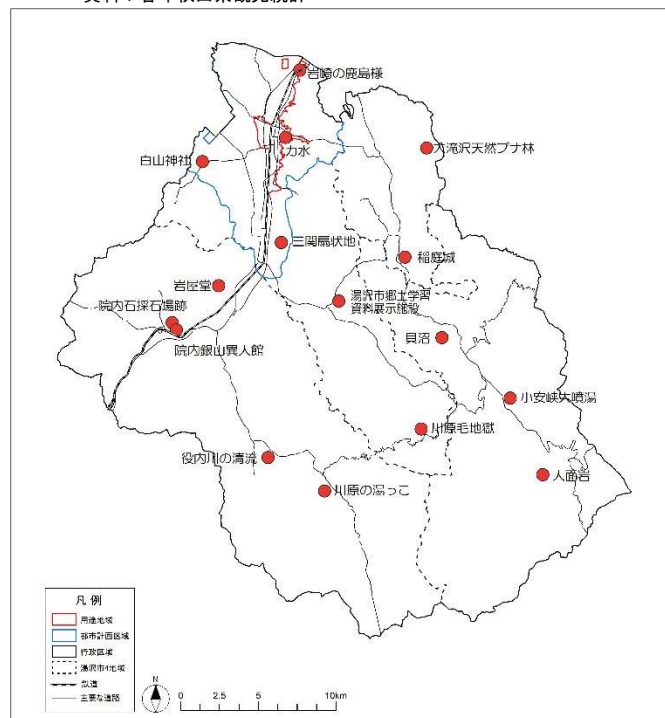


図 ジオサイトおすすめポイント

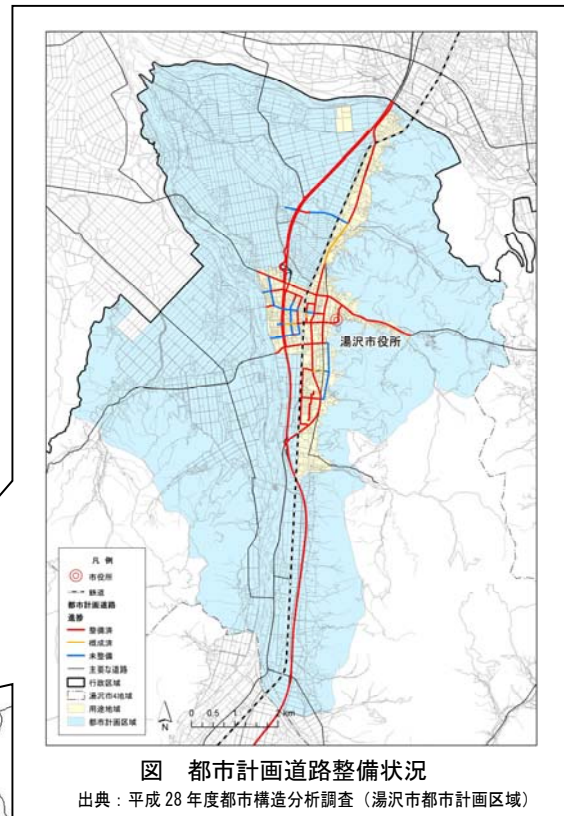
資料：ゆざわジオパークジオサイトマップ

2.1.5 都市施設の動向

(1) 道路

◆東北中央自動車道や湯沢駅西側地区等の都市計画道路に未整備区間が見られるものの、道路整備は比較的進捗している

- ・南北方向の幹線である東北中央自動車道及び国道13号と北西から南東方向を連絡する国道108号と国道398号を基軸に道路網が形成され、各地域を連絡している。
- ・東北中央自動車道は、横堀道路及び真室川雄勝道路が事業化され、市内の全線が開通又は事業化されている。
- ・国道398号は皆瀬地域の大湯から宮城県栗原市花山地区が冬季閉鎖区間である。
- ・都市計画道路は25路線が決定されており、概成済みを含めた整備率は85%で、未整備区間は、湯沢駅西側地区を中心に所在している。
- ・市町村道延長は、823km (H28.4) で、人口1人当たり18m程度と県平均19.5mと同程度であり、幅員が3.5m未満の道路割合は25%と県平均の29%よりやや低い。



(2) 公園緑地

◆都市計画公園の一部が未整備であるが、整備された身近な公園の誘致圏が用途地域を概ねカバーし、大規模公園も様々な活動に活用

- 本市は、奥羽山脈と出羽丘陵に囲まれており、その山々を源とする雄物川水系の河川沿いに農地が広がっているほか、市域南部が栗駒国立公園に指定されるなど、豊かな自然環境に包まれている。
- 市内には45箇所の都市公園が設置されており、そのうち、23箇所が都市計画公園となっている。
- 都市計画公園は30箇所が計画決定されているが、供用済み公園（一部供用含む）は23箇所、7箇所が未供用となっており、都市計画区域内人口1人当たりの公園面積は11㎡程度となっている。
- 身近な公園である住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）は用途地域を中心に配置されており、都市計画公園以外の都市公園とともに、用途地域内を概ねカバーしている。
- 都市基幹公園（総合公園）は用途地域に隣接して配置されており、スポーツ・レクリエーションやイベント会場などとして活用されている。

表 都市計画公園整備状況

種別	箇所数	進捗状況(ha)		整備率
		計画	整備済	
街区公園	24か所	4.0	3.0	73.6%
近隣公園	1か所	2.3	1.1	47.8%
地区公園	2か所	18.4	4.5	24.2%
総合公園	2か所	22.5	13.5	60.0%
運動公園	-	-	-	-
緑地	-	-	-	-
墓園	1か所	10.9	8.0	73.8%
合計	30か所	58.1	30.0	51.7%

出典：平成28年度都市構造分析調査（湯沢市都市計画区域）

表 都市計画区域内人口1人当たり公園面積

都市計画区域内人口(H27)	27,102(人)
公園面積	300,400(㎡)
1人当たりの公園面積	11.08(㎡/人)

資料：平成28年度都市構造分析調査（湯沢市都市計画区域）、国勢調査

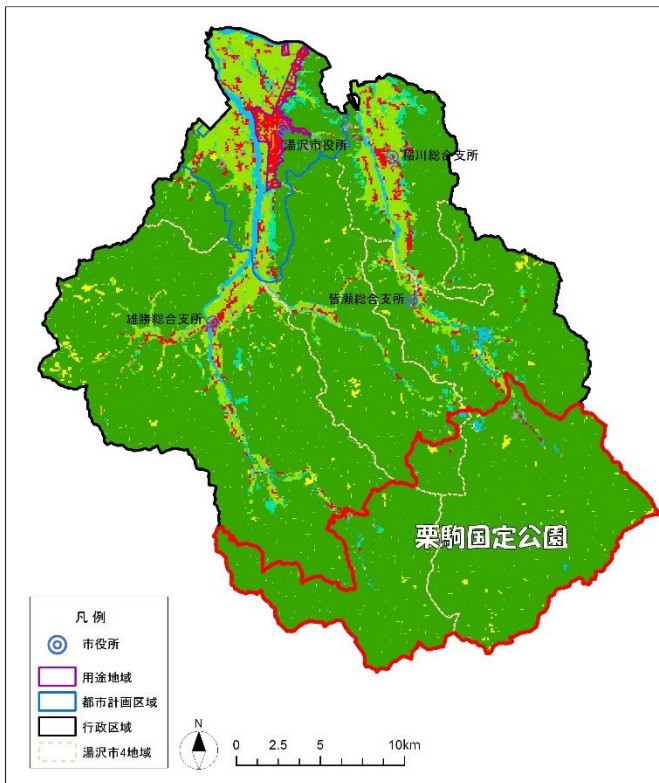


図 自然環境の分布

資料：平成28年度都市構造分析調査（湯沢市都市計画区域）、国土数値情報ダウンロードサービス

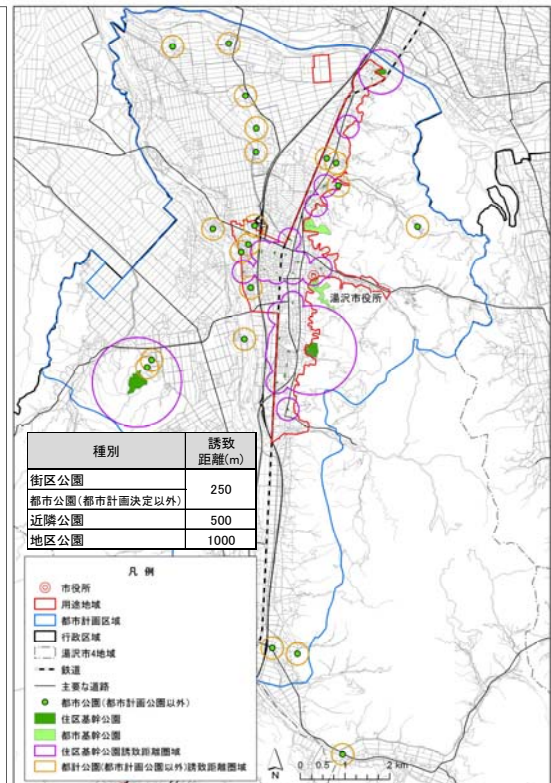


図 都市公園分布状況及び住区基幹公園誘致距離圏域

資料：平成28年度都市構造分析調査（湯沢市都市計画区域）、国土数値情報ダウンロードサービス、湯沢市都市公園条例施行規則

(3) 河川・上下水道

◆主要河川である雄物川では河川整備が継続的に展開
 ◆下水道の普及率と接続率が低く、用途地域内の北部と南部が事業未着手区域

① 河川

- ・市内の主要河川は雄勝地域と湯沢地域を南北に流下する雄物川を中心として、雄物川水系の皆瀬川や役内川、高松川が流下している。
- ・雄物川では、これまで、大久保堰改築や湯沢統合堰改築事業などの事業が行われ、洪水への安全性が高まりつつあるが、引き続き、堤防整備や河道掘削の河川整備が取り組まれている。

② 上下水道

- ・市域の下水道等普及率（2016年度末）は、公共下水道が41.3%、農業集落排水が8.4%、合併処理浄化槽が22.4%であり、全体で72.1%と県平均の86.1%と比較し低くなっている。
- ・また、接続率についても、公共下水道が67.0%、農業集落排水が60.3%であり、合併処理浄化槽が22.4%であり、全体で76.5%と県平均の84.2%と比較し低くなっている。
- ・上水道の普及率は92.3%（2015年度末）となっており、県の91.3%を上回っている。

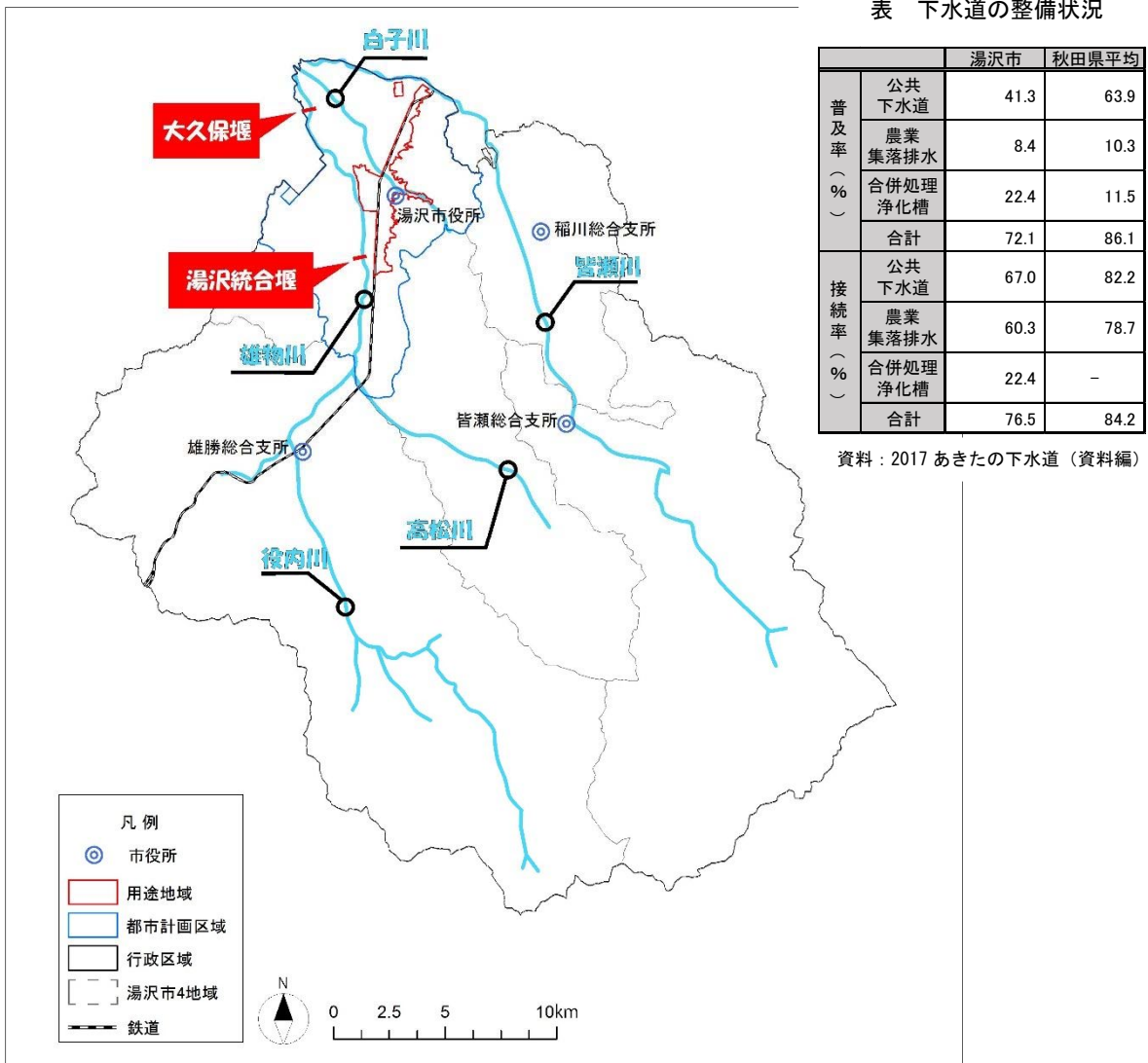


図 河川及び河川整備の状況
 資料：雄物川水系河川整備計画（平成29年4月国土交通省）

- ・用途地域内の下水道整備状況を見ると、北部(岩崎分区)と南部(愛宕分区)が事業未着手区域となっている。
- ・2008年度(平成20年度)の生活排水処理整備構想では、公共下水道として湯沢処理区、特定環境保全公共下水道として、稲川・雄勝・院内・皆瀬・小安処理区、農業集落排水として、深堀・山田中央・山田東部・湯沢南部処理区を位置づけていたが、2015年度(平成27年度)の生活排水処理整備構想では、未着手の公共下水道湯沢処理区、特定環境保全公共下水道雄勝処理区、農業集落排水湯沢南部処理区を個別処理に変更するとともに、農業集落排水を公共下水道に接続する等の見直しが行われている。

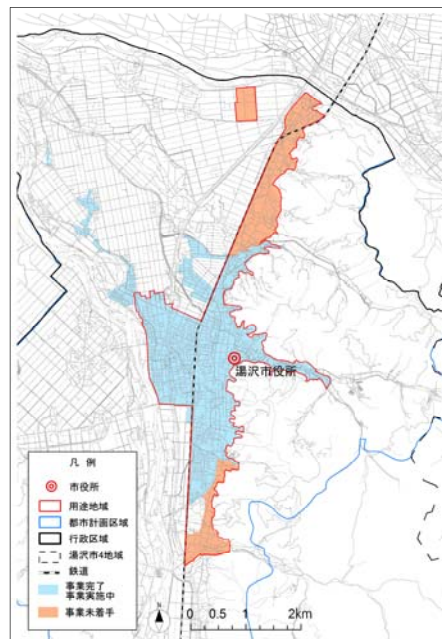


図 用途地域内の公共下水道整備状況
資料：湯沢市生活排水処理整備構想基本構想図、平成28年度都市構造分析調査(湯沢市都市計画区域)

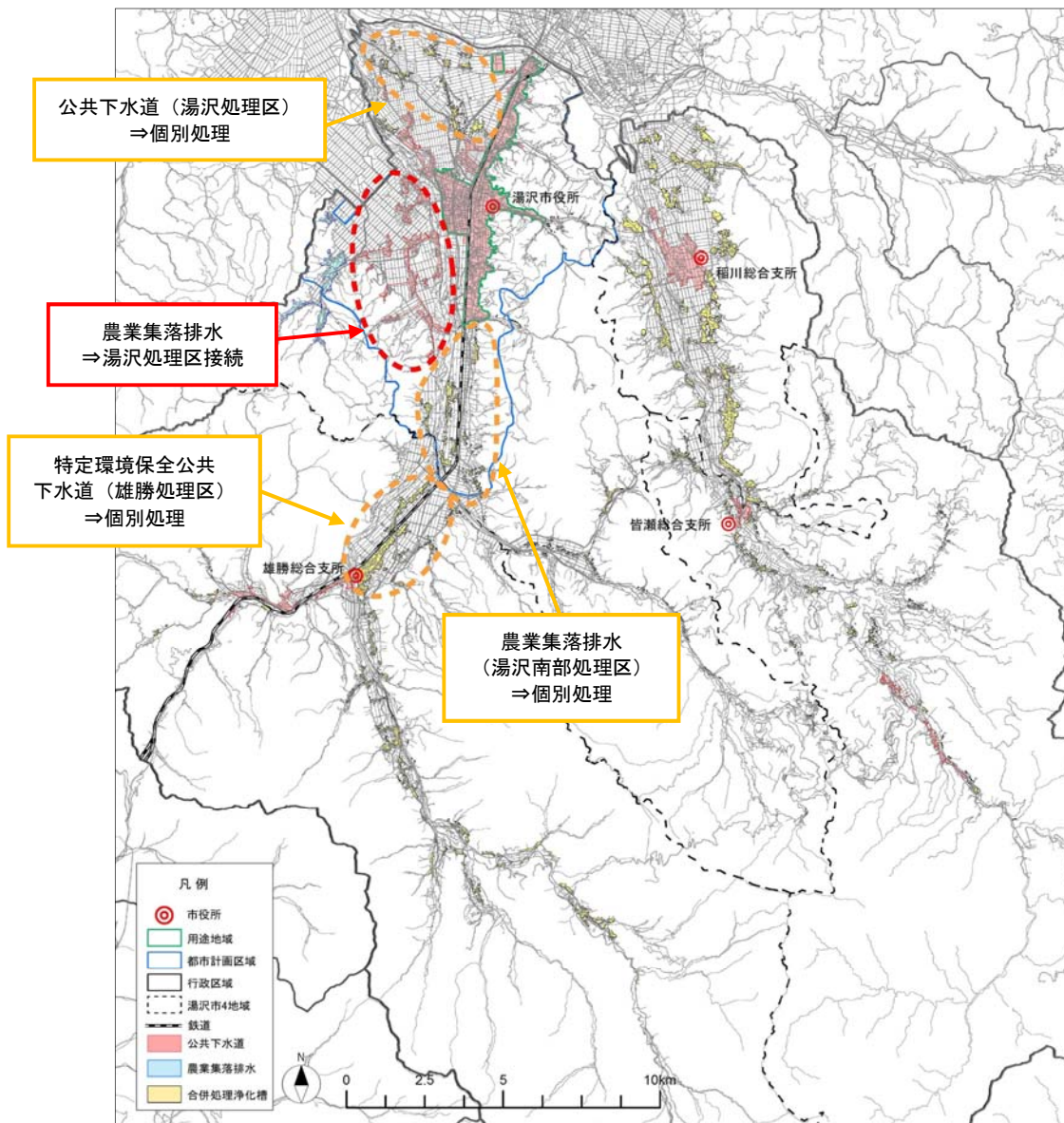


図 湯沢市生活排水処理整備構想の見直し後の整備計画区域
資料：湯沢市生活排水処理整備構想基本構想図

2.1.6 都市機能の動向

(1) 商業施設

- ◆小売業は用途地域の中心部や稲川・雄勝総合支所周辺に多く、用途地域内の人口の86%が徒歩により商業施設へのアクセスが可能となっているが、当該地域では人口減少率が高い
- ◆徒歩利用圏カバー率は、用途地域内では86%と高い（行政区画55%）

1) 事業所・売場面積（日常生活に必要な小売業）

- ・小売業の事業所数や売場面積は用途地域の中心部や稲川・雄勝総合支所周辺で多くなっているが、その周辺において人口減少率が比較的高くなっている。

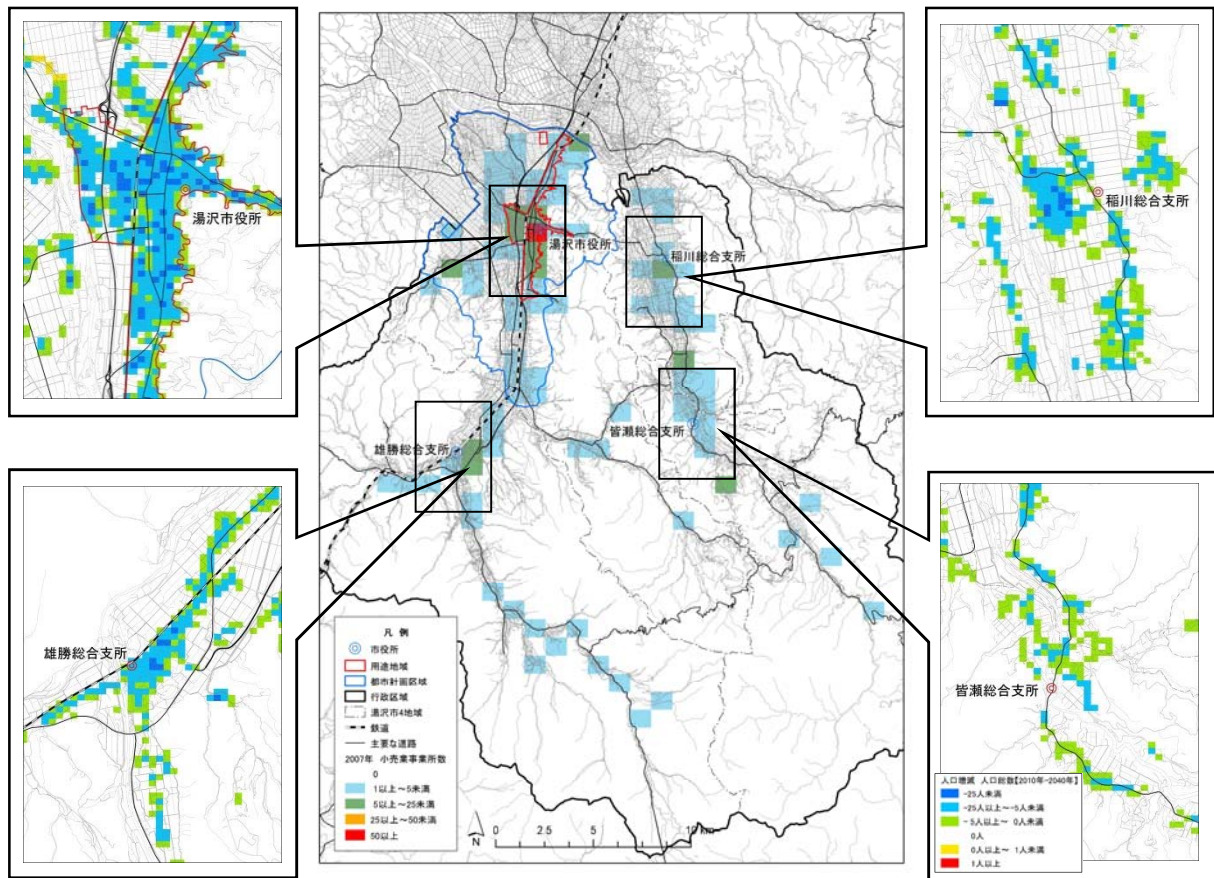


図 事業所数（日常生活に必要な小売業）分布状況及び総人口の増減数

資料：2007年商業統計メッシュデータ、
2010年国勢調査100mメッシュ人口、2040年は2010年国勢調査100mメッシュ人口を基に推計

2) 大規模小売店舗※

- ・市内の大規模小売店舗は 11 件であり、そのうち湯沢地域に 8 件、稲川地域に 2 件、雄勝地域に 1 件立地している。
- ・湯沢地域の大規模小売店舗のうち、用途地域内に 6 件、用途地域外に 2 件立地しているが、大規模集客施設（床面積 1 万㎡以上）は用途地域外に立地している。

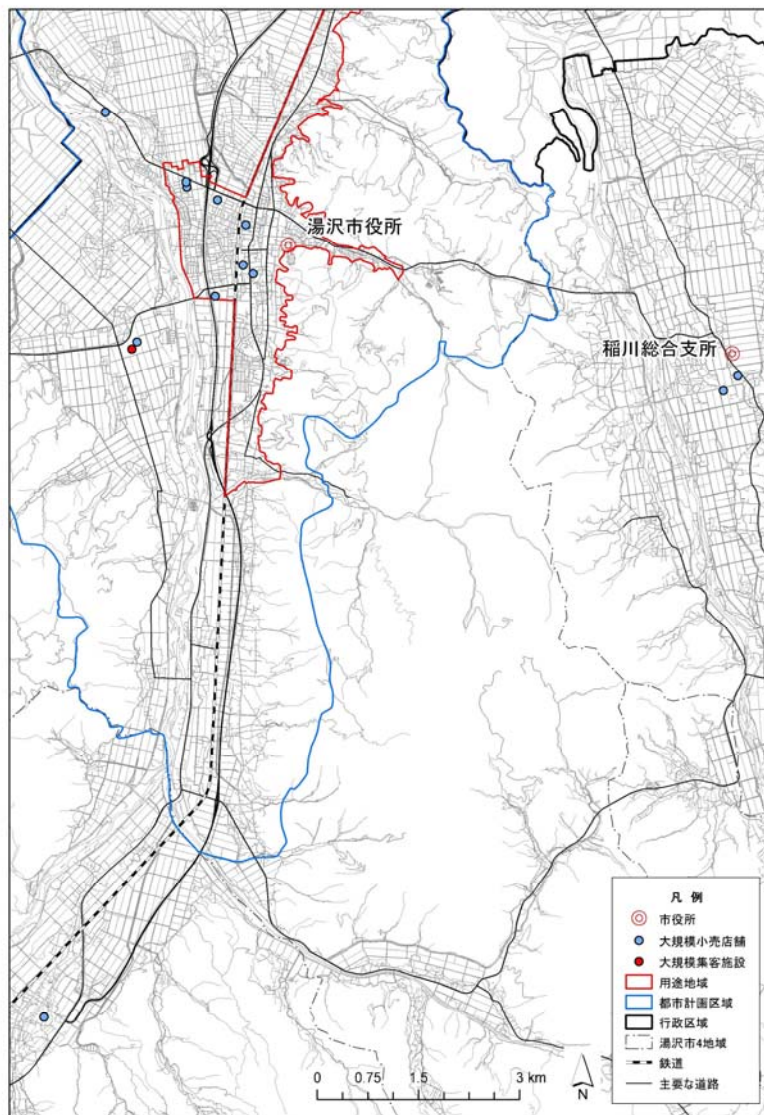


図 大規模小売店舗立地状況

出典：平成 28 年度都市構造分析調査（湯沢都市計画区域）

表 地域別の大規模小売店舗数及び面積

行政区域	大規模小売店舗		大規模小売店舗	
	施設数	面積(㎡)	施設数	面積(㎡)
湯沢地域	10	42,169	1	20,000
都市計画区域	7	35,298	0	0
用途地域	6	32,301	0	0
用途地域外	1	2,997	1	20,000
都市計画区域外	0	0	0	0
稲川地域	2	4,388	0	0
雄勝地域	1	2,484	0	0
皆瀬地域	0	0	0	0

資料：平成 28 年度都市構造分析調査（湯沢都市計画区域）

※大規模小売店舗：店舗面積の合計が 1,000 ㎡を超える小売店舗

3) 商業施設（スーパーマーケット・ドラッグストア・コンビニエンスストア・商店街）

- ・商業施設は用途地域内や稲川・雄勝の総合支所周辺を中心に立地しているほか、集落を連絡する幹線道路沿道に多く立地している。
- ・商業施設（スーパーマーケット・ドラッグストア・コンビニエンスストア・商店街）の徒歩利用圏域（800m）内の人口は、行政区域で55%程度であるのに対し、用途地域内が86%程度と高くなっている。

表 商業施設徒歩利用圏域内人口

	2010	
	総人口	カバー率
行政区域	50,843	
うち、利用圏内	27,913	54.9%
湯沢地域	30,991	
うち、利用圏内	20,174	65.1%
都市計画区域	29,352	
うち、利用圏内	20,174	68.7%
用途地域	17,710	
うち、利用圏内	15,264	86.2%
稲川地域	9,282	
うち、利用圏内	4,482	48.3%
雄勝地域	7,950	
うち、利用圏内	3,257	41.0%
皆瀬地域	2,620	
うち、利用圏内	0	0.0%

資料：2010年国勢調査100mメッシュ人口を基に集計

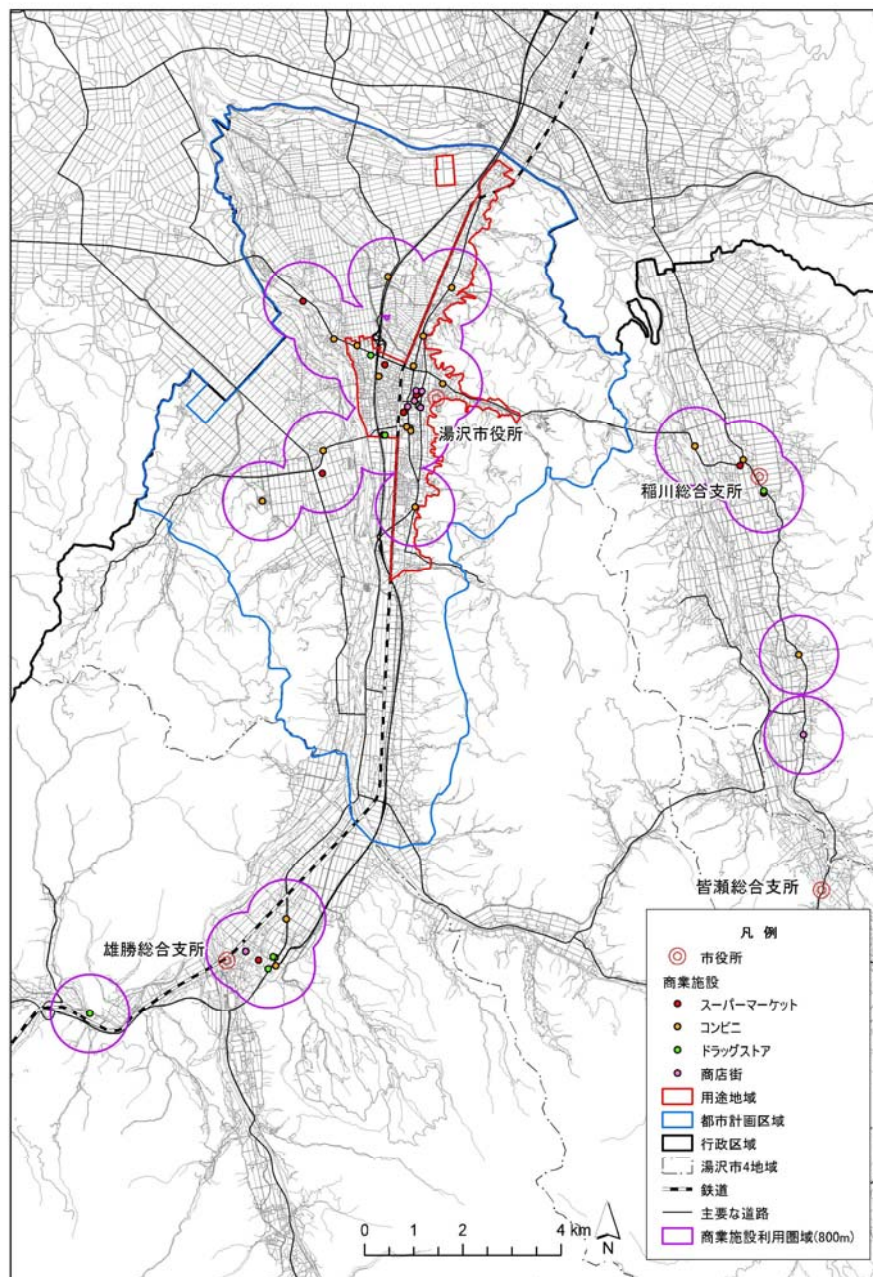


図 商業施設立地状況

資料：iタウンページ, 湯沢市提供資料

(2) 医療施設

- ◆市内の中核的な医療施設である雄勝中央病院は用途地域外に立地
- ◆診療所は用途地域内や総合支所周辺を中心に立地しており、徒歩圏カバー率は、用途地域内で86%と高い（行政区域50%）

- ・湯沢市の病院は、救急告示病院*に指定され災害拠点病院*となっている雄勝中央病院のほか、合計2施設が立地しているが、用途地域内には立地しておらず、2施設が都市計画区域内の用途地域外に立地している。
- ・診療所は、湯沢地域に21施設、稲川地域と雄勝地域に各2施設、皆瀬地域に1施設立地しており、湯沢地域では、用途地域内に18施設が立地している。
- ・診療所（歯科診療所含む）の徒歩利用圏内人口カバー率は、行政区域で50%程度であるのに対し、用途地域内では86%程度と高くなっている。

表 医療施設徒歩利用圏内人口

	2010	
	総人口	カバー率
行政区域	50,843	
うち、利用圏内	25,211	49.6%
湯沢地域	30,991	
うち、利用圏内	18,860	60.9%
都市計画区域	29,352	
うち、利用圏内	18,860	64.3%
用途地域	17,710	
うち、利用圏内	15,291	86.3%
稲川地域	9,282	
うち、利用圏内	3,541	38.1%
雄勝地域	7,950	
うち、利用圏内	2,327	29.3%
皆瀬地域	2,620	
うち、利用圏内	483	18.4%

資料：2010年国勢調査 100mメッシュ人口を基に集計

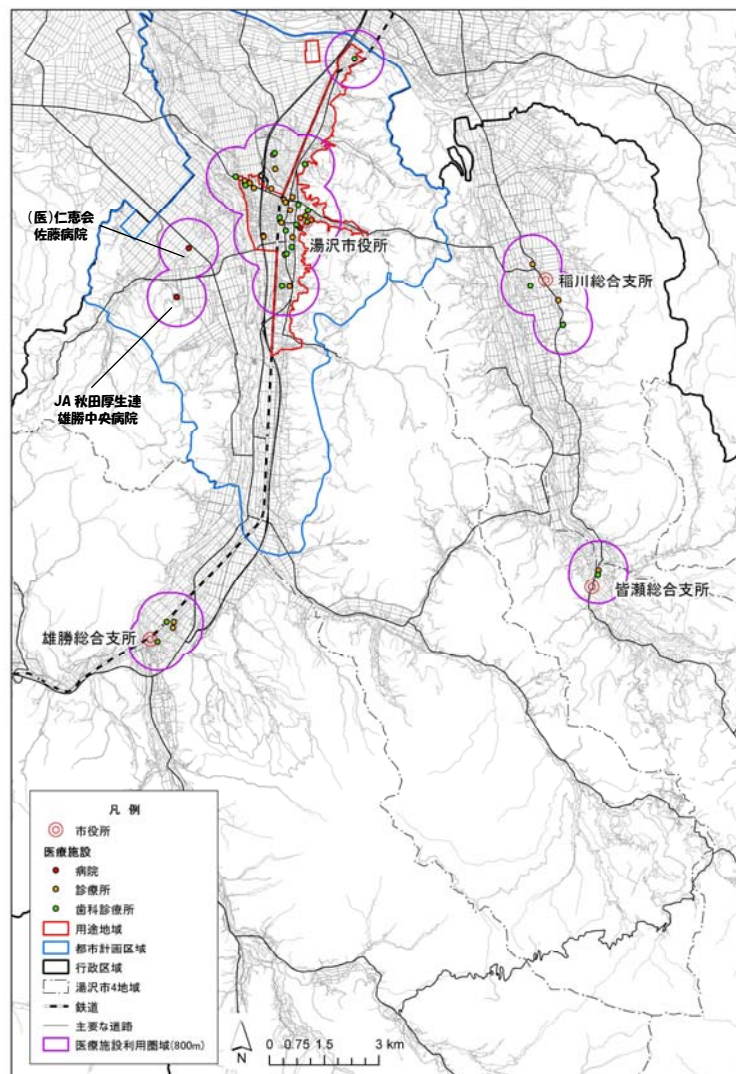


図 医療施設立地状況

資料：国土数値情報ダウンロードサービス（国土数値情報），iタウンページ

※救急告示病院：「救急医療に関する知識・経験を有する医師の待機」「救急医療を行うために必要な施設を有する」などの救急病院の基準を満たし、県知事が認定した病院

※災害拠点病院：災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院

(3) 福祉施設

◆高齢者福祉施設や障害者就労支援施設は用途地域を中心として、各地域に立地している。

- ・高齢者福祉施設は、市内に施設が立地し、湯沢地域に6施設、稲川地域と皆瀬地域に3施設、雄勝地域に1施設が立地しており、湯沢地域では用途地域内に5施設が立地している。
- ・障害者就労支援施設は、市内に10施設立地し、湯沢地域に6施設、稲川地域と雄勝地域に1施設、皆瀬地域に2施設が立地しており、湯沢地域では用途地域内に4施設が立地している。

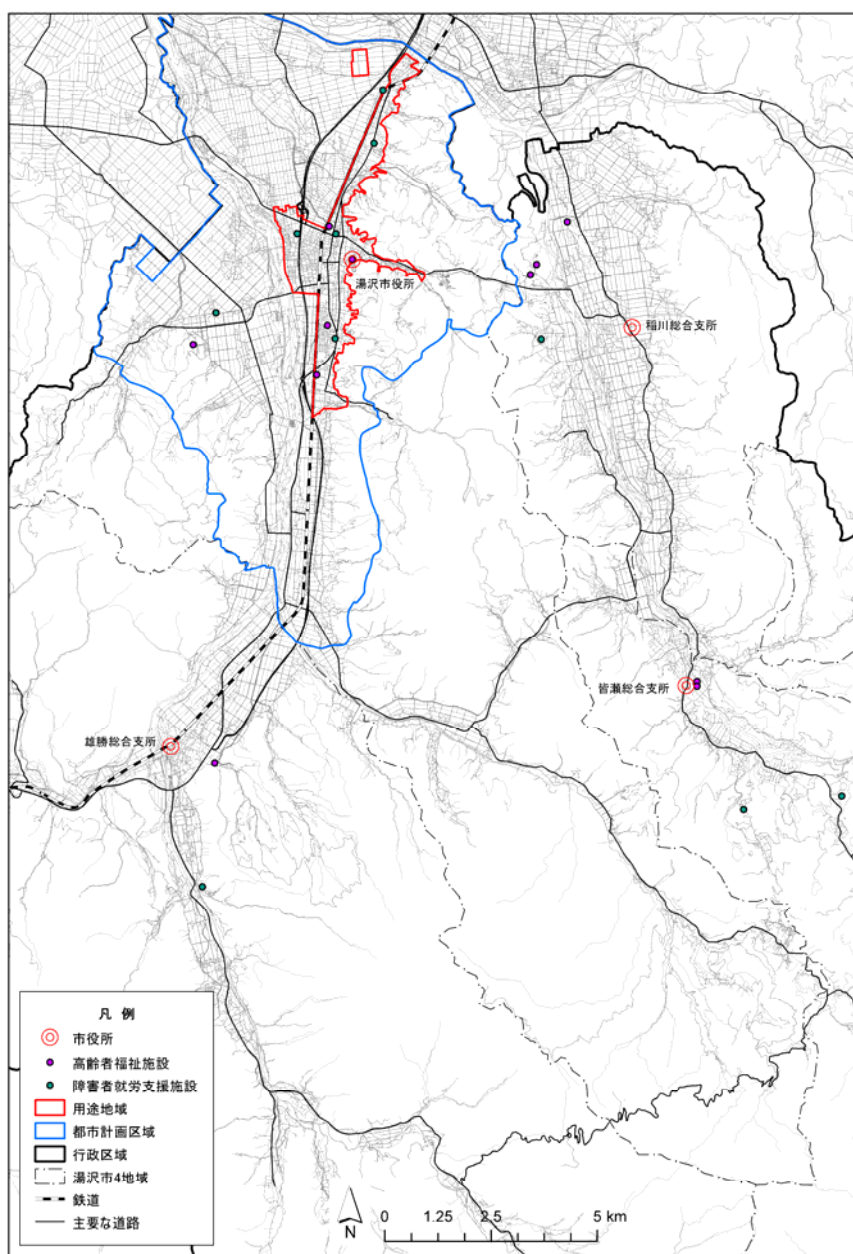


図 福祉施設立地状況

資料：＜障害者就労支援施設＞福祉の概要(平成29年度湯沢市福祉事務所)
＜高齢者福祉施設＞高齢者福祉施設(一覧)(湯沢市HP)

(4) 子育て支援施設

◆子育て支援施設は用途地域を中心として、各地域にも立地しており、徒歩圏カバー率は、用途地域内で76%程度と高い（行政区画42%）

- ・子育て支援施設（幼稚園、保育所、認定こども園、子育て支援センター、児童館）は、市内に18施設が立地しており、湯沢地域に11施設、稲川地域に2施設、雄勝地域に4施設、皆瀬地域に1施設が立地しており、湯沢地域では、用途地域内に10施設が立地している。
- ・子育て支援施設の徒歩利用圏内人口カバー率（0～4歳人口）は、行政区画で42%程度であるのに対し、用途地域内は76%程度と高くなっている。

表 子育て支援施設徒歩利用圏内人口

	2010	
	0～4歳人口	カバー率
行政区画	1,467	
うち、利用圏内	619	42.2%
湯沢地域	986	
うち、利用圏内	484	49.1%
都市計画区域	959	
うち、利用圏内	484	50.5%
用途地域	575	
うち、利用圏内	435	75.7%
稲川地域	226	
うち、利用圏内	52	23.0%
雄勝地域	185	
うち、利用圏内	69	37.3%
皆瀬地域	70	
うち、利用圏内	14	20.0%

資料：2010年国勢調査 100mメッシュ人口を基に集計

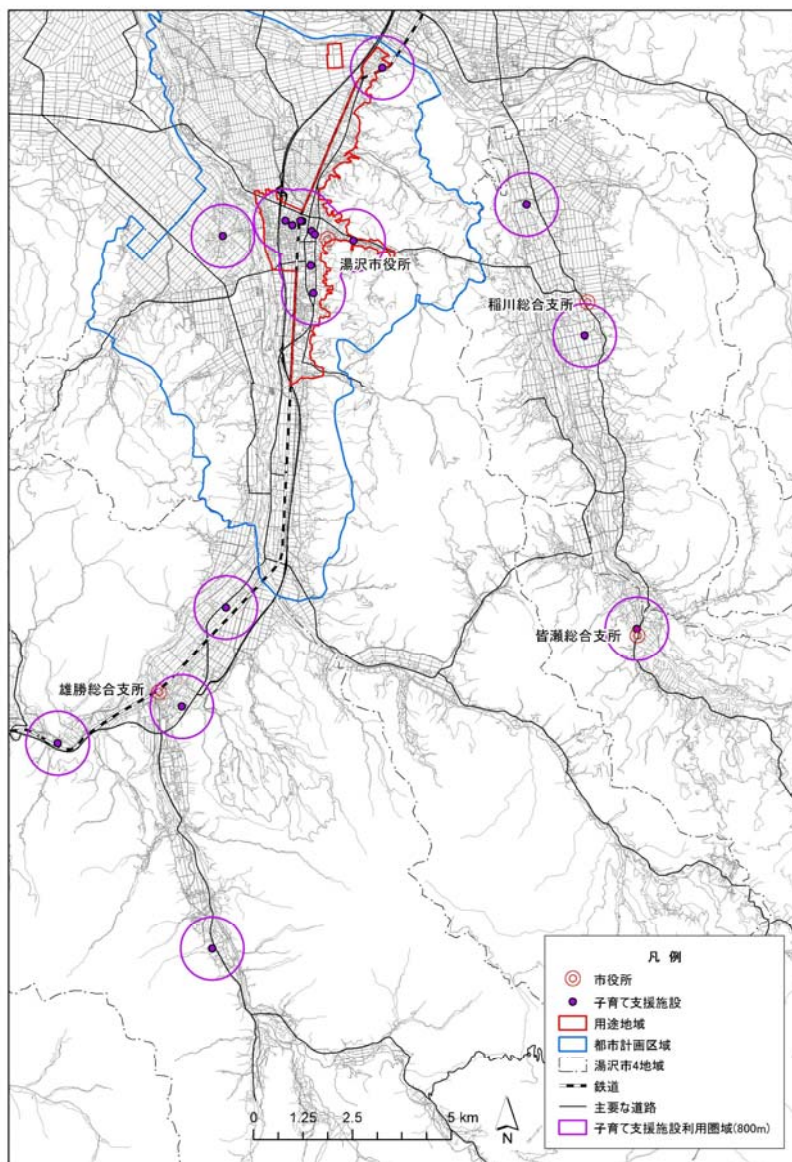


図 子育て支援施設立地状況

資料：「幼稚園、保育所、認定子ども園一覧」（湯沢市）、iタウンページ、湯沢市HP

(5) 学校施設

- ◆小中学校は各地域に立地しており、少子化の進展により統廃合が進められ、スクールバス等の運行が必要な状況であるが、今後も少子化が進展すると想定
- ◆高等学校も閉校や地域校化が計画されるなど、少子化の対応が進行

1) 小学校・中学校

- ・小学校は、市内に11校立地し、湯沢地域に5校、稲川地域に4校、雄勝地域と皆瀬地域に各1校立地しており、湯沢地域では、用途地域内に1校が立地している。
- ・中学校は、市内に6校立地し、湯沢地域に3校、稲川・雄勝・皆瀬地域に各1校立地しており、湯沢地域では、用途地域内に1校が立地している。
- ・小学校のうち、湯沢地域の2校のほか、雄勝地域の1校、中学校のうち湯沢地域の2校を除くその他すべての中学校において、スクールバスやコミュニティバスによる通学が行われている。
- ・市域の5～14歳人口は、2030年には、2010年（平成22年）の45%程度まで減少することが推計されている。

表 5～14歳人口の推移

	2010	2030		2040	
		2010年比	2010年比	2010年比	2010年比
5～14歳人口(人)	4,223	1,881	44.5%	1,476	34.9%

資料：2010年国勢調査100mメッシュ人口を基に集計、2030年以降は2010年国勢調査100mメッシュ人口を基に推計

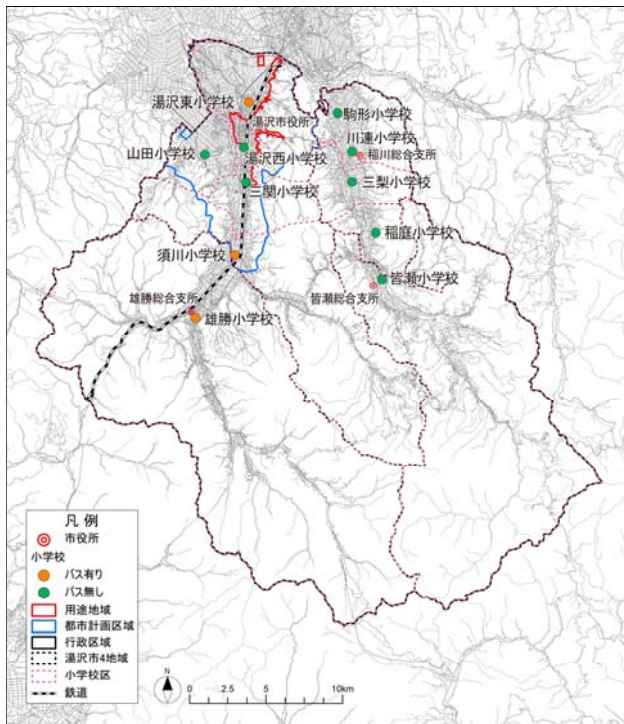


図 小学校立地状況

出典：国土数値情報ダウンロードサービス（国土交通省）

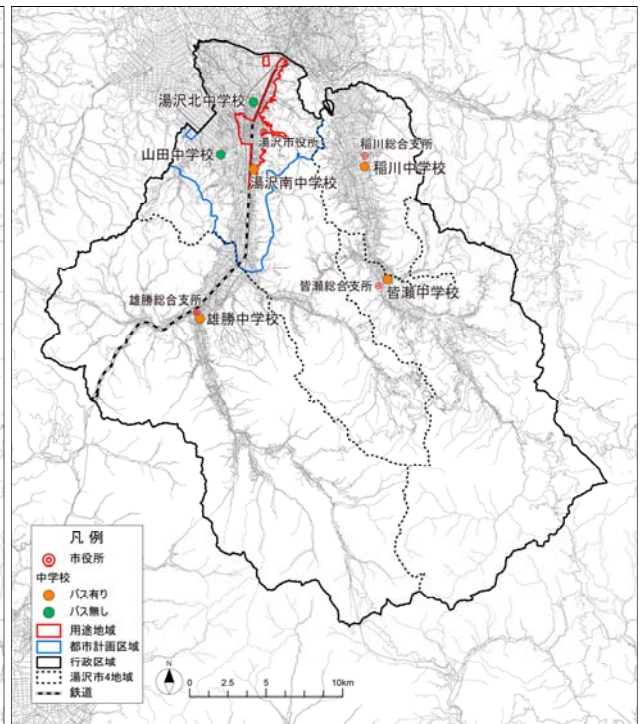


図 中学校立地状況

出典：国土数値情報ダウンロードサービス（国土交通省）

2) 高等学校

- ・高等学校は、市内に3校が立地しており、湯沢地域の2校は用途地域内に立地している。
- ・2011年（平成23年）に湯沢北高等学校と湯沢商工高等学校が統合し、湯沢翔北高等学校が開校し、2018年（平成30年）3月に、湯沢高校稲川分校が閉校したほか、2020年4月には、雄勝高等学校が湯沢翔北高等学校の地域校となる予定となっており、少子化の進展により統廃合が進められている。

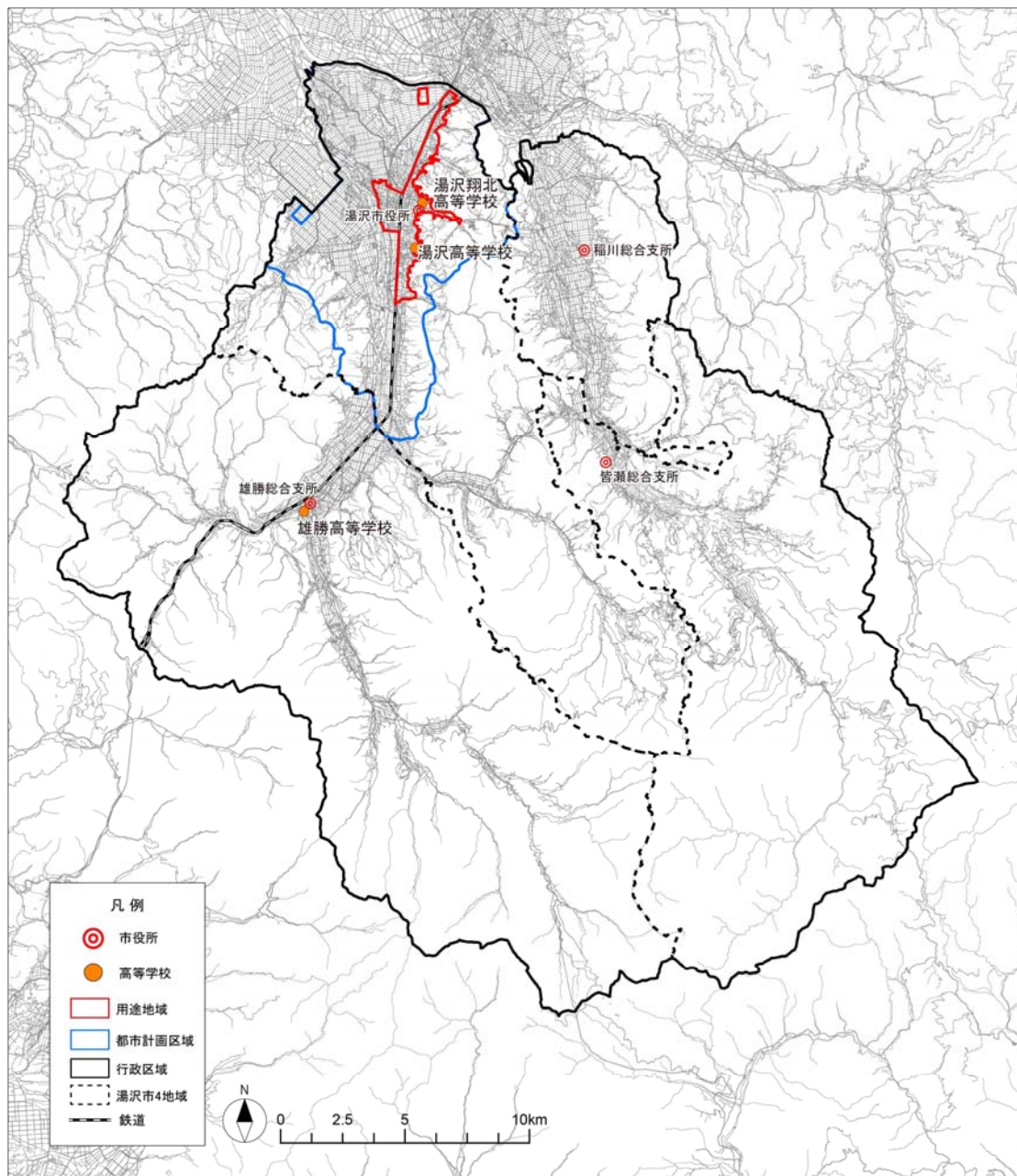


図 高等学校立地状況

出典：国土数値情報ダウンロードサービス（国土交通省）

(6) その他の施設

- ◆各地域に生涯学習センターなどの集会施設や文化施設、レクリエーション施設が立地しており、生涯学習の場や地域づくりの活動拠点として利用されている
- ◆これらの施設の多くが建設から20年以上経過していることから、持続的に機能を維持するために、一部施設の廃止や複合化などを進めている

- ・生涯学習センターが市役所及び総合支所周辺に立地しているほか、地区センターやレクリエーション施設が市内各地に立地している。
- ・生涯学習や文化施設などは、人口減少社会にあっても、必要な機能を持続的に維持するため、老朽化に合わせた施設の廃止や複合化などの施設総量削減や民間活力導入に取り組んでいる。

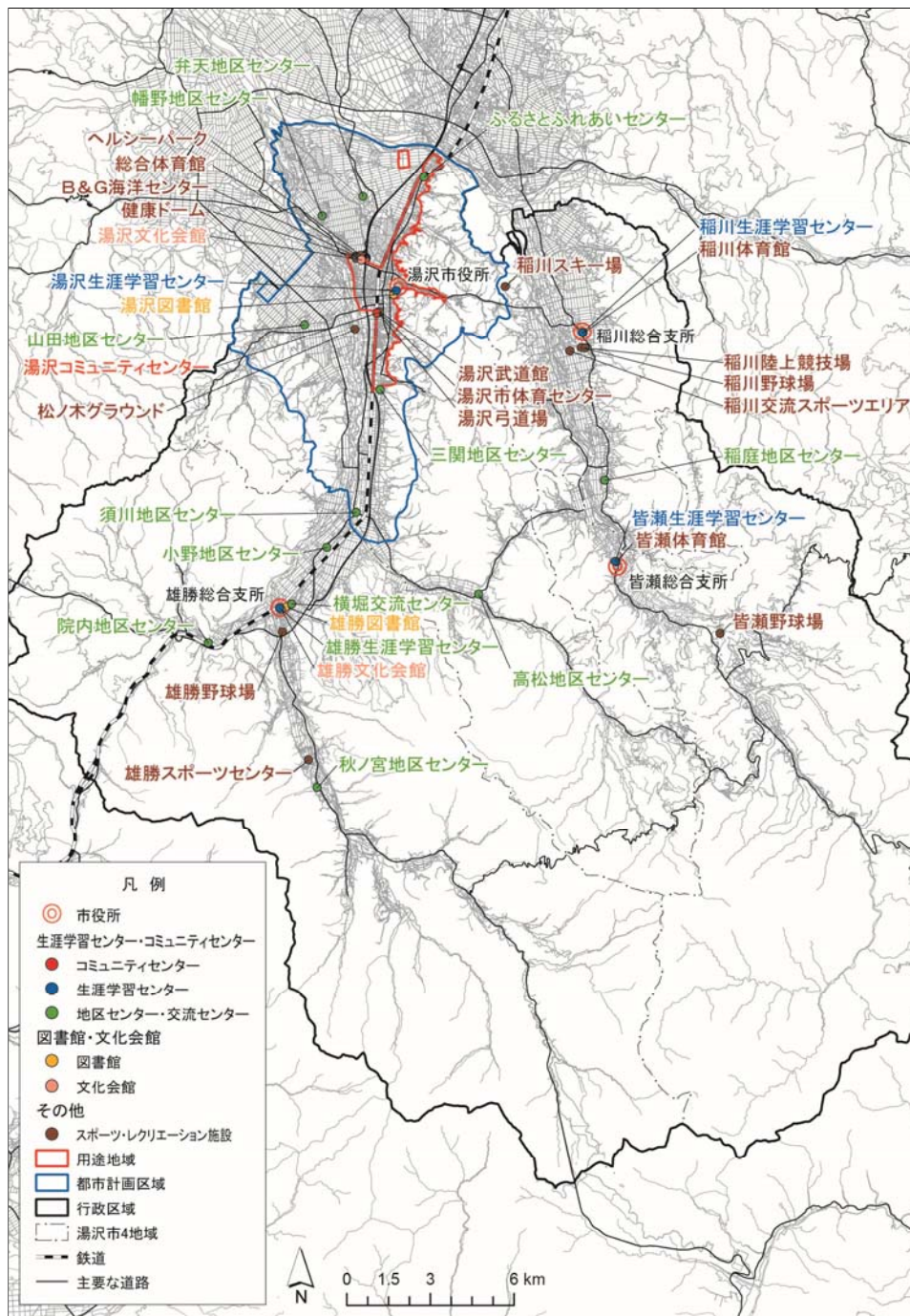


図 生涯学習センター・文化施設等の配置状況

資料：公共施設案内/教育施設（湯沢市 HP）

2.1.7 公共交通の動向

- ◆公共交通体系は、鉄道、路線バス、乗合タクシーにより形成されており、鉄道・路線バス利用者が減少し、人口減少により総人口の大きな減少が想定（高齢者人口は微減）
- ◆用途地域内の利用圏カバー率は91%と高い（行政区域58%）

(1) 公共交通体系

- ・市内の公共交通は、鉄道1路線（6駅）と路線バス8路線を主体とし、路線バスが運行されていない地域の生活の足として乗合タクシーを18路線（定期2路線、予約制16路線）運行している。
- ・上記以外にコミュニティバスを運行しているが、利用者の多くが通学生の利用となっている。
- ・路線バスは、幹線道路を中心に運行されており、各地域の総合支所を連絡しているほか、雄勝中央病院を連絡し、横手市や羽後町を連絡している。

表 鉄道運行本数

路線名	運行本数		備考
湯沢駅ほか5駅 (下湯沢駅、上湯沢駅、三関駅、横堀駅、院内駅)	下り	17	うち快速1本、湯沢駅発5本、院内駅発2本
	上り	12	うち院内駅止2本

出典：湯沢市地域公共交通網形成計画※（平成28年1月）

表 乗合タクシー片道平均運行本数

	路線名	平日		土曜日		日祝日		種類
		往路	復路	往路	復路	往路	復路	
1	湯沢沼館線	3	3	0	0	0	0	定期 運行路線
2	弁天線	3	3	3	3	3	3	
3	切畑線	5	5	5	5	0	0	
4	石塚線	5	5	5	5	0	0	
5	泥湯線1※	1	4	1	4	0	0	予約 運行路線
6	泥湯線2※	4	2	4	2	4	2	
7	岩城線	7	7	0	0	0	0	
8	三ツ村線	5	5	0	0	0	0	
9	東山線(月・水・金)	5	5	0	0	0	0	
10	秋ノ宮線※	6	9	6	9	6	9	
11	松根線	6	7	0	0	0	0	
12	山ノ田線	6	7	0	0	0	0	
13	南沢線	6	7	0	0	0	0	
14	八丁線	6	7	0	0	0	0	
15	藤倉線	4	5	0	0	0	0	
16	若畑線	4	5	0	0	0	0	
17	沖ノ沢線	4	5	0	0	0	0	
18	湯ノ沢線	4	5	0	0	0	0	

資料：各路線時刻表（湯沢市HP）
表中の※は曜日により経由地が異なる

表 路線バス片道平均運行本数

	路線名	平日		土曜日		日祝日	
		往路	復路	往路	復路	往路	復路
1	横堀線	8	8	7	7	7	7
2	雄湯郷ランド循環線	5	5	5	5	5	5
3	横手・小安線	9	10	6	7	6	6
4	横手・湯沢線	13	13	8	8	8	8
5	岩井川線	8	8	5	7	5	6
6	山田線	9	11	5	8	4	7
7	西馬音内線	9	10	6	6	5	5
8	湯沢・小安線	11	11	10	10	7	7

資料：各路線時刻表（羽後交通HP）
なお、時刻表は平成29年4月1日改正

表 コミュニティバス片道平均運行本数

	路線名	運行本数
1	大門線	1.5

資料：湯沢市地域公共交通網形成計画（平成28年1月）

※地域公共交通網形成計画：市と事業者が協議の上、まちづくりと一体的に面的な公共交通ネットワークを再構築するために市が策定した計画

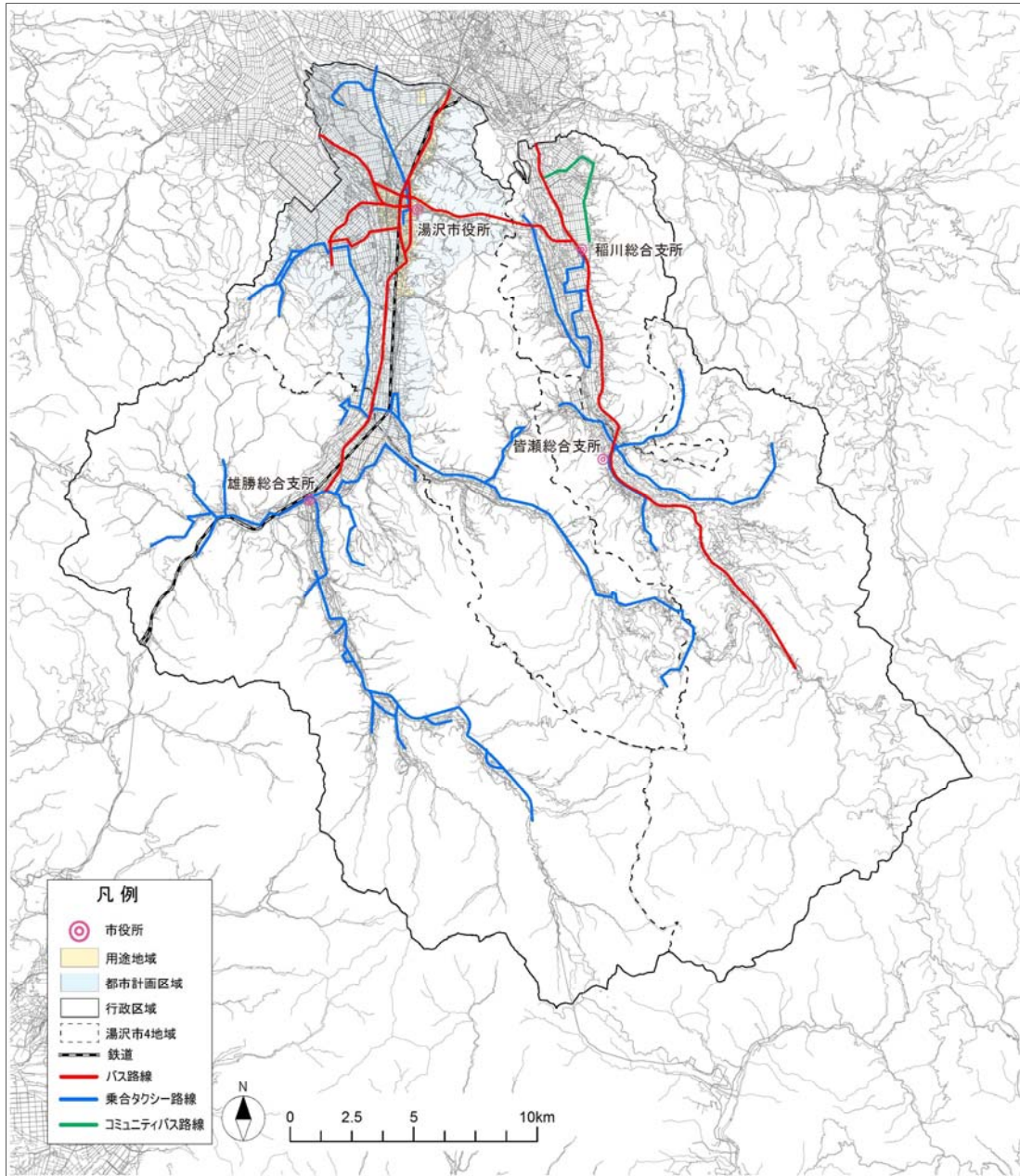


図 公共交通の配置状況

資料：湯沢市地域公共交通網形成計画（平成 28 年 1 月）

(2) 利用状況

- ・鉄道や路線バスの利用者数は近年減少傾向を示している一方で、乗合タクシーの利用者は増加傾向にある。

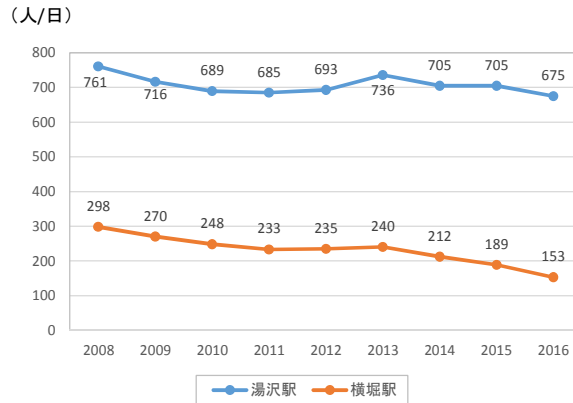


図 主要駅の日平均乗車人員

資料：各駅の乗車人員（JR 東日本 HP）

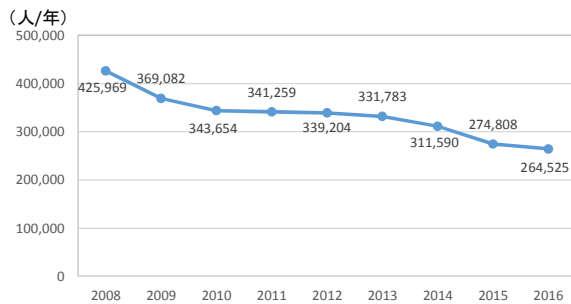


図 路線バスの延乗車人員

資料：湯沢市地域公共交通網形成計画（平成 28 年 1 月）、湯沢市提供資料

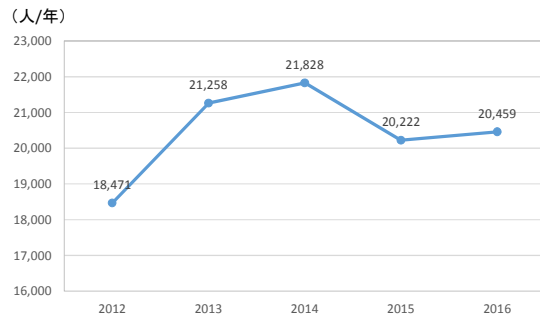


図 乗合タクシーの延輸送人員

資料：湯沢市地域公共交通網形成計画（平成 28 年 1 月）、湯沢市提供資料

(3) 利用圏内人口

- ・鉄道及び路線バスの徒歩利用圏人口カバー率は、市全体で 58%程度であるが、用途地域内は 91%と高くなっている。
- ・徒歩利用圏内人口は、2010 年（平成 22 年）から 2030 年にかけて、総人口で 69%程度に減少するが、利用が多い高齢者は 95%程度までの減少にとどまると想定されている。

表 鉄道・路線バスの徒歩利用圏内人口

	2010	
	総人口	カバー率
行政区域	50,843	
うち、利用圏内	29,470	58.0%
湯沢地域	30,991	
うち、利用圏内	20,587	66.4%
都市計画区域	29,352	
うち、利用圏内	20,587	70.1%
用途地域	17,710	
うち、利用圏内	16,139	91.1%
稲川地域	9,282	
うち、利用圏内	4,573	49.3%
雄勝地域	7,950	
うち、利用圏内	3,116	39.2%
皆瀬地域	2,620	
うち、利用圏内	1,194	45.6%

資料：2010 年国勢調査 100m メッシュを基に集計

表 鉄道・路線バスの徒歩利用圏内人口の推移（総人口）

行政区域	2010	2030		2040	
	総人口	総人口	2010年比	総人口	2010年比
行政区域	29,470	20,418	69.3%	16,570	56.2%
湯沢地域	20,587	14,547	70.7%	11,892	57.8%
都市計画区域	20,587	14,547	70.7%	11,892	57.8%
用途地域	16,139	11,454	71.0%	9,361	58.0%
稲川地域	4,573	3,139	68.6%	2,530	55.3%
雄勝地域	3,116	1,943	62.4%	1,526	49.0%
皆瀬地域	1,194	789	66.1%	622	52.1%

資料：2010 年国勢調査 100m メッシュを基に集計

表 鉄道・路線バスの徒歩利用圏内人口の推移（65 歳以上人口）

行政区域	2010	2030		2040	
	65歳以上人口	65歳以上人口	2010年比	65歳以上人口	2010年比
行政区域	9,566	9,061	94.7%	7,978	83.4%
湯沢地域	6,438	6,238	96.9%	5,647	87.7%
都市計画区域	6,438	6,238	96.9%	5,647	87.7%
用途地域	5,018	4,883	97.3%	4,424	88.2%
稲川地域	1,473	1,472	99.9%	1,229	83.4%
雄勝地域	1,234	955	77.4%	770	62.4%
皆瀬地域	421	396	94.1%	332	78.9%

資料：2010 年国勢調査 100m メッシュを基に集計

2.1.8 災害に係る動向

◆山地部における土砂災害や雪崩災害のほか、平野部の洪水、全域に渡る地震災害といった多様な自然災害の被害が想定されている

(1) 土砂災害・雪崩

- ・市域は、奥羽山脈や出羽丘陵に囲まれ、雄物川水系の河川が流下する地形特性から、土砂災害や洪水災害の発生が危惧されている。
- ・本市は、日本有数の豪雪地域であり、市域全域が特別豪雪地帯に指定されているほか、雪崩危険箇所が指定されている。
- ・土砂災害危険箇所や雪崩危険箇所は、山地部のほか用途地域東側の丘陵地域においても指定されている。

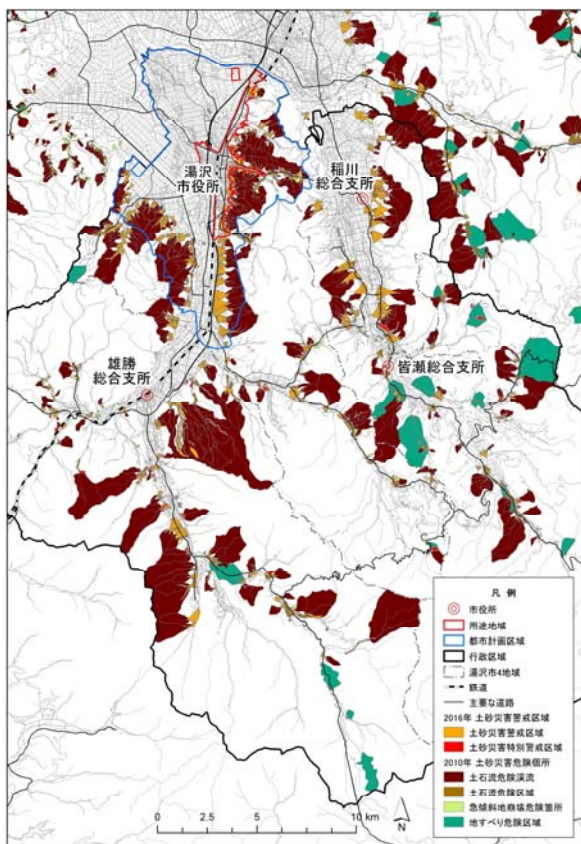


図 土砂災害危険箇所

出典：国土数値情報ダウンロードサービス（国土交通省）

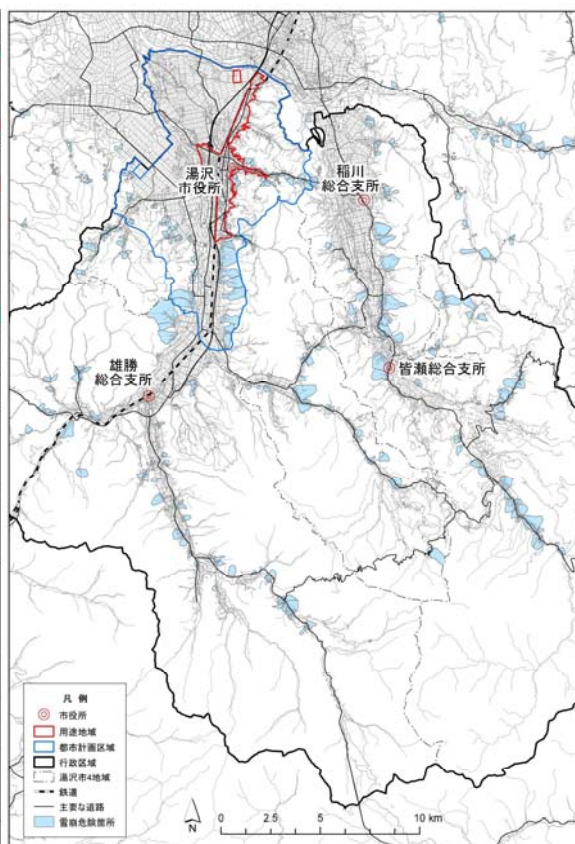


図 雪崩危険箇所

出典：国土数値情報ダウンロードサービス（国土交通省）

(2) 洪水

- 雄物川では、右岸側の JR 奥羽本線以西の地域を中心に浸水想定区域が広がっており、用途地域内の湯沢駅西側の地域や用途地域北西部の集落地帯、雄勝地域の小野地区などが浸水することが想定されているほか、役内川では、左岸を中心とした浸水が想定されている。

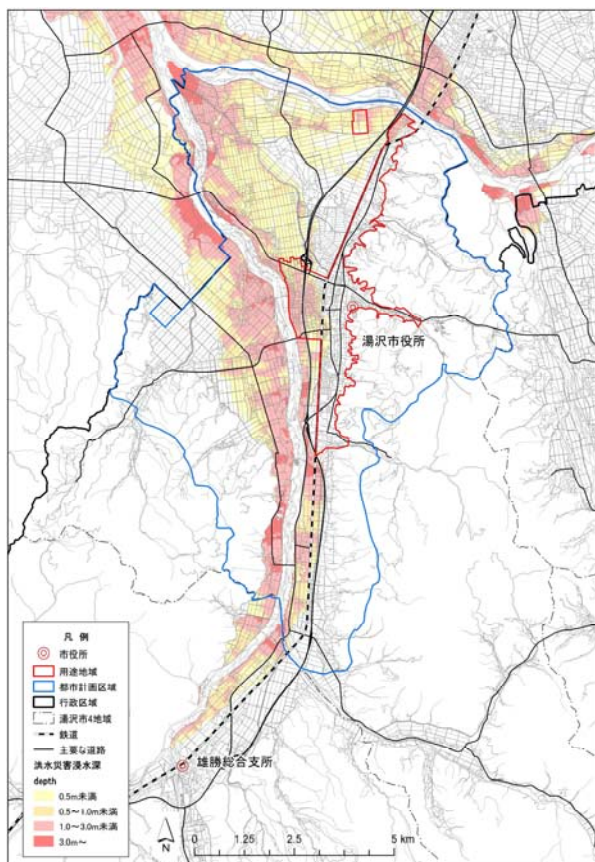


図 雄物川・皆瀬川浸水想定区域

出典：国土交通省 湯沢河川国道事務所提供資料

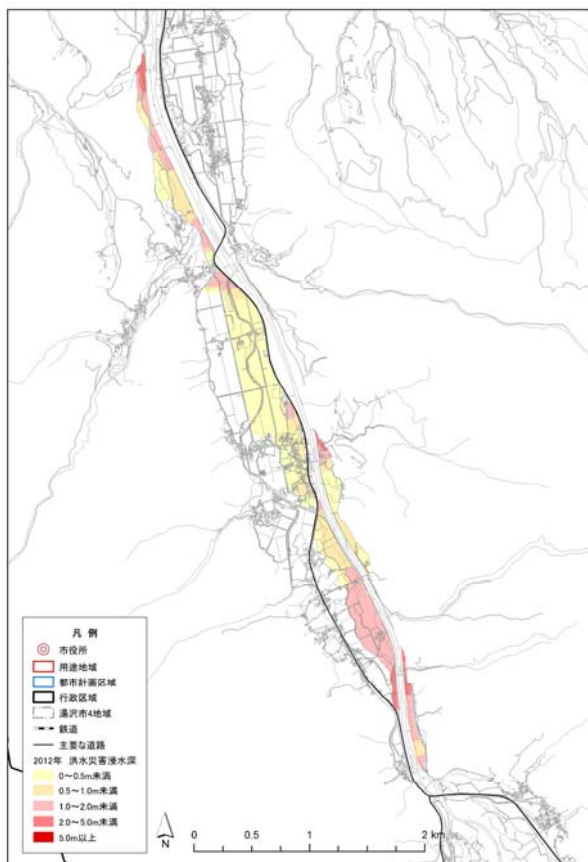


図 役内川浸水想定区域

出典：国土数値情報ダウンロードサービス

(3) 地震

- 地震災害では、市内への影響が最も懸念される地震は横手盆地真昼山地連動によるものであり、最大震度が7、全壊棟数2,571件、死者167名といった被害が想定され、人的被害の多くは、建物の倒壊により発生すると考えられている。
- 地震災害によるライフラインの被害としては、総人口の1/4に対し上水道の供給が断たれ、7割の世帯で停電が発生すると想定されている。

表 真昼山地連動 (M=8.1) 被害状況

	最大震度	建物被害			人的被害		ライフライン被害		避難者数 4日後(人)
		全壊(棟)	半壊(棟)	焼失(棟)	死者(人)	負傷者(人)	上水道断水 人口(人)	電力停電 世帯数(世帯)	
湯沢市	7	2,571	7,169	4	167	1,276	12,034	11,606	9,356
県全体	-	72,594	62,000	1,034	4,524	18,183	219,433	149,768	152,464

資料：秋田県地震被害想定調査報告書【概要版】(平成25年8月秋田県)

(4) 水害

- 2011年度（平成23年度）～2015年度（平成27年度）には4回の水害が発生しているが、全て内水氾濫であり、用途地域内で多く発生している。

図 水害発生履歴

	災害発生年月日	位置	名称・地区名	浸水面積 (ha)	床下浸水 (戸)	最大時間雨量 (ミリ/h)	総雨量 (ミリ)	
1	H23.8.18	用途地域	清水町4丁目	0.02	2	35	116.5	
2			千石町1丁目	0.01	1	35	116.5	
3			杉沢字戸石崎	0.06	1	35	116.5	
4			成沢字堤端	0.03	1	35	116.5	
5	H25.7.8	都市計画区域外	上院内	0.01	1	37.5	84	
6	H25.7.27	用途地域	千石町	0.24	19	31.5	33	
7			西新町	0.08	7	31.5	33	
8			清水町	0.01	1	31.5	33	
9			愛宕町	0.01	1	31.5	33	
10			田町	0.02	2	31.5	33	
11			材木町	0.01	1	31.5	33	
12			松岡字防中	0.02	1	35	116.5	
13			森字嶽ノ下	0.03	1	35	116.5	
14			都市計画区域外	皆瀬	0.01	1	31.5	33
15				稲庭町	0.01	1	31.5	33
16	H25.8.5	白地地域	成沢	0.02	2	27	50.5	

出典：平成28年度都市構造分析調査（湯沢市都市計画区域）

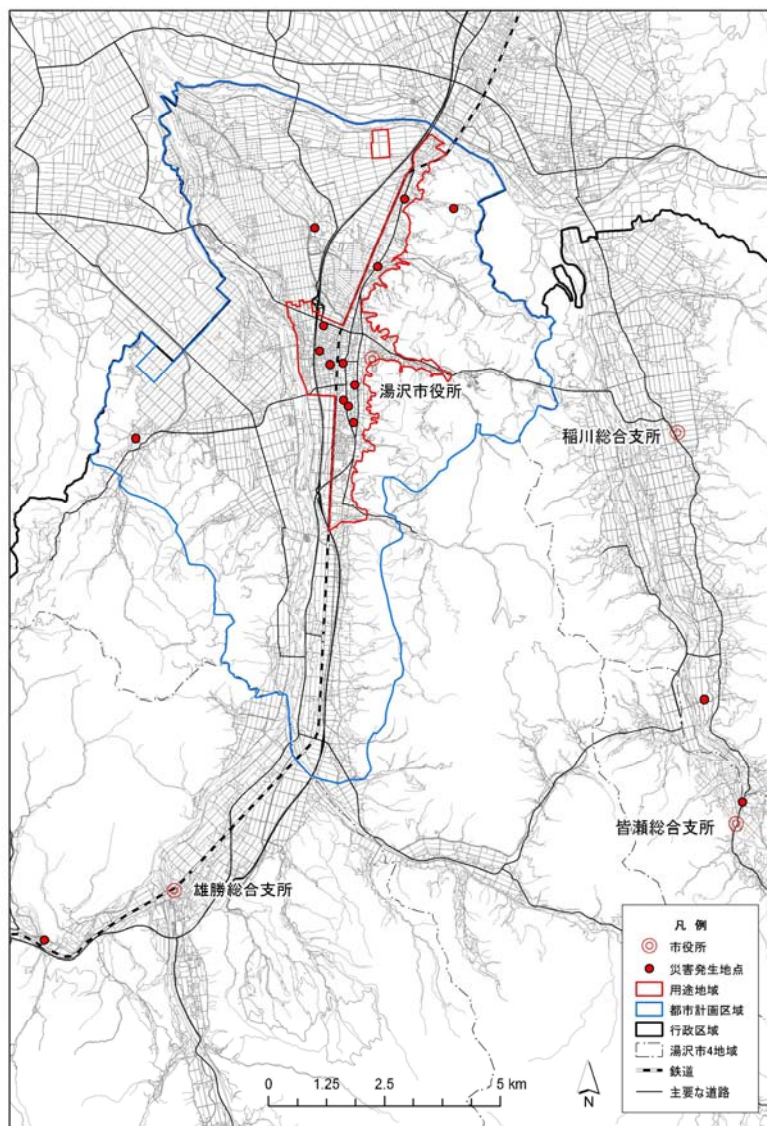


図 水害発生位置図

出典：平成28年度都市構造分析調査（湯沢市都市計画区域）

- ・ 市民 1 人当たりの公共建築物の延床面積は人口規模が同規模の都市と比較して多くなっており、今後、維持更新費が大幅に不足すると想定されるため、湯沢市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 2 月）において、2040 年までに延床面積を 45%削減する方針を示している。
- ・ 今後は、人口減少による経済規模縮小による自主財源の減少や社会保障関係費など義務的経費の増加による更なる財政構造の硬直化が危惧される。

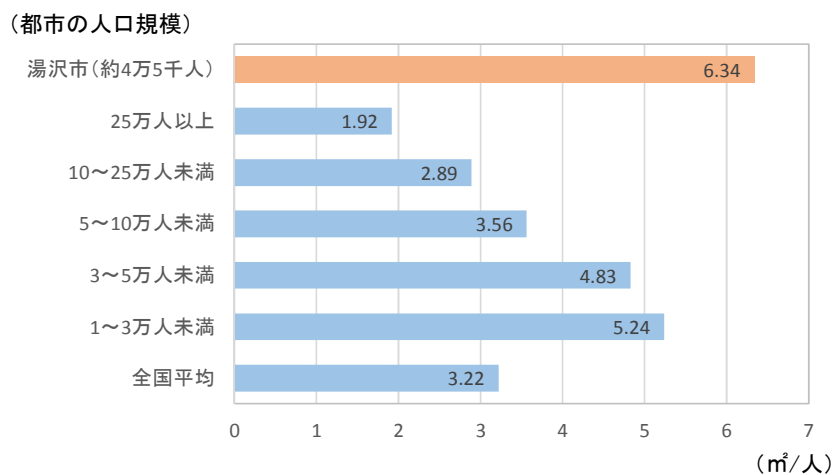


図 人口 1 人当たりの公共建築物延床面積

資料：湯沢市公共施設等総合管理計画

	1年間の平均費用(億円)			不足率
	今後40年の 改修・更新	過去5年の 投資実績	差額	
公共建築物	30.34	16.70	13.64	45.0%
インフラ資産	33.00	23.00	10.00	30.3%
合計	63.34	39.70	23.64	37.3%

図 既存公共施設等の改修・更新費用

資料：湯沢市公共施設等総合管理計画

2.2 都市の課題

人口に係る課題：人口が減少しても、住み続けられるまちづくりが必要です

- 総人口の減少による地域経済規模の縮小や生活利便施設の縮小・撤退などにより、市民生活の利便性低下が懸念される。
- 人口減少に伴う財政規模縮小が懸念されるとともに、人口密度の低下により市民サービス提供の効率性低下が懸念される。
- 生活利便施設が多く立地する用途地域や総合支所周辺の人口集積地において、人口減少が進展することで、生活利便施設の撤退等により地域の拠点性が低下することが懸念される。
- 各地域における人口減少と低密度化により、地域コミュニティの弱体化が生じ、日常生活や地域特有の伝統文化の継承などに支障をきたすことが懸念される。
- 人口減少抑制に向けた取り組みを推進するとともに、交流人口を活用しながら、地域経済の活性化や生活利便性の維持に取り組むことが必要である。

土地利用に係る課題：人口規模に応じた、効率的なまちづくりが必要です

- これまで、人口減少下にあって、市街地の拡大と低密度化が進行してきたため、今後、加速的な人口減少により、低密度の市街地や集落が広く分布する非効率性が高まり、市民の生活利便性の低下につながることを懸念される。
- 一方で、市街地内に多くの低未利用地や空き家が発生しており、適正な管理や活用が行われなければ生活環境を悪化させることが懸念される。
- 利便性が高い人口集積地域を中心に居住を促すとともに、低未利用地や空き家を適切に管理・活用することが必要である。

産業に係る課題：地域の特性を活かした、産業・交流を促すまちづくりが必要です

- 人口減少により更なる経済規模の縮小が懸念される。
- 各産業の生産性向上による経済規模の維持を図るとともに、地場産業など地域の独自性に着目した新たな取り組みや地域資源等を活かした交流人口に着目した活力向上が求められる。

都市施設に係る課題：必要な整備と機能維持に向けた適切な維持管理が必要です

【道路】

- 広域交流に資する東北中央自動車道の整備を促進することが必要である。
- 未整備の都市計画道路は、社会情勢の変化を踏まえた必要性等を勘案し、適宜、計画を見直すとともに、必要な道路整備を推進する必要がある。
- 人口減少に伴う財政規模縮小により、道路機能の維持が困難となることが懸念されるため、改修・更新費用の縮減など、持続可能な道路機能の維持に向けた取り組みを行う必要がある。

【公園緑地】

- 山林や農地などの自然環境は、農林業や観光などの産業の場であるとともに、国土保全や水源かん養など多面的な機能を有していることから、適切な活用と保全により機能確保を図る必要がある。
- 既存の公園について、適正な管理による機能の維持を図るとともに、社会情勢を踏まえながら、防災機能など必要な更新や整備を図る必要がある。

【河川・上下水道】

- 地域の安全性を高めるため、引き続き必要な河川整備を促進する必要がある。
- 生活排水処理の普及率が低い状況であるため、新たな生活排水処理整備構想に基づき、持続可能な形で整備を推進する必要がある。
- 集合処理施設が整備済みの地区については、接続を促す必要がある。
- 上水道は、湯沢市水道ビジョン（湯沢市水道事業基本計画）に基づき、未給水区域の解消を図るとともに、継続的な安定供給を図るため適正な維持管理を行う必要がある。

都市機能に係る課題：官民サービス機能の持続可能なまちづくりが必要です

- 人口集積地における人口減少により、各種都市機能の維持が困難となり、市民サービスが低下することが懸念される。
- 各種都市機能の集積が見られる用途地域や総合支所周辺の人口集積を維持するなど、機能維持を支援する取り組みが必要である。
- 各種都市機能について、施設維持ではなく、機能維持の視点に立ち、集約統合や民間活力の活用を図るなど、効率的な運営を促進する必要がある。
- また、集約統合等を図る際には、公共交通等のアクセス性に留意し、配置することが求められる。

公共交通に係る課題：公共交通の持続性を高め、守り・育てるまちづくりが必要です

- 人口減少等による公共交通利用者の減少が、運行サービスの低下に結び付き、更なる利用者の減少に結び付く負のスパイラルが継続し、公共交通の維持が困難となることが懸念される。
- 公共交通の利用性を改善し利用を促すとともに、効率的な運行を推進し、公共交通の持続性を高めることが必要である。
- 公共交通が使いやすい地域への居住を誘導するなど、潜在的需要を高める取り組みが必要である。

災害に係る課題：災害発生を抑制し、発災時に被害を低減するまちづくりが必要です

- ハード施策とソフト施策を組み合わせることで、災害を抑制するとともに、災害が発生した場合の被害を低減する取り組みを行う必要がある。
- 地震災害の人的被害を抑制するために、建物の耐震化を促進する必要がある。
- 直接的な被害のほか、道路寸断等による孤立地区の発生も想定されることから、危険性が高い地域における対応についても併せて検討する必要がある。
- 災害に対する安全性が高い地域への居住を誘導するなど、災害発生時に被害が拡大しない取り組みを行う必要がある。

財政等に係る課題：継続的な市民サービスの提供を支えるまちづくりが必要です

- 人口減少等による財政の硬直化により各種市民サービスの提供に支障をきたすことが懸念される。
- 施設運営や維持管理、サービス提供について、必要経費の圧縮や民間活力を導入するとともに、施設の統廃合などにより効率的なサービスの提供を図る必要がある。
- 既存施設や遊休不動産などの資産について、広く有効活用することで財政負担の低減を図る必要がある。
- 地域資源を活用した産業振興や交流促進等により地域経済の活性化を図る必要がある。

3. 全体構想

3.1 都市の将来目標

3.1.1 基本理念と市の将来像

基本理念及び市の将来像は、都市づくりの取り組みの根底となる考え方を示すものであるため、湯沢市の最上位計画である「第2次湯沢市総合振興計画 基本構想」の考え方に基づき設定します。

【基本理念】

◆安心と幸せがある、豊かなまちへ育てる

人やコミュニティのつながりを太く強くし、誰もが地域に見守られながら自分らしく暮らせるよう、暮らしの豊かさの向上を目指します。

◆地域を誇れる、存在感のあるまちへ育てる

豊富な地域資源の磨き上げと埋もれている資源の発掘、これらの掛け合わせで存在感のある“Yuzawa”を構築し、国内外へ広く発信することで地域への誇りと愛着心の醸成を目指します。

◆可能性が広がる、夢が生まれるまちへ育てる

国内外との交流の活性化や生涯を通じての教育・学習機会を確保し、多彩な働き方や暮らし方ができる、夢へ挑戦する活力あるまちを目指します。

【将来像】

人のつながりで磨かれる、
エネルギー
熱 あふれる美しいまち

都市計画マスタープランでは、上記の将来像の実現に向けた都市づくりの目標を設定するとともに、人口減少・高齢社会が進展する中であって、持続可能な都市構造を示し、その実現にむけた方針を設定します。

3.1.2 まちづくりの目標

「第2次湯沢市総合振興計画 基本構想」では、将来像として目指すまちの姿を5つの基本目標として設定し、その実現に向けた取組みの方向性を示しています。

本計画では、この5つの基本目標を都市形成の視点から再整理し、都市の課題を踏まえ、持続可能な都市づくりに向けた目標を設定します。

【目標①】市民とともに歩み愛され続けるまちづくり

各市民のほか、地域コミュニティ組織や市内外の NPO 組織など、様々な社会活動を行う人々の積極的な参加を得ながら、市民とともにまちづくりを行うことで、市民に愛されるまちを目指します。

【目標②】快適に住み続けられるまちづくり

自動車主体の生活だけではなく、徒歩や公共交通を使い必要な生活サービスが利用できる環境を創出することで、ライフステージ^{*}に応じた快適な生活スタイルを選択し、住み続けられるまちを目指します。

【目標③】産業の活力を支え続けるまちづくり

広域交通網や幹線道路網を強化し、市内の物流や産業振興に向けた基盤が整ったまちを目指すとともに、地域の魅力づくりを支え、来訪・回遊しやすい環境を整えることで、訪れてみたくなるまちを目指します。

【目標④】地域の文化を支え続けるまちづくり

地域の歴史や文化をまちづくりに活かすとともに、人口減少が進展する中でも、各地域の生活やコミュニティの維持を図り、地域固有の文化や地場産業などを継承し続けられるまちを目指します。

【目標⑤】豊かな自然を実感し安全・安心に住み続けられるまちづくり

文化や風土を育む優れた自然環境を保全するとともに、身近に自然を感じられる環境を整え、将来にわたって自然の豊かさを実感し続けられるまちを目指します。

また、生活を守る自然環境の保全や必要な対策を推進し防災性を高めるとともに、生活に必要な社会基盤や都市施設の必要な整備と機能を維持するための取組みを展開し、安全で安心して暮らし続けられるまちを目指します。

【基本理念】 ◇安心と幸せがある、豊かなまちへ育てる
 ◇地域を誇れる、存在感のあるまちへ育てる
 ◇可能性が広がる、夢が生まれるまちへ育てる

【将来像】 人のつながりで磨かれる、^{エネルギー}熱 あふれる美しいまち

総合振興計画の目標

- ①みんなの信頼で築く丈夫なまち
- ②健康と暮らしを共に支え合う
笑顔があふれるまち
- ③ふるさとの技が光る、
存在感あふれるまち
- ④あたたかな心と豊かな文化で
人が集うまち
- ⑤豊かな自然が輝く
安心で暮らしやすいまち

都市の課題

都市計画マスタープランの目標

- ①市民とともに歩み
愛され続けるまちづくり
- ②快適に住み続けられるまちづくり
- ③産業の活力を支え続けるまちづくり
- ④地域の文化を支え続けるまちづくり
- ⑤豊かな自然を実感し
安全・安心に住み続けられるまちづくり

図 都市計画マスタープランの目標と総合振興計画の関係

^{*}ライフステージ：家族における新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などのそれぞれの段階

3.1.3 将来都市構造

(1) 基本的な考え方

湯沢市は、市域の約8割が森林となっており、南北に流下する雄物川・役内川流域に湯沢地域と雄勝地域が、皆瀬川流域に稲川地域と皆瀬地域が位置し、東北中央自動車道、国道13号、国道108号、国道398号を中心とした骨格道路が隣接都市や各地域を連絡する都市構造となっています。

湯沢地域は、市街地を中心に、商業・業務などの日常的な都市機能や高次医療・文化などの多様な都市機能が集積し、路線バスによって各地域と連絡されており、湯沢市の都市機能の中核を担っています。

一方、稲川・雄勝・皆瀬地域では、各総合支所周辺に日常的な都市機能が集積しており、地域の市民生活を支えています。

市域南部の豊かな自然と豊富な温泉資源や雄勝地域の道の駅周辺は、観光交流の中心となっています。

今後は、人口減少社会においても持続可能なまちづくりを推進するため、現在の機能配置を基本としながら、都市機能が集積する各地域の拠点を中心にコンパクトなまちづくりを進めるとともに、各地域の地域資源を活かした交流を促進しながら、地域間の連携を維持・強化することで、市民生活を支え、活力を生み出す集約型都市構造を目指すものとします。

(2) 将来都市構造形成の方針

将来都市構造は、土地利用状況に着目したゾーンを設定した上で、湯沢・稲川・雄勝・皆瀬の各地域に、市民生活を支える持続可能な拠点を配置するとともに活力を生み出す交流拠点を配置し、連携軸で拠点相互や市外を結節する都市構造の構築を目指します。

1) 主要ゾーンの設定

① 市街地ゾーン

用途地域が指定されている区域を市街地ゾーンに位置づけ、商業や工業、居住に適した環境形成に努めながら、用途に応じた機能の維持向上を図ります。

② 生活産業ゾーン

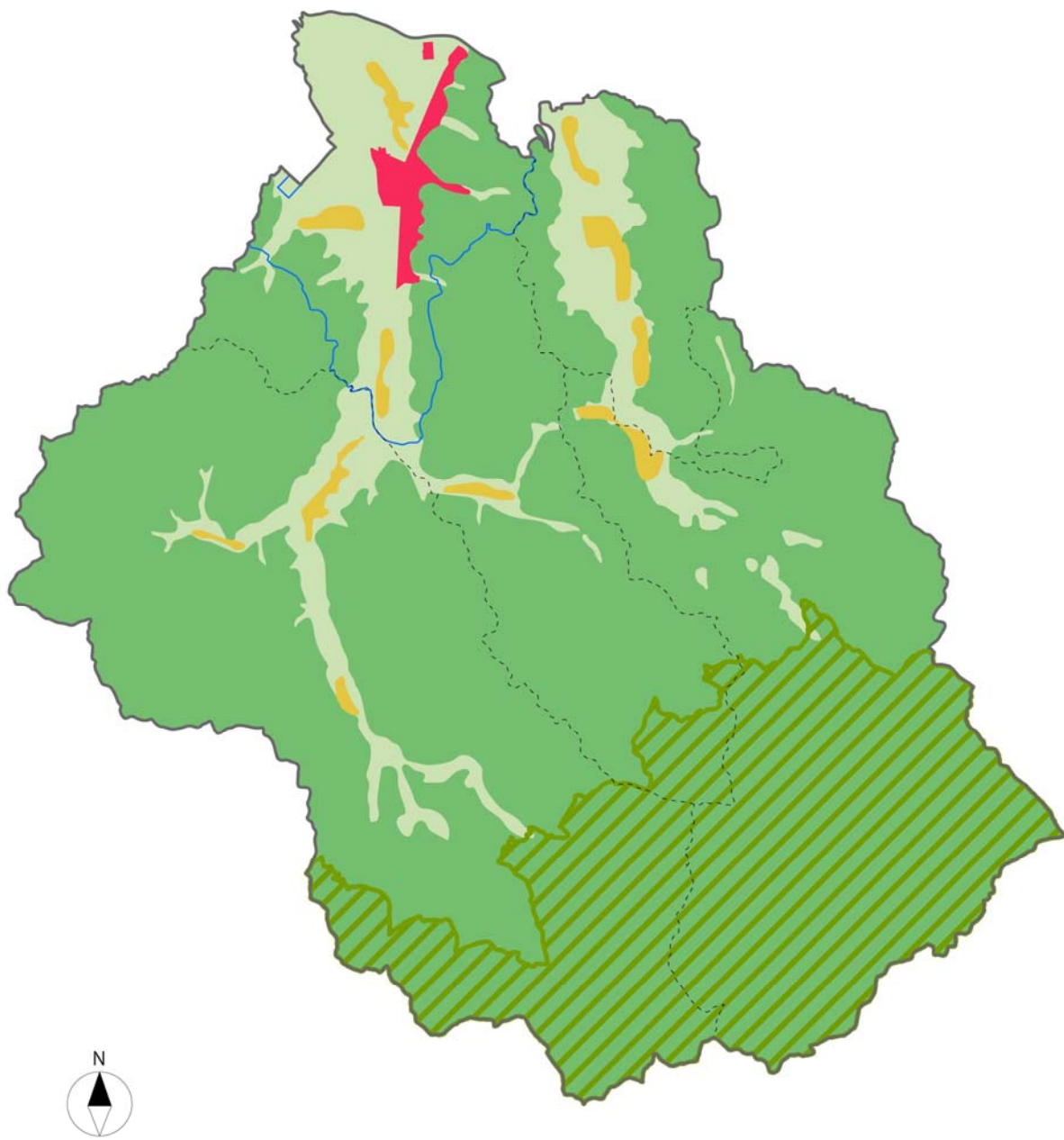
各地域の主要な集落地区を生活空間と産業空間が共存する生活産業ゾーンに位置づけ、生活の場として、また、農林業や地場産業のほか、観光交流の場として必要な基盤の整備を推進するとともに、必要な機能の維持向上を図ります。

③ 田園生活ゾーン

生活産業ゾーン周辺の平坦部を田園生活ゾーンに位置づけ、営農環境の保全を図るとともに必要な農業生産基盤の整備を図ります。

④ 自然環境保全ゾーン

豊かな自然環境の主体となっている森林地域を自然環境保全ゾーンに位置づけ、自然環境を保全しながら、林業生産や地質資源等を活用した交流促進への活用を図ります。



凡 例					
	: 市街地ゾーン		: 生活産業ゾーン		: 田園生活ゾーン
	: 自然環境保全ゾーン		: 栗駒国立公園		: 都市計画区域

図 将来都市構造（ゾーニング）図

2) 拠点の設定

① 中央拠点

地域住民の日常生活を支える商業機能や医療福祉機能、業務機能などが市内で最も集積するとともに、文化機能や行政機能など市民全体を対象としたサービス提供や交流機能が集積する用途地域の中心部を中央拠点として位置づけます。

拠点への居住を誘導するとともに、集積した機能の維持や不足する機能の誘導、複数機能の集約配置を図るなど、コンパクトで利便性の高い生活空間を形成し、拠点性の維持・向上を図ります。

② 地域拠点

地域住民の日常生活を支える商業機能や医療・福祉機能などが集積する稲川・雄勝・皆瀬の各総合支所周辺を地域拠点として位置づけます。

各地域における市民生活・活動の拠点として、現在の生活サービス機能や居住機能を維持するとともに、公共交通を利用し、中央拠点の広域サービスを楽しむことができる環境の維持向上を図ります。

③ 広域医療福祉拠点

湯沢・雄勝医療圏の中核医療機関である雄勝中央病院を広域医療福祉拠点と位置づけます。

市民の誰もが利用できる環境が必要であることから、各地域から、公共交通によるアクセスが可能な環境の維持向上を図ります。

④ 観光交流拠点

豊かな温泉資源や自然環境を活かした観光の中心地域である、秋の宮温泉郷、泥湯温泉、小安峡温泉と市内観光の拠点となっている、道の駅おがち「小町の郷」周辺を観光交流拠点と位置づけます。

拠点及び周辺の環境を保全しながら、周辺環境と調和した機能強化を図るとともに、各地域に所在する交流資源と連携することで全体の魅力を高め、交流の促進を図ります。

3) 連携軸の設定

① 広域連携軸（高速）

中央拠点と雄勝地域拠点を連絡する国道 13 号と JR 奥羽本線に沿った縦軸を広域連携軸（高速）と位置づけます。

東北中央自動車道の全線開通や奥羽本線の新幹線化を促進し、広域交流を促す高速交通体系の形成を図ります。

② 広域連携軸

市内を縦貫し、県内周辺都市や宮城県を連絡する国道 108 号、国道 398 号、（主）湯沢雄物川大曲線、（県）川連増田平鹿線を広域連携軸と位置づけます。

地域資源を活かした広域交流や地域間連携を促すため、必要な整備を促進し、安定的に円滑で安全な通行の確保を図ります。

③ 地域連携軸（公共交通）

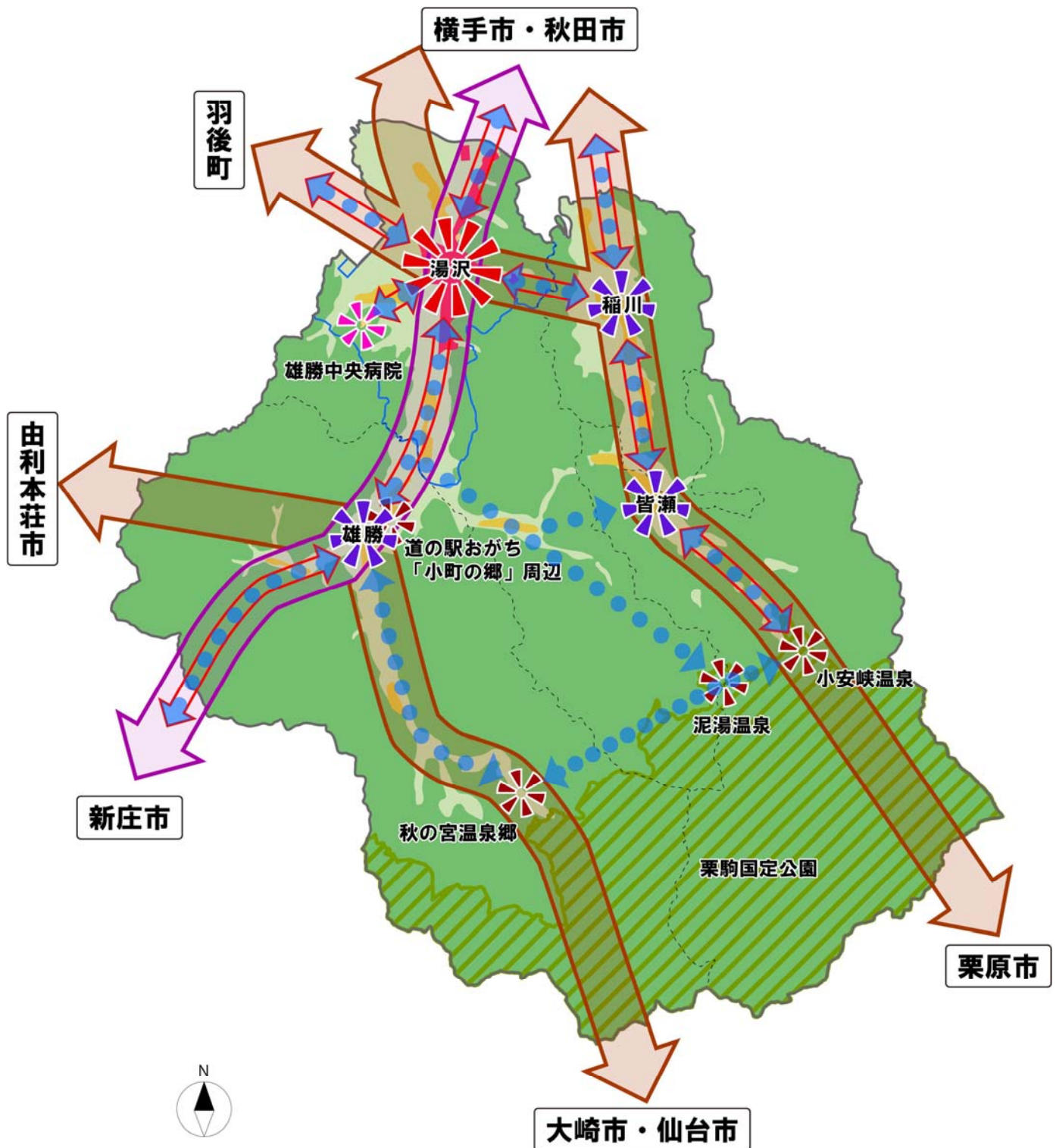
拠点間相互や隣接都市を接続する JR 奥羽本線と定期バス路線を地域連携・公共交通軸と位置づけます。

地域内の集落などを連絡する予約型路線と連携しながら、公共交通の持続性や利便性の向上を図ります。

④ 地域連携軸

拠点間連絡の多重性を確保し、安全で円滑な地域間連携を行うため、(主)湯沢栗駒公園線、(県)稲庭高松線、(県)秋ノ宮小安温泉線を地域連携軸として位置づけます。

地域間の連携や交流を促すため、安全で円滑な通行の確保を図ります。



凡 例







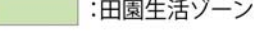
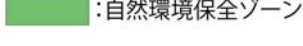
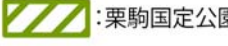
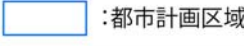
 : 中央拠点	 : 地域拠点	 : 広域医療福祉拠点	 : 観光交流拠点
 : 広域連携軸 (高速)	 : 広域連携軸	 : 地域連携軸 (公共交通)	 : 地域連携軸
 : 市街地ゾーン	 : 生活産業ゾーン	 : 田園生活ゾーン	 : 自然環境保全ゾーン
 : 栗駒国定公園	 : 都市計画区域		

図 将来都市構造図

3.2 まちづくりの基本方針

3.2.1 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

湯沢市の土地利用は、山林や農地、河川などの自然的土地利用が95%以上を占めており、これらを基盤とした、農林業や地場産業、観光産業が営まれています。

そのため、これらの自然的土地利用を保全するとともに、都市的土地利用の拡大を抑制することで、関連する産業の維持・育成を図ることが必要です。

一方、人口減少が引き続き継続することから、無秩序な都市的土地利用の拡大を抑制し、空き地や空き家などを活用しながら持続可能なまちづくりを推進します。

特に各地域の拠点地区では、人口減少とともに低密度化が進行していることから、必要な生活機能やコミュニティを維持するため、必要な生活環境の改善や必要な都市機能の維持・集積を図るとともに、空き家バンクの活用や利活用者のマッチングを実施し、居住や定住を推進することで、一定の人口密度を確保しつつ、他地域と連携しながら、各地域での生活・文化の持続が可能なコンパクトなまちづくりを推進します。

(2) 土地利用の方針

1) 住居系土地利用

① 住居系土地利用（中密度）

湯沢駅東側の中心市街地周辺地区や湯沢駅西側地区など、比較的人口密度が高く、生活利便施設が立地する地区は、歩行環境の改善や必要な生活基盤の整備を進め、戸建て住宅や集合住宅を中心としながら、生活利便施設の混在を許容し、安全で利便性の高い住宅地を形成します。

そのため、既存ストックの活用等を行いながら居住を誘導するとともに、生活利便施設の立地を維持・誘導することで利便性の高い生活環境の維持・向上を図ります。

② 住居系土地利用（低密度）

用途地域の南部及び北部などの農地なども混在する住宅地は、必要な下水道など生活排水処理施設の整備や生活道路の改善などにより、生活環境の改善を図り、戸建て住宅を中心としたゆとりある住宅地を形成します。

③ 集落系土地利用

【地域拠点周辺集落】

稲川、雄勝、皆瀬地域の中心拠点周辺の集落は、周辺の自然環境や営農環境を保全しながら、必要な生活基盤の整備や日常生活を支える生活利便機能、農業や地場産業等の機能を維持・確保し、戸建て住宅と生活利便施設や産業施設等が混在する住宅地を形成します。

併せて、移住や定住を促進することで、地域コミュニティの維持、文化や地場産業等の振興・伝承を図ります。

【地域拠点以外の主要集落】

周辺の自然環境や営農環境を保全しながら、生活環境の維持を図り、戸建て住宅を中心とする住宅地を形成するとともに、自然豊かな生活環境を活かした移住を促進し、地域コミュニティの維持を図ります。

2) 商業系土地利用

① 中心商業地

湯沢駅から市役所を中心とした地区を市全体の社会経済活動の中心的役割を果たす中心商業地として位置づけ、官民連携のもと市街地再開発や空き店舗対策などを推進し、多様な生活サービス機能の集積や居住の集積を図ることで、利便性と居住性の向上を図ります。

更に、各地域からの公共交通によるアクセス性の改善を図り、各地域から多様な都市機能を利用しやすい環境を形成します。

また、ユニバーサルデザイン*導入の推進などによる良好な歩行環境の形成を図るとともに、良好なまち並みの維持・形成を図り、居住を誘導することで、利便性が高く快適な居住環境を提供し、過度に車に頼らず生活できる環境を構築します。

② 沿道商業系土地利用

中心市街地に隣接する、国道 13 号（都市計画道路新国道線）及び国道 398 号（都市計画道路湯ノ原線）沿道は自動車交通の利便性を活かした沿道商業地として維持します。

また、中心市街地に隣接する（県）西松沢杉沢線沿道は、周辺住民の日常生活を支える商業機能や事務所機能を有する沿道商業地として維持します。

③ 文化交流拠点

湯沢 I. C. 西側の国道 398 号（都市計画道路湯ノ原線）沿道には、湯沢文化会館や湯沢市総合体育館、湯沢雄勝広域交流センターが立地しており、良好な交流環境を維持し、文化交流を促進します。

3) 工業系土地利用

① 工業団地

企業が立地する湯沢工業団地及び山田工業団地は、本市の工業拠点として、操業環境を維持し、工業振興を図るとともに、更なる産業集積を促進するため、企業誘致の前提条件となる新たな工業用地の整備を行います。

② 沿道産業系土地利用

用途地域内の北部及び南部における国道 13 号沿道や奥羽本線西側の（県）雄勝湯沢線沿道は、工業施設と住宅や商業施設との混在を容認し、操業環境と居住環境との調和を図ります。

③ 流通業務系土地利用

用途地域西側の国道 398 号沿道は、湯沢 I. C. の利便性を活かした流通業務地として、周辺の営農環境の保全を図りつつ、産業集積や操業環境の保全を図ります。

4) 自然系土地利用

① 農地

農業地域は、食糧生産の場であるとともに、生物多様性の保全や良好な景観形成、文化伝承等の多面的な機能を有していることから、生産基盤の強化を図るとともに、無秩序な開発を抑制し、良好な営農環境の保全を図ります。

② 森林

森林地域は、産業や文化、交流の基盤であるとともに、国土保全や水源かん養など多面的な機能を有していることから、現在の自然環境を保全することを基本としつつ、林業面での活用のほか、地熱エネルギーやジオサイト等の地質資源などの活用を図ります。

*ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢などに関わらず、多くの人々が利用しやすいようにデザインする考え方

5) その他の拠点

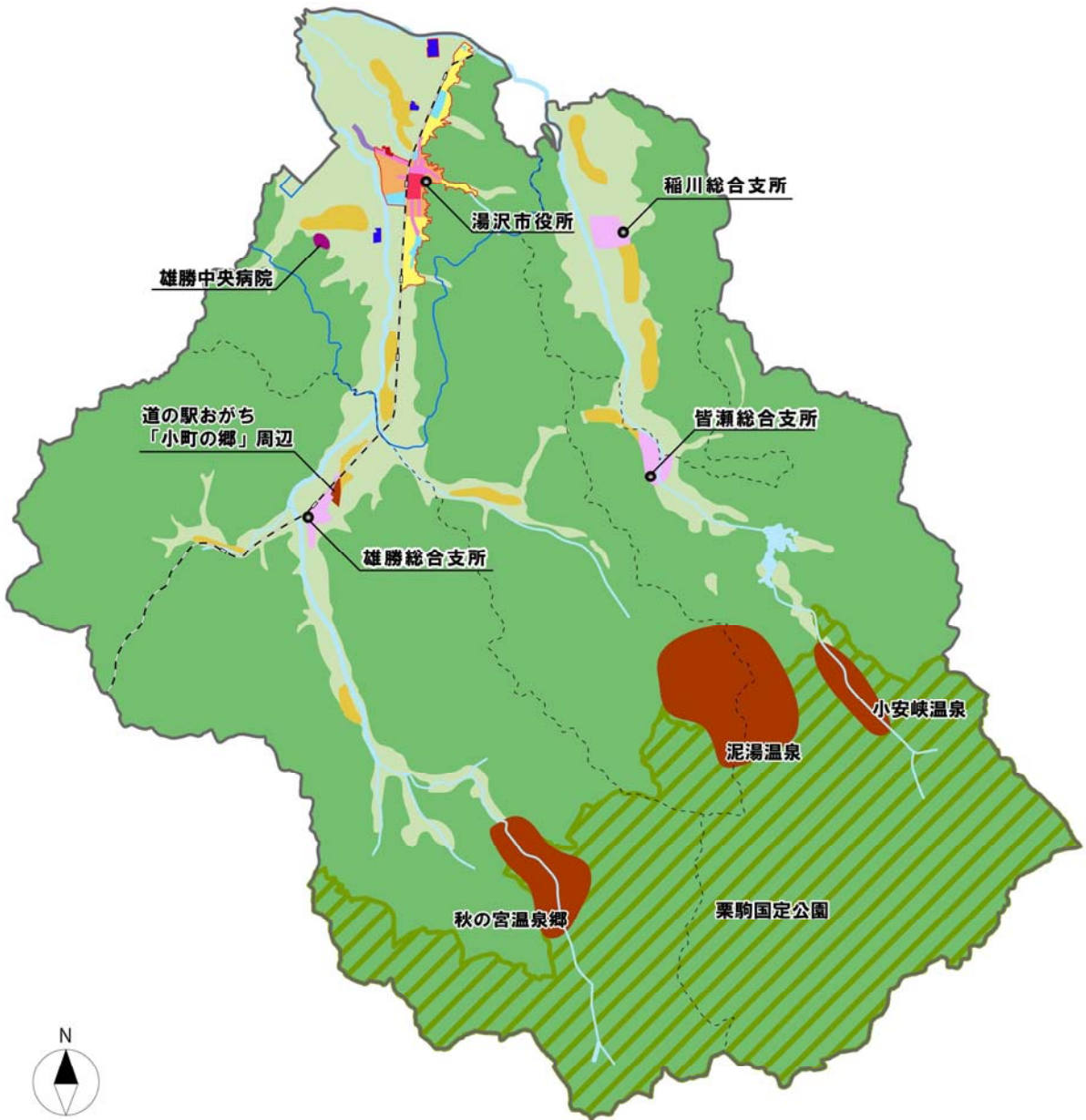
① 観光交流拠点

森林地域に所在する秋の宮温泉郷、泥湯温泉、小安峡温泉は、魅力である自然環境との調和を図りながら観光交流機能の強化を図るとともに、市内の各地域の資源やイベントなどとの連携や市外を含めた広域的な連携を強化し、観光交流の促進を図ります。

道の駅おがち「小町の郷」周辺は、農業地域との調和や地域中心との連携を図りながら、観光交流機能の強化を図るとともに、市内の各種観光資源と連携することで、観光交流の窓口としての役割を高めます。

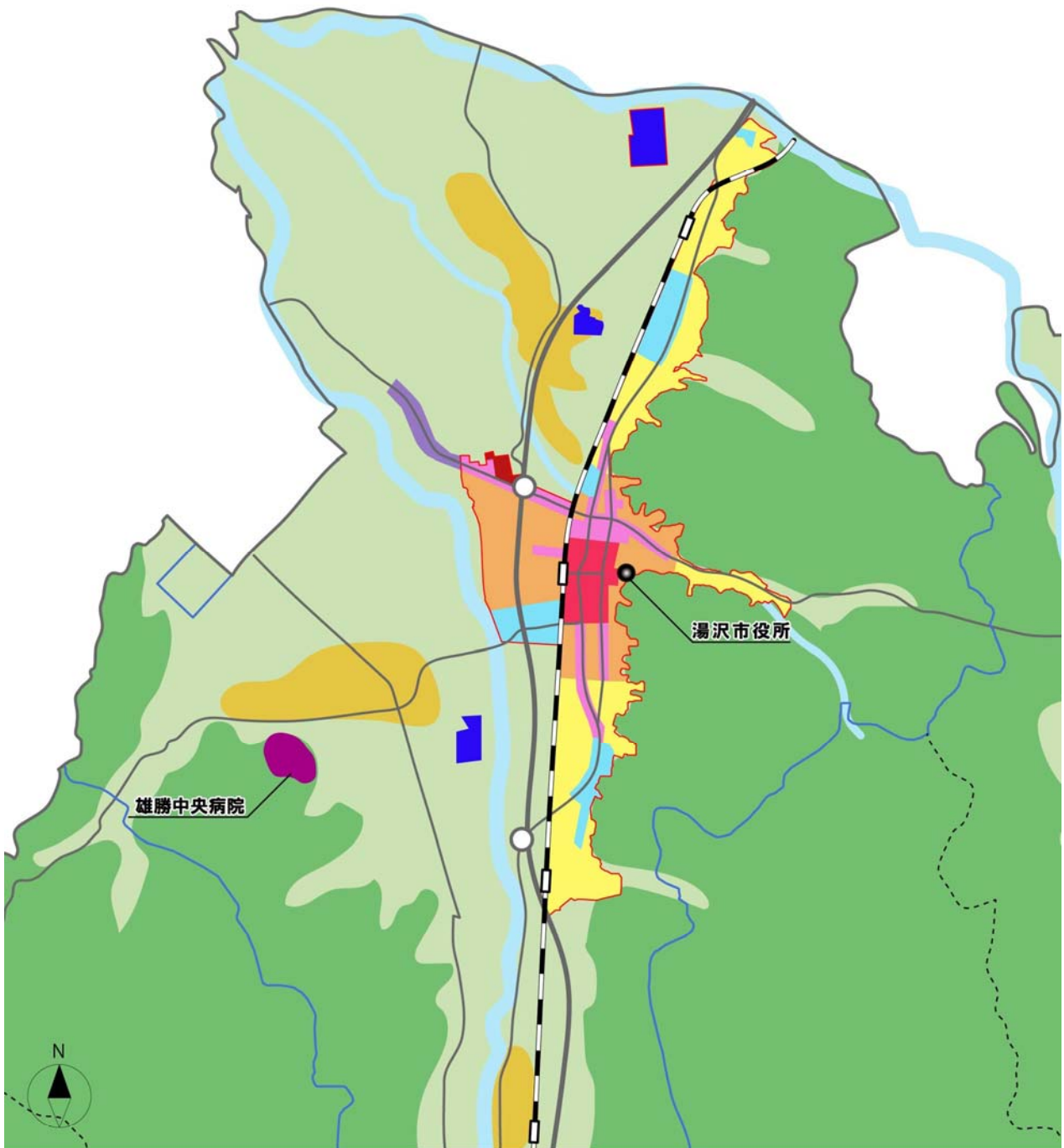
② 広域医療福祉拠点

雄勝中央病院周辺については、周辺の自然環境との調和を図りながら、市内及び隣接都市の医療福祉拠点として、環境を維持するとともに、誰もが市内各所から利用できる環境を整備・強化します。



凡 例		
: 住居系土地利用 (中密度)	: 住居系土地利用 (低密度)	: 集落系土地利用 (地域拠点周辺)
: 集落系土地利用 (地域拠点周辺以外)	: 中心商業地	: 沿道商業系土地利用
: 文化交流拠点	: 工業団地	: 沿道産業系土地利用
: 流通業務系土地利用	: 農地	: 森林
: 観光交流拠点	: 広域医療福祉拠点	
: 用途地域	: 都市計画区域	
: 栗駒国定公園	: インターチェンジ	: 鉄道駅
: 鉄道	: 幹線道路	: 幹線道路(事業中)

図 土地利用構想図 (全域)



凡 例		
: 住居系土地利用(中密度)	: 住居系土地利用(低密度)	: 集落系土地利用(地域拠点周辺)
: 集落系土地利用(地域拠点周辺以外)	: 中心商業地	: 沿道商業系土地利用
: 文化交流拠点	: 工業団地	: 沿道産業系土地利用
: 流通業務系土地利用	: 農地	: 森林
: 観光交流拠点	: 広域医療福祉拠点	
: 用途地域	: 都市計画区域	
: 鉄道駅	: 鉄道	: 幹線道路
: インターチェンジ		

図 土地利用構想図(市街地部拡大)

3.2.2 交通体系の方針

(1) 基本的な考え方

湯沢市の交通体系は、東北中央自動車道及び国・県道を骨格とした道路網と JR 奥羽本線や路線バス、乗合タクシー、コミュニティバスによる公共交通網により形成されていますが、市民の移動の主体は自家用車が担っており、公共交通の利用者は減少傾向にあります。

引き続き、市民の移動の主体は自家用車が担うものと考えられるため、道路について、社会情勢の変化や将来需要を見据えながら必要な整備を行うとともに、道路ストックの総点検を実施し、道路施設の長寿命化を推進することで、持続的な道路機能の確保を図ります。

市内を南北に縦貫する JR 奥羽本線は、市内 6 カ所に駅が配置されているものの、秋田・山形新幹線の開通を契機に、特急列車の廃止や快速電車の減便、湯沢駅の夜間無人化などが行われ、利便性の低下や利用者の減少が見られます。

路線バスは、市内線 4 路線と隣接都市を連絡する広域路線 4 路線が運行されており、地域間や雄勝中央病院などを連絡していますが、平均乗車人員が減少傾向にあります。

路線バスが廃止・縮小された区域や公共交通空白地区に対して乗合タクシーを導入し、定期 2 路線と予約制 16 路線を運行しており、利用者は増加傾向にあります。費用負担など持続的な運行に課題を抱えています。

一方で、湯沢駅では、駅舎や東西自由通路、駅前広場などを整備し、交通結節機能の強化を推進しています。

今後は、高齢化や核家族化の更なる進行に伴い、自家用車の利用が困難となる市民が増加することが予測されることから、公共交通や地域交通を利用し、必要な生活サービスの利用可能な交通体系を持続可能な形で形成します。

(2) 交通体系の方針

1) 道路

① 広域幹線道路

東北中央自動車道は、人口減少により地域経済の縮小が危惧される中で、物流の効率化や産業振興、交流人口拡大に大きく寄与するとともに、冬期降雪時の円滑な移動の確保や市街地内の道路の混雑緩和などの役割を担う重要な路線であることから、早期全線供用に向けた取り組みを促進します。

国道 13 号、国道 108 号、国道 398 号、(主) 湯沢雄物川大曲線、(県) 川連増田平鹿線は、地域拠点間を連絡するとともに隣接都市を連絡する広域幹線道路として位置づけ、稲庭地区の国道 398 号のバイパス整備など必要な道路整備を推進するとともに、適切な維持管理を促進し、年間を通じた安全・安心・円滑な交通・交流環境を確保します。

② 市内幹線道路

(主) 湯沢栗駒公園線、(県) 雄勝湯沢線、(県) 稲庭高松線、(県) 秋ノ宮小安温泉線、(県) 羽後雄勝線は、地域拠点相互や市内の主要施設等を連絡する市内幹線道路として位置づけ、必要な整備と適切な維持管理を促進し、年間を通じた安全・安心・円滑な交通環境を確保します。

③ 市街地幹線道路

都市計画決定された幹線街路 (19 路線) は、市街地内の道路網の骨格を形成し、良好な歩行空間を備えた市街地幹線道路として位置づけます。

対象路線のうち、全線整備済み路線は 9 路線で、整備率は 77% となっており、未整備路線には当初決定から 50 年以上経過した路線も見られることから、社会情勢や将来需要の変化などを踏まえて、計画路線の必要性や実現性を総合的に評価し、計画を見直した上で、必要な路線の整備を図ります。

④ 生活道路

都市計画決定された区画街路（3路線）をはじめとし、個々の宅地の利用に供し、幹線道路に接続する生活道路は、市民の協力を得ながら、狭あい道路の拡幅や部分的な改良、冬期交通確保対策など必要な整備を行うほか、ソフト面の交通安全対策を展開することで、安全・安心な交通環境の形成を目指します。

湯沢駅東西自由通路（ゆうゆうロード）は、人口が集積する湯沢駅西側の地区と中心市街地を連絡し交流を促すとともに、交通結節機能の利用性を高める重要な通路として、適切な維持管理を実施します。

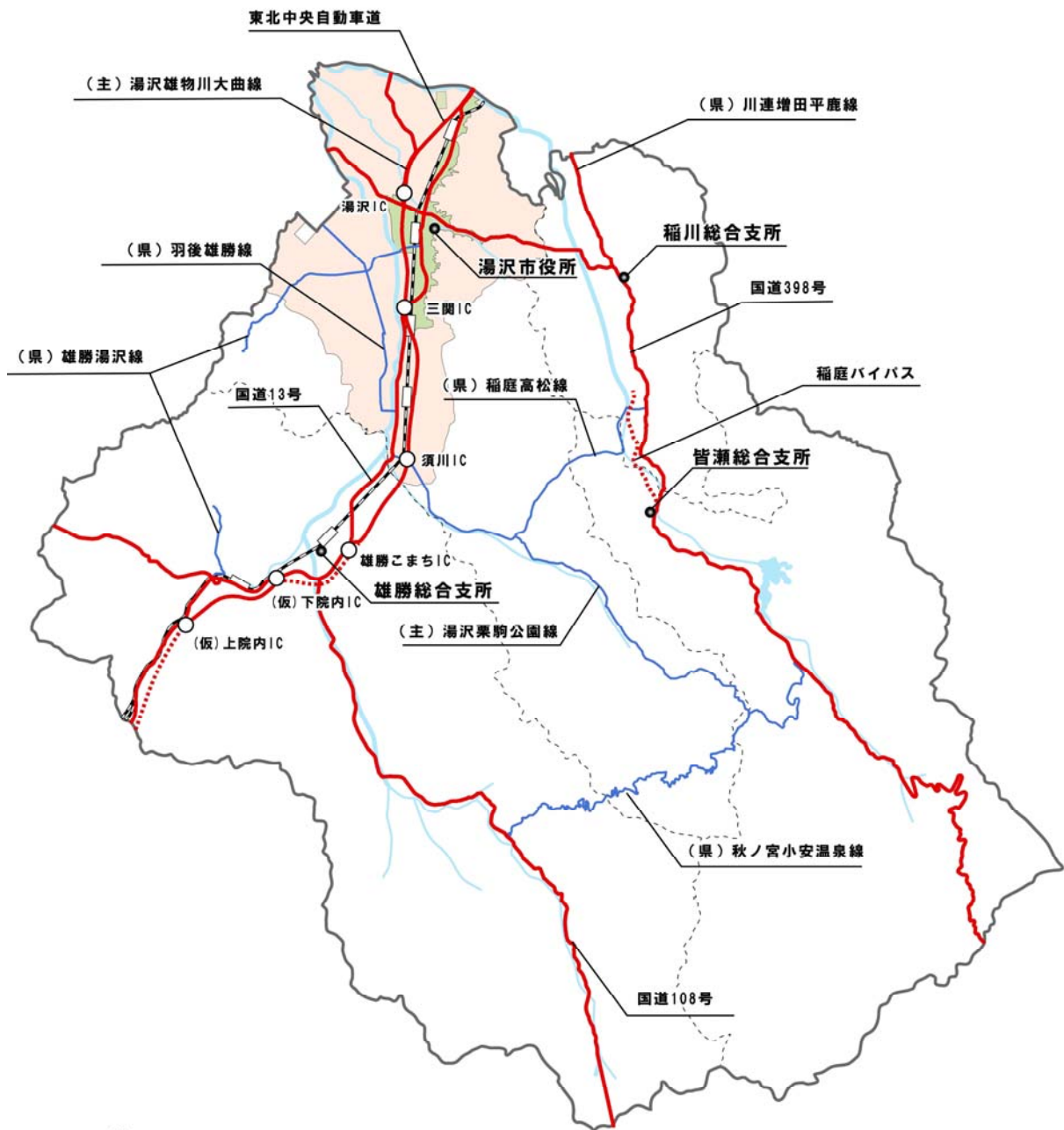
2) 公共交通

① 鉄道

鉄道は、学生や自家用車が利用できない市民にとって重要な公共交通機関であるとともに、観光交流の促進に重要な役割を担うことから、ダイヤ及び車両改善などを積極的に働きかけ、鉄道の利便性向上を推進するとともに、山形新幹線の大曲延伸による高速化（新幹線化）や快速列車の導入を働きかけ、引き続き交通結節機能の向上を図り、鉄道需要の創出・拡大を図ります。

② 路線バス・乗合タクシー等

路線バスや乗合タクシー、コミュニティバスは、市民生活や観光交流の促進に必要不可欠であることから、湯沢市地域公共交通活性化協議会などと協議を行いながら、運行効率や使いやすさの改善を図るほか、スクールバスの混乗化など新たな手段の導入について検討するなど、市民とともに持続可能な地域交通のあり方を検討します。



凡 例		
—	—	- - -
: 広域幹線道路	: 市内幹線道路	: 広域幹線道路(事業中)
○	■	■
: インターチェンジ	: 用途地域	: 都市計画区域
- - -	□	
: 鉄道	: 鉄道駅	

図 道路交通体系図 (全域)

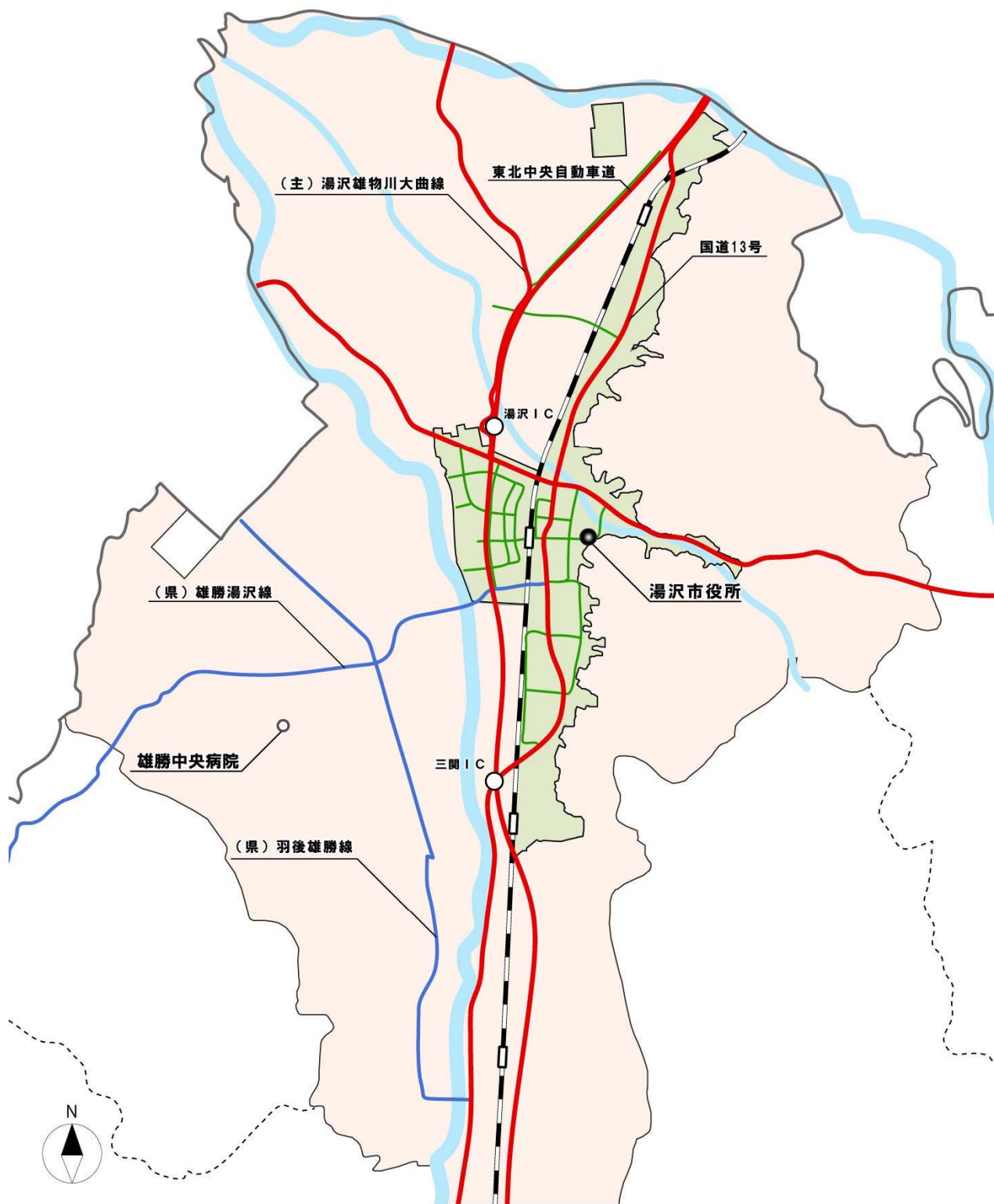
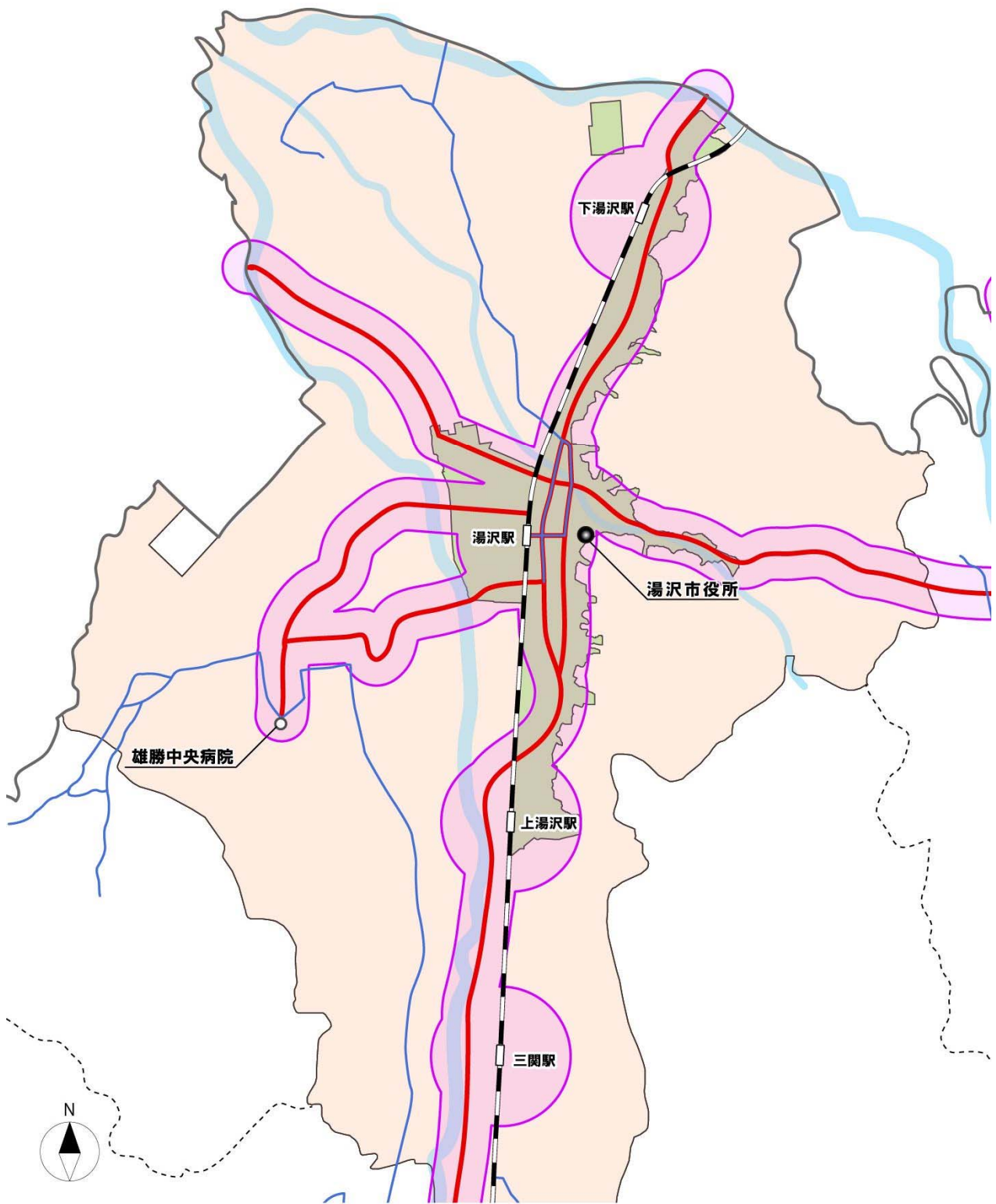


図 道路交通体系図（市街地部拡大）



凡 例			
---	：鉄道	—	：路線バス
□	：鉄道駅	○	：鉄道駅・路線バス利用圏(駅:800m バス:300m)
—	：乗合タクシー	■	：用途地域
		■	：都市計画区域

図 公共交通体系図(市街地部拡大)

3.2.3 公園・緑地の方針

(1) 基本的な考え方

湯沢市の緑の骨格は、奥羽山脈と出羽丘陵の山々と雄物川水系の河川により形成されており、それらに包まれるように市街地や集落が立地し、独自の文化や風土を形成してきました。

そのため、これらの緑の骨格を保全するとともに、レクリエーション活動の場として活用を図ります。

市街地や集落内の公園や緑地は、市民の憩い、交流、活動の場としての機能のほか、災害発生時の避難場所になるなど防災機能も有していることから、整備済みの公園について、持続的な機能の発揮に向けた適正な管理を推進するとともに、社会ニーズに対応した機能の見直しやユニバーサルデザインの導入を検討します。

なお、未整備の公園については、社会情勢の変化や実現性等を踏まえ、計画の見直しを行った上で、必要な整備を図ります。

また、市街地や集落地では、地域に応じた良好な居住環境を形成するために、公共施設や宅地の緑化、貴重な樹木等の適切な保護育成を推進します。

市街地や集落地周辺の自然環境は、景観形成や土砂災害防止の観点から保全を図ります。

(2) 公園・緑地の方針

1) 拠点の公園・緑地

湯沢市内のレクリエーションの場となる拠点的な公園・緑地として、「前森公園」「中央公園」「愛宕公園」「千年公園」「ヘルシーパーク」「雄物川河川敷公園」「小町の郷公園」「役内川河川公園」を位置づけ、レクリエーションの拠点として、誰もが快適に利用できるよう、市民とともに美化活動に取り組むとともに、公園施設の長寿命化を図りながら適切な維持管理による機能の維持を図ります。

2) 身近な公園・緑地

街区公園やその他の都市公園など、住宅地周辺に立地する身近な公園は、誰もが安全に利用できるよう、必要な施設更新を推進するとともに、地域住民と協働による維持管理を進めます。

また、社会ニーズの変化を捉えた地域住民の健康づくりを促す緑道公園を整備するなど、必要な整備を実施します。

3) 墓園

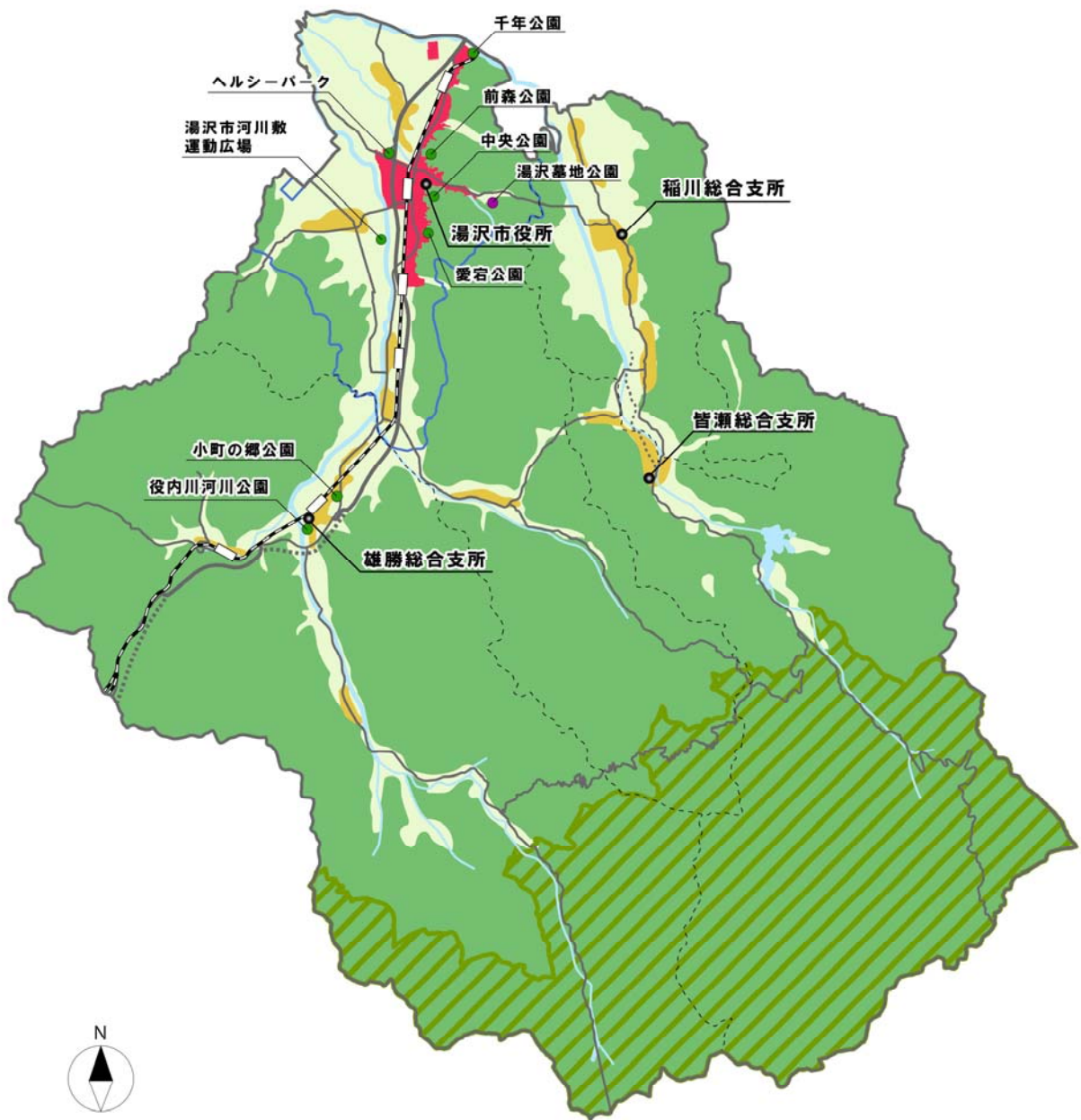
墓地公園は、周辺の自然的環境を保全し静寂性を確保するとともに環境美化を推進し、機能の維持を図ります。

4) 市街地・集落内の緑地

市民の協力を得ながら、市街地や集落内の公共施設や民間施設の緑化活動を支援するとともに、地区のシンボルとなっている貴重な樹木の保護育成を支援することで、地域の美観や風致を維持し、健康で快適な生活環境の形成を図ります。

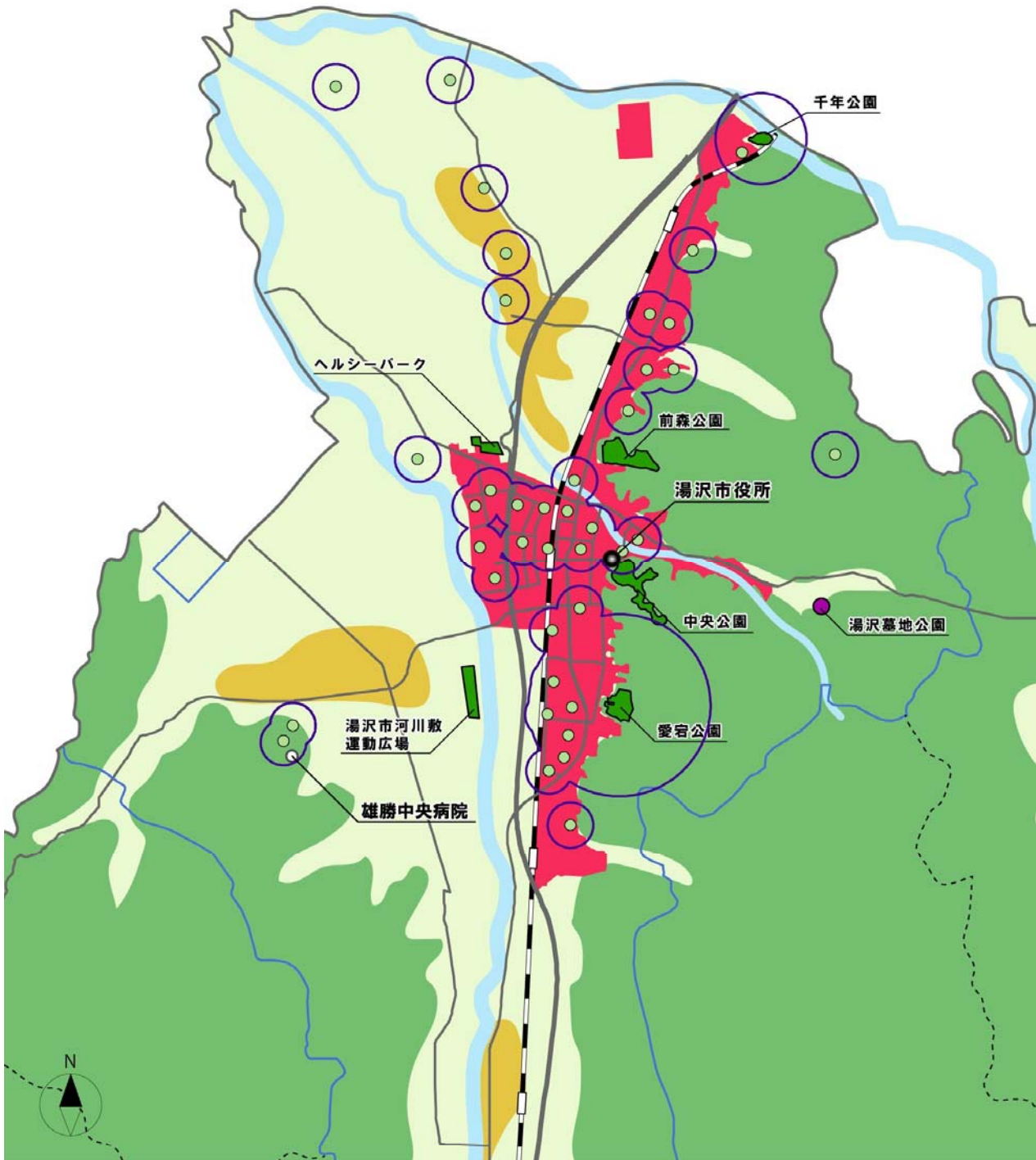
5) 市街地・集落周辺の緑地

市街地や集落周辺の山林は、防災上重要な緑地であるとともに景観形成の重要な要素であるため、関係法令に基づき、これらを適切に保全します。



凡 例			
● (Green)	: 拠点の公園・緑地	■ (Blue outline)	: 都市計画区域
■ (Red)	: 市街地ゾーン	■ (Purple)	: 墓園
■ (Yellow)	: 生活産業ゾーン	■ (Light Green)	: 田園生活ゾーン
■ (Green)	: 自然環境保全ゾーン	■ (Diagonal lines)	: 栗駒国定公園
— (Dashed)	: 鉄道	— (Solid)	: 幹線道路
□ (White with border)	: 鉄道駅	⋯ (Dotted)	: 幹線道路(事業中)

図 公園・緑地の配置方針図（全域）



凡 例

 : 拠点的公園・緑地	 : 身近な公園・緑地	 : 墓園	 : 都市計画区域
 : 公園誘致圏(街区公園・都市公園(都市計画決定以外):250m, 近隣公園:500m, 地区公園:1km)			
 : 市街地ゾーン	 : 生活産業ゾーン	 : 田園生活ゾーン	 : 自然環境保全ゾーン
 : 幹線道路	 : 鉄道	 : 鉄道駅	

図 公園・緑地の配置方針図 (市街地部拡大)

3.2.4 都市環境形成の方針

(1) 基本的な考え方

良好なまちの生活環境を維持・形成するためには、自然環境と共生した良好な生活環境を維持・形成するとともに、まちの安全性を高め、快適・安心に住み続けられるまちづくりを行うことが必要です。

そのため、人口減少等の社会情勢の変化に対応しながら、自然と共生した生活環境形成に資する施設の整備を進めるとともに、必要な機能を持続的に確保する視点に基づき、公共施設の統廃合や民間活力を活用した維持管理を進めます。

併せて、洪水や土砂災害などの災害の発生を抑制するために必要な整備を推進するとともに、災害が発生した場合にも、被害を低減するため、ソフト・ハード両面からの取り組みを展開します。

(2) 河川・上下水道の方針

雄物川や皆瀬川、役内川に代表される河川は、雨水を流し自然災害からまちを守る治水の役割や農業用水等の利水の役割のほか、良好な自然環境やレクリエーション空間を提供するなど、様々な機能を有しています。

近年は、降雨の局地化や激甚化が見られることから、必要な河川整備を自然環境や景観に配慮しながら推進するとともに、水質や自然環境を保全し、安全で良好な生活環境の形成を図ります。

湯沢市では、公共下水道、農業集落排水施設、個別処理により汚水処理を行っており、社会情勢の変化に対応した見直しを行った、「湯沢市生活排水処理整備構想」に基づき、用途地域内の北部や南部地区の公共下水道未着手区域などを対象に、必要な整備を推進します。

また、集合処理（公共下水道・農業集落排水施設）が整備された区域では、処理施設への接続を促進します。

既存施設の適切な点検・診断等に基づく維持管理や終末処理施設の長寿命化を実施するほか、施設管理などの包括的な民間委託を推進し、効率的な運営に努め、持続的な機能の維持・確保を図ります。

上水道は、「湯沢市水道事業会計経営戦略」に基づき必要な整備と適正な維持管理を推進します。

(3) その他の都市施設等の方針

1) 処理場

湯沢雄勝広域市町村圏組合が管理運営する、清掃センター（し尿処理場）や湯沢雄勝クリーンセンター（ごみ焼却場）、湯沢雄勝リサイクルセンター、最終処分場について、関係町村と連携しながら適切な運営を継続し機能を維持するとともに、啓発活動等を通じたごみ等の発生抑制を展開し、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図ります。

2) 火葬場

湯沢雄勝広域市町村圏組合が管理運営する火葬場は、関係町村と連携しながら適切な運営を継続し、機能の維持を図ります。

3) 公共施設

集会機能や生涯学習機能などを有する公共施設は、良好な都市環境に必要な公共サービスを提供するために必要不可欠な施設ですが、老朽化が進み一斉に更新時期を迎えるなど、既存施設をすべて維持することは困難です。

そのため「湯沢市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の統廃合と適切な維持管理、民間活力の活用に取り組み、公共施設（建物）を維持するのではなく持続可能な形で必要な機能の維持を図ります。

(4) 防災に係る方針

1) 災害発生の抑制

河川の氾濫や土砂災害の発生を抑制するため、河川改修や雨水排水対策、急傾斜地崩壊対策などを推進するほか、洪水調整機能や国土保全機能などの災害抑制機能を有する、山林や農地の保全に努めます。

土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域など災害の危険性の高い地域における開発を抑制します。

市街地内で火災が発生した際に延焼が危惧される地域では、市民の協力のもと、建物の不燃化や狭あい道路の拡幅を推進するとともに、適正な管理がなされていない空き家の除却などを通じ、オープンスペースの確保を図ることで、大規模災害の発生リスクを低減します。

2) 災害の軽減

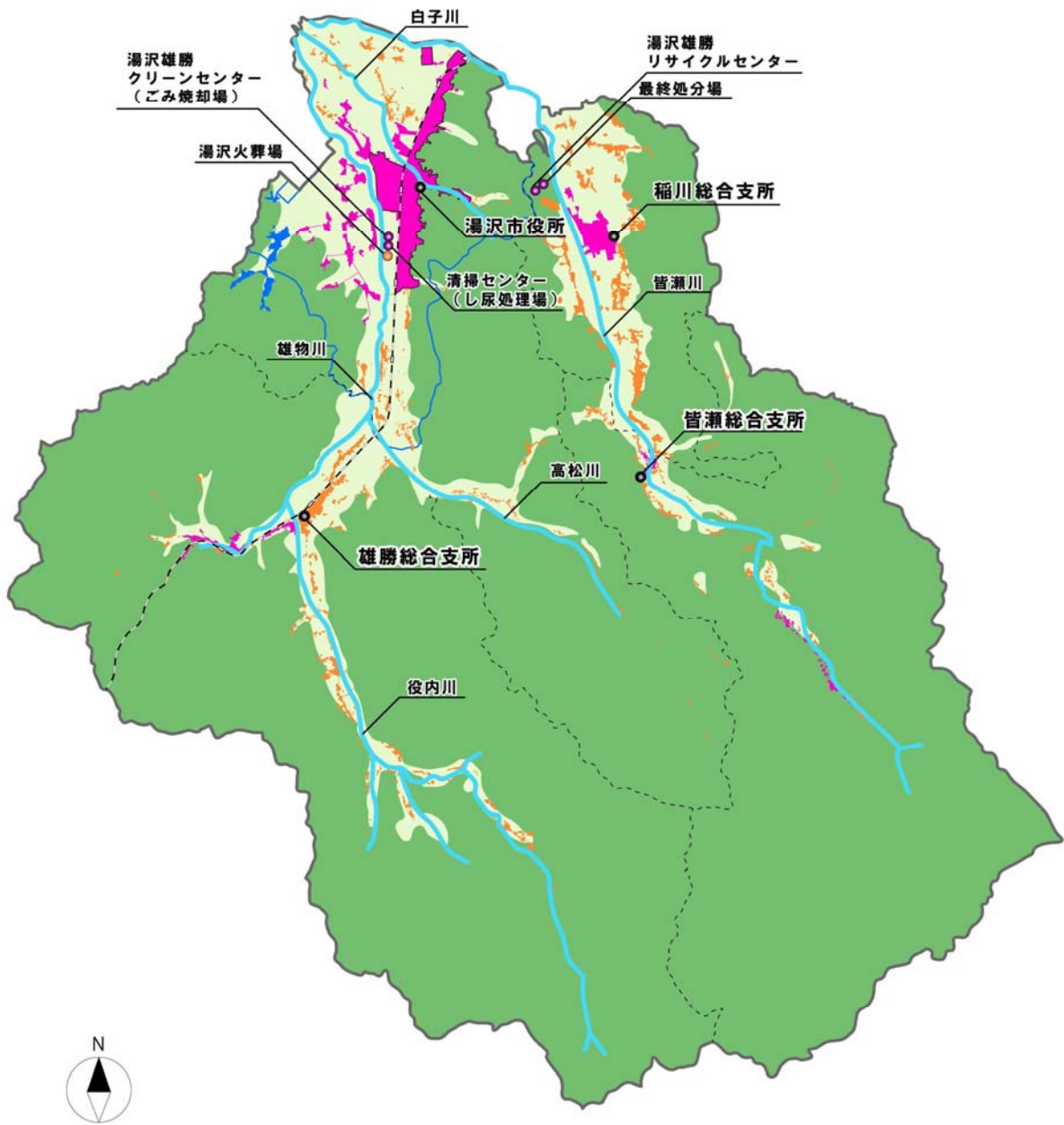
災害発生時の避難・救援や物資供給等との応急活動時の緊急車両の通行を確保する緊急輸送道路*について、発災時にも機能が確保されるよう、道路施設の耐震化や適切な維持管理を行うとともに、緊急輸送道路沿道の建物について耐震化を促進します。

大規模地震が発生した際には、建物倒壊による死傷者が想定されていることから、公共建築物や民間建築物の耐震化を促進し、被害の低減を図ります。

また、災害発生が想定される際の情報伝達体系の整備を進めるとともに、日常的な地域活動の支援を行い、地域コミュニティの維持向上を図ることで、地域における互助機能を強化し、災害に強いまちづくりを進めます。

皆瀬川や役内川沿いの集落や山間部の集落などでは、連絡道路の被災による孤立状況の発生が危惧されることから、多重性のある道路ネットワークの形成を推進するとともに、孤立状況となった場合にも、一定期間の生活が可能となるよう、生活・医療物資やエネルギーの備蓄などを推進します。

*緊急輸送道路：災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線



凡 例			
 : 公共下水道区域	 : 農業集落排水区域	 : 合併処理浄化槽区域	 : 河川
 : 処理場	 : 火葬場	 : 用途地域	 : 都市計画区域
 : 田園生活ゾーン	 : 自然環境保全ゾーン	 : 鉄道	 : 鉄道駅

図 都市環境形成方針図（処理施設）

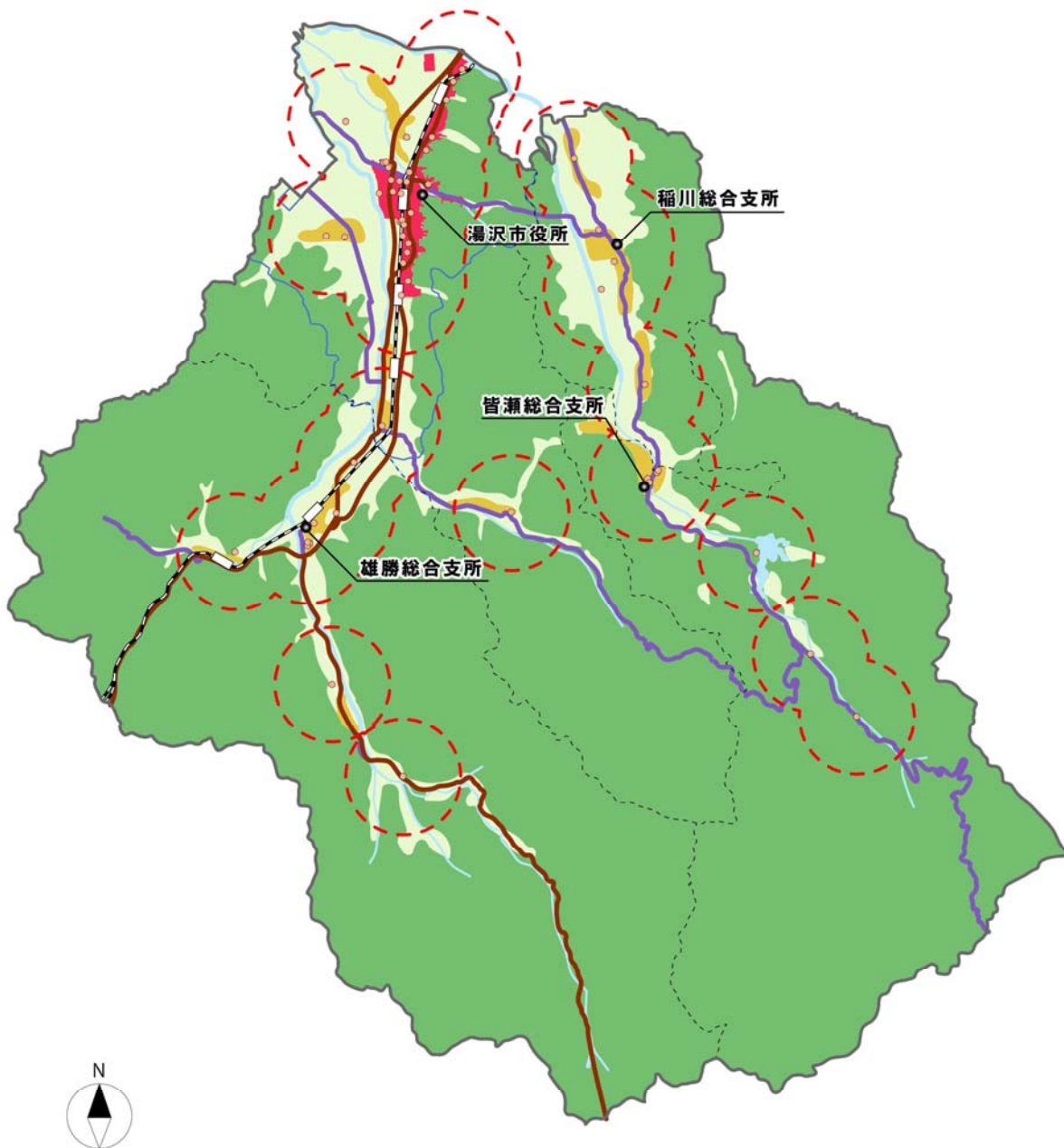


図 都市環境形成方針図（防災）

3.2.5 都市景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

豊かな自然環境や特色ある地質資源が織り成す景観は、地域の風土や文化を育み、湯沢市を特徴づけるものであり、これらを使った広域交流の促進も期待されます。

市街地など住民や建物が集積する地域では、周辺の自然景観と調和を図りながら、歴史文化の伝承や賑わいの創出に向け、良好な景観形成が期待されます。

そのため、市民とともに自然的景観の保全を図りながら、市街地などでは、地域の特性に応じた良好な景観形成を推進します。

(2) 景観形成の方針

1) 都市的景観形成

① 中央拠点の景観

湯沢地域の中央拠点は、市民生活の拠点であるとともに祭事やイベントの場でもあることから、賑わいある高質な空間形成を図ります。

市の玄関口となる JR 湯沢駅周辺は、まちの顔となる景観づくりをめざし、関係者の協力のもと、形態や意匠のあり方を検討します。

ネオロマネスク風の街並み（大町商店街）やドイツ風の街並み（中央通り商店街）など、住民が主体的に街並みを形成している地域では、良好な街並みの維持・形成を支援します。

中心市街地地区再生計画に基づき、歴史や文化を生かした街並み景観の形成を検討します。

また、景観を阻害する空き家・空き地等は、適正な管理が実施されるよう所有者に対し適正に指導を行うほか、利活用を推進します。

② 歴史的景観

城下町や羽州街道、院内銀山など、歴史に係る地域資源及びその周辺では、市民とともに良好な景観を保全し、必要な修景整備を推進することで、地域の誇りとなる景観を維持・形成するとともに、観光交流等への活用を図ります。

③ 住宅地の景観

住宅地では、良好な景観の維持・形成に向け、必要に応じ、住民とともに緑化や建築物の色彩・意匠などに係るルールについて検討するほか、地域のシンボルとなる樹木の保全を図るなど、地域の特徴を活かした潤いのある景観形成を図ります。

景観を阻害する空き家・空き地等は、適正な管理が実施されるよう所有者に対し適正に指導を行います。

④ 市街地周辺の自然的景観

市街地東側の丘陵部は、市街地の景観の背景となることから、自然環境を保全します。

特に、湯沢城城跡周辺、前森地区、愛宕山で指定された風致地区は、本市にとって重要な自然的景観であるため、引き続き保全します。

※風致地区：都市における自然的要素に富んだ土地の良好な自然的景観を保全するために都市計画法に基づき指定した地区で市内には 3 地区が指定されている

2) 自然的景観形成

① 森林景観

森林を中心とした豊かな自然は、市街地からの眺望など様々な景観の背景を構成する要素であるため、適正な維持管理により、良好な景観の保全を図ります。

栗駒国定公園など良好な自然環境を有する区域では、必要な開発や施設整備等を行う際には、関連法令に基づき、樹木伐採や地形改変を抑制するとともに周辺景観と調和した色彩の選定など、美しい自然環境を保全する景観形成を推進します。

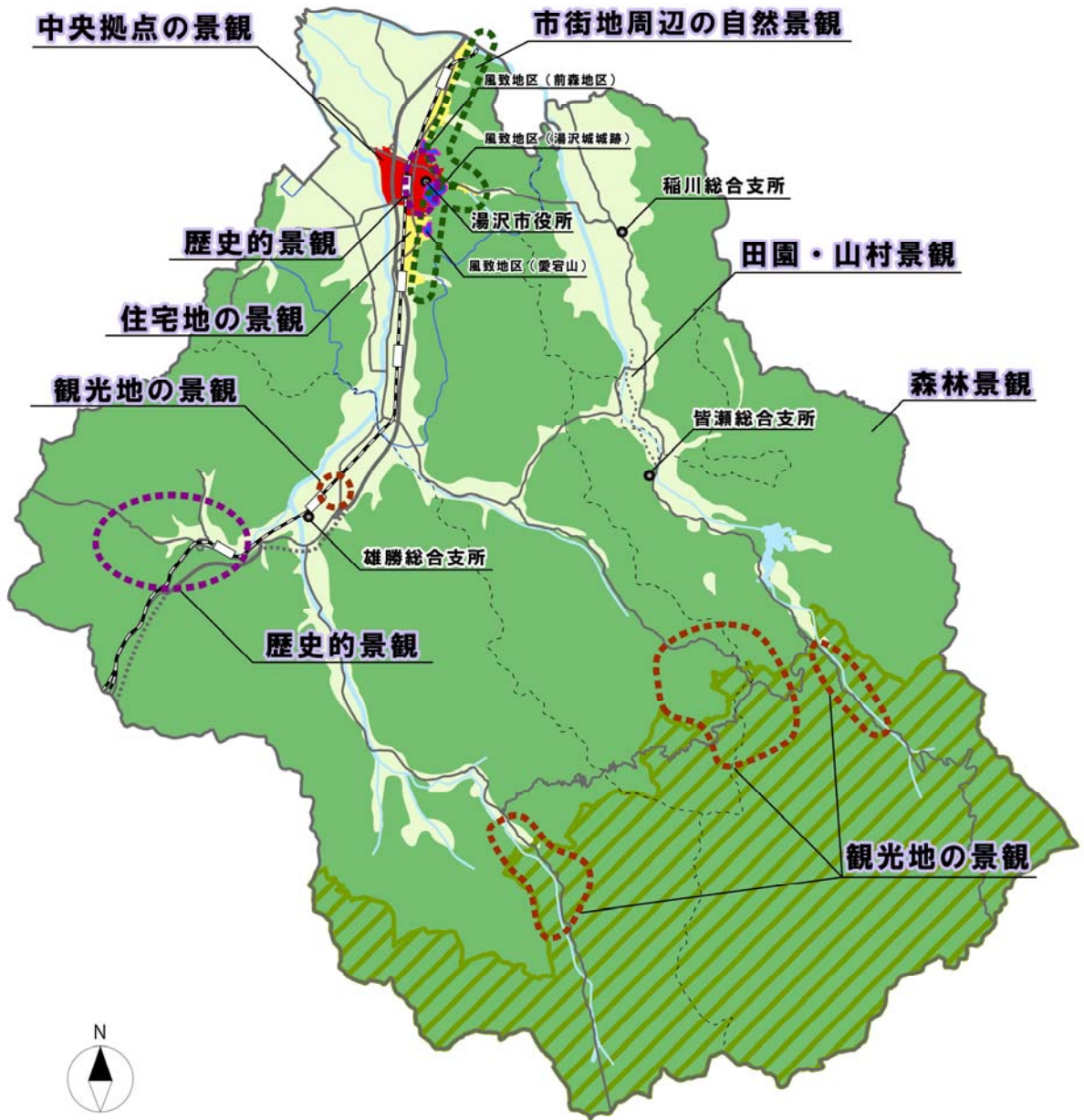
② 田園・山村景観

集落や農地、山林等が織り成す田園や山村の景観は、自然的景観と市民の生業により形成されるものであるため、農地や自然環境の保全に加え、各地域での持続可能な生活環境の維持や耕作放棄地等による荒廃抑制を図ることで、景観の保全を図るとともに、必要な開発や施設整備等を行う際には、周辺景観との調和に配慮します。

③ 観光地の景観

湯沢市の魅力を高め、観光交流を促進するため、関係者と連携しながら、温泉地などの観光交流拠点及び周辺地域において、地域の特性を活かした良好な景観形成を推進します。

また、観光拠点周辺の地域において、開発等を行う際には、景観の阻害要因とならないよう、適切な指導を行います。



凡 例		
 : 中央拠点の景観形成	 : 歴史的景観形成	 : 住宅地の景観形成
 : 市街地周辺の自然的景観形成	 : 森林景観形成	 : 田園・山村景観形成
 : 観光地の景観形成	 : 風致地区	 : 都市計画区域
 : 栗駒国定公園	 : 鉄道	 : 鉄道駅
 : 幹線道路	 : 幹線道路(事業中)	

図 都市景観形成方針区分図

4. 地域別構想

全体構想の都市の将来目標やまちづくりの基本方針との整合を図りながら、地域の特性や現状を踏まえ、地域別構想として、地域ごとのまちづくり方針を設定しました。

なお、地域別構想は、旧市町村の行政区域を基に、「湯沢地域」「稲川地域」「雄勝地域」「皆瀬地域」の4地域ごとに作成します。

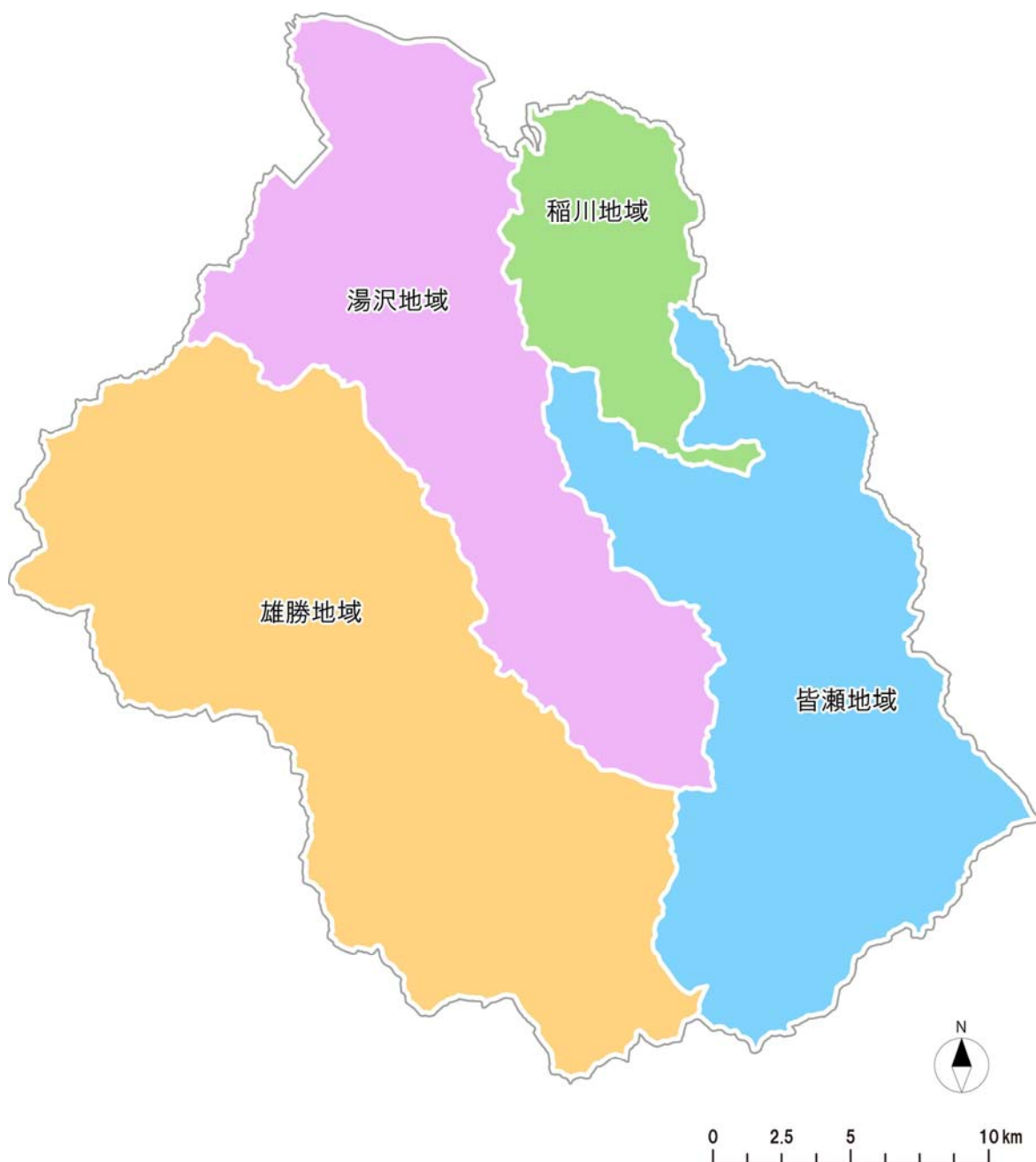


図 地域別構想における地域区分

4.1 湯沢地域

4.1.1 概況

(1) 地域の現況

<地勢等>

湯沢地域は、南部から東部にかけて奥羽山脈が連なり、西部には出羽丘陵が位置し、北部は横手盆地が広がっています。

湯沢地域の市街地は、横手盆地の雄物川右岸に位置しており、佐竹南家の城下町・羽州街道の宿場町・院内銀山中継商業地として発展してきました。

都市計画区域は、市街地を中心として、北部の市境から雄物川と高松川の合流点付近までの7,780haが指定されており、市街地の周辺は、水田地帯の中の主要な道路沿道に集落が点在する地域となっています。

都市計画区域の南側は、奥羽山脈から流下する高松川沿いに農地が広がり（主）湯沢栗駒公園線沿道を中心に集落が点在しており、南端部は栗駒国定公園となっています。

<人口>

湯沢地区の人口は、1955年（昭和30年）の41,596人をピークに減少傾向にあり、2015年（平成27年）は28,586人と、ピーク時（60年前）の69%にまで減少しています。

2015年（平成27年）の高齢化率は34.1%と湯沢市全体（35.8%）と比べるとやや低いものの、高い水準となっています。

<地域の特性>

湯沢地域は、城下町として築かれ、羽州街道の宿場町や院内銀山中継商業地として発展した経緯があり、伝統文化や芸能、民俗行事が多く根付いています。

市街地では、「犬っこまつり」「七夕絵どうろうまつり」「大名行列」が行われているほか、2011年から「全国まるごとうどんエキスポ」が開催され、多くの観光客が訪れています。

また、かつては「東北の灘」と呼ばれるほど酒造りが盛んで、現在でも市街地に蔵元が立地しています。

市街地南部の三関地区では、三関セリや三関さくらんぼなどのブランド農産物が有名で特産品となっています。

一方、湯沢地域の南部の山地部は、山々の豊かな自然に包まれた中に、泥湯温泉や川原毛地獄に代表される温泉資源に恵まれ、観光地となっているほか、上の岱地熱発電所が立地しています。

<市街地（用途地域）の状況>

湯沢地域の市街地は、佐竹南家の御屋敷があった佐竹町周辺を中心として、南北方向の国道13号と東西方向の国道398号に沿って広がっており、716haの用途地域が指定され、市街地を形成しています。

市街地の中央部には、商業系の用途地域が指定されており、その周りを住居系の用途地域が囲み、北部、西部、南部に工業系用途地域が配置されています。

市街地内では、1974年（昭和49年）から2004年（平成16年）にかけて土地区画整理事業が9件（6地区）実施・完了しており、幹線道路の都市計画道路は76.6%、街区公園は73.6%が整備済みとなっています。

一方、用途地域内の15.6%が農地となっているなど、都市的土地利用は全体の75%となっており、特に、市街地の姉倉沢川以北や南端部では、まとまった農地も多く見られ、市街化が進展しておらず、下水道事業も未着手となっています。

また、湯沢駅西側では、東北中央自動車道（湯沢横手道路）の西側で農地転用が多く見られるとともに、地域一帯で、住宅系の新築件数が増えています。湯沢市全体の新築件数は、年々減少する傾向にあります。

＜市街地中心部の状況＞

湯沢駅東側の市街地には商店街が立地するなど、商業機能の集積が見られますが、近年は年間販売額や売場面積が減少する傾向にあり、代わって国道 13 号や国道 398 号、(県) 雄勝湯沢線などの幹線道路沿道に大型商業施設が立地しています。

また、医療施設や保育所・認定こども園、子育て支援センターなどの子育て支援施設のほか、市役所や生涯学習センター、図書館などの公共施設も集積しています。

しかし、湯沢駅東側の市街地では、近年、空き家の件数が多くなっており、周辺地域と比べ、新築件数も少ない状況が見られます。

湯沢駅東側は、南北方向に国道 13 号や(県) 西松沢杉沢線(旧国道)が走り、東西方向の国道 398 号や都市計画道路が整備され、梯子状の道路網が形成されています。

JR 奥羽本線が市街地を南北に縦断しており、中心部に設置された湯沢駅周辺を起終点とした路線バスがあり、稲川・雄勝・皆瀬地域のほか、雄勝中央病院を結ぶ市内 4 路線と隣接する横手市、羽後町、東成瀬村を結ぶ市外 3 路線が運行されているものの、利用者は減少傾向にあります。

2015 年度(平成 27 年度)に湯沢駅周辺地区環境整備事業により東西自由通路や駅前広場などが整備され、公共交通の利便性向上や鉄道を挟んだ東西地区の交流や連携が期待されています。

湯沢駅西側は、土地区画整理事業や宅地開発が進められ、市街化が進展していますが、未整備の都市計画道路やまとまった低未利用地が見られます。

＜集落の状況＞

市街地の北西部は、水田を中心とした農地が広がっており、(主) 湯沢雄物川大曲線や国道 398 号の沿線にまとまった集落が形成され、弁天地区と幡野地区に地域住民の交流の場である地区センターが設置されています。

市街地の南西部は、出羽丘陵と横手盆地の境にあたり、平野部には水田を中心とした農地が広がり、(県) 雄勝湯沢線沿いに主要な集落が形成され、山田地区センターが設置されています。

市街地の南部は、丘陵部を流下する雄物川沿いに水田や畑が広がっており、国道 13 号沿道などに集落が点在し、三関地区と須川地区に地区センターが設置されています。

都市計画区域外の地域の南部は、高松川沿いの農地に集落が点在しており、高松地区に地区センターが設置されています。

これらの集落地域では、新築などの開発動向が見られるものの、近年はその多くが既存集落内で行われるなど、集落の拡大傾向は見られません。

＜交通体系＞

湯沢地域の道路網は、東北中央自動車道のほか、国道 13 号や国道 398 号、(主) 湯沢雄物川大曲線、(県) 雄勝湯沢線を中心に形成されています。

公共交通は、JR 奥羽本線と路線バスがあり、湯沢駅を結節点として運行され、稲川・雄勝・皆瀬の各地域や雄勝中央病院のほか、隣接市町村を連絡しています。

また、路線バスが利用できない、市街地周辺の集落や都市計画区域南側の地区では、乗合タクシーが運行され、雄勝中央病院や須川停留所で路線バスと結節しています。

(2) 人口の見通しと課題

湯沢地域の人口は、2015年（平成27年）は28,586人であり、2040年には、現在の約63%にまで減少すると予測されています。

また、高齢化率は、2015年（平成27年）の34.1%から、2040年には、47.4%程度まで高まると推計されています。

現状のまま、急速な人口減少と高齢化が進展することにより、市街地の中心部では、湯沢地域や市全域の生活を支える市街地の商業施設や医療施設などが撤退し、中心部の機能が弱まるのが危惧されます。

また、中心部以外の市街地や集落部では、地域コミュニティの弱体化や地域産業の衰退などが危惧されることから、人口減少を抑制するとともに、人口減少下にあっても、必要な機能の維持を図り、持続可能な地域形成を進める必要があります。

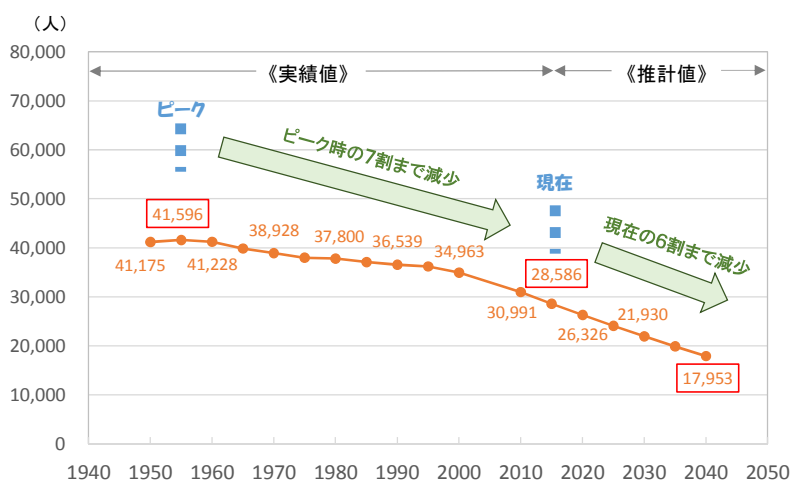


図 湯沢地域の人口の推移

資料：各年国勢調査(1950～1995年)、
2010年以降については2010年国勢調査100mメッシュ人口を基に推計

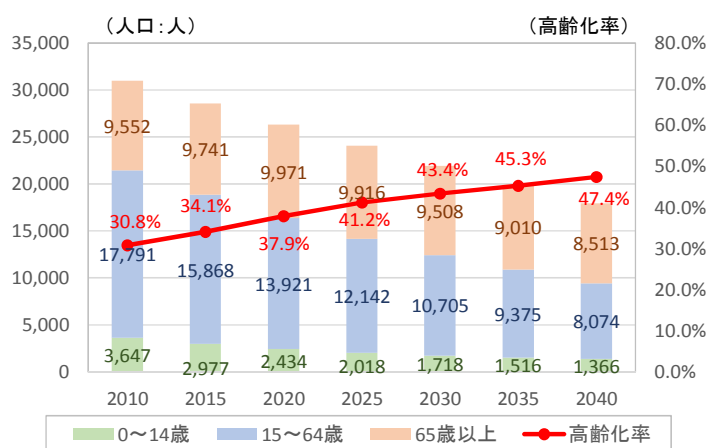


図 湯沢地域の年齢別人口及び高齢化率の推移

資料：2010年国勢調査100mメッシュ人口を基に推計

4.1.2 まちづくりの将来像

《湯沢地域の将来像》

市民の生活を支え輝き続けるまち

市街地中心部に集積する様々な機能を保持し続けるとともに各地域との連携を図ることで、各地域の生活を支え続けるまちを目指します。

また、地域内の各地区の特性にあった生活スタイルでの暮らしを可能とする環境づくりを行うことで、それぞれの地区が輝き続けるまちを目指します。

(1) 市民生活を支える拠点づくり

湯沢地域の市街地には、行政機能のほか、商業・医療・高齢者福祉・子育て支援機能などが集積しています。

これらの機能は、生活する多くの市民が利用することで効率的に運営されているため、今後、人口が減少した場合、これらの機能が低下し喪失する恐れがあります。

そのため、人口減少下にあっても、湯沢市の各地域の生活を支えるサービス機能を確保し、各地域において安心して暮らし続けられる都市をつくるため、市街地の中心部に集積する多様な都市機能を維持し、不足する機能を持続可能な形で確保するために、居住や都市機能の緩やかな誘導に必要な取り組みを展開します。

(2) 地域特性に応じた生活空間づくり

湯沢地域には、市街地の中心部以外に中心部周辺の市街地、平野部の農業集落、中山間地域の集落など、環境の異なる生活空間が立地しています。

それぞれの地区では、主な仕事や生活スタイルが異なり、地区に応じた暮らしが形成されています。

そのため、それぞれの地区における仕事や生活が持続可能となるよう、地域の特性と調和した生活環境の維持・形成にむけた取り組みを展開します。

(3) 地域の生活を支える基盤形成

地区の特性により異なる暮らしがある一方で、安全・安心な暮らしを実現するために、各地区共通の取り組みも必要です。

そのため、地域の生活を支える基盤として、安全・安心に暮らし続けられる基盤づくりを展開します。

4.1.3 まちづくりの方針

(1) 市民生活を支える拠点づくり

<多様な機能を守り・高めるまちづくり>

- ◆市街地中心部に不足する生活サービス施設について、市街地及び周辺部の立地動向を把握しながら、中心部への立地を誘導します。
- ◆現在の所在する機能を維持し続けるため、運営の効率性を高める機能の集約や施設の多目的化などを推進します。
- ◆中心市街地地区再生計画に基づき、市街地の計画区域については、市街地再開発事業や空き地活用等の実施により、総合的な再開発を推進します。
- ◆各種機能・施設について、誰もが利用しやすい環境を形成するため、市街地内の歩行環境の改善や公共交通の利便性向上を図るとともに、アクセシビリティや回遊性を高める道路などの必要な整備を推進します。
- ◆市内各地域を連絡する鉄道や路線バス及び乗合タクシーについて、利便性の維持・向上と持続可能な運営について引き続き検討し取り組みを展開します。

<賑わいを生み出すまちづくり>

- ◆商店街の機能維持・向上に向けた取り組みなど、地域が主体となって取り組む活動を支援します。
- ◆市の中心地としての賑わいを創出するため、地域の歴史や文化を活かした祭りなどのイベント開催を支援するとともに、賑わいを創出する場にふさわしい景観形成等の取り組みを支援します。
- ◆市街地に立地する蔵元などの地場産業施設は、湯沢市街地の特徴であり、地域経済の発展や観光交流にも資することから、操業環境の維持に努めます。

<多様な機能を支える多様な居住環境づくり>

- ◆湯沢市全域の市民生活を支える役割を維持するため、都市機能が集積する市街地中心部に居住を誘導し、機能の喪失を防ぎます。
- ◆居住の誘導を図るために、住み替え需要が高まるライフステージ（結婚・子育て期や退職期）をターゲットとし、想定されるニーズに対応した居住環境の形成・提供を図ります。

【結婚・子育て期向けの居住環境】

自家用車利用を基本としながら公共交通も利用できる環境の中で、比較的広い専有面積を確保できる居住環境（湯沢駅西側を主体）

【退職期向けの居住環境】

自家用車を使わなくても日常生活が送れ、除雪負担も少なく、社会参加や医療福祉サービスも気軽に利用できる居住環境（湯沢駅東側を主体）

- ◆市街地中心部において、良好な住宅供給を図るため、市街地再開発や空き家活用などの既存建物の利活用、宅地整備などの民間の取り組みを促します。
- ◆良好な居住環境形成を促す都市計画道路や公園などの都市基盤について、計画内容の見直しを行いながら必要な整備を推進します。
- ◆既成市街地内の区画道路について、地域住民の協力を得ながら、狭あい部などの部分的な改良など必要な整備を推進します。
- ◆東側丘陵部に隣接する地区や雄物川沿いの地区など、土砂災害や浸水被害が想定される地区について、防災情報の提供や避難訓練の実施など、災害が発生しても被害が抑制される対策を推進します。
- ◆工業系土地利用と住居系土地利用が混在する地域では、操業環境の保全と良好な居住環境の形成を図るため、必要に応じて用途地域の見直しを行います。

(2) 地域特性に応じた生活空間づくり

<ゆとりある生活環境づくり（中心部以外の市街地）>

- ◆市街地の北部や南部では、比較的、低密度でゆとりのある現況の居住環境を保全しながら、下水道などの必要な都市基盤施設の整備について検討します。
- ◆幹線道路沿道の準工業地域では、用途の混在を許容しながら、操業環境の保全を図ります。
- ◆湯沢工業団地については引き続き操業環境の保全を図り、工業の振興を推進します。
- ◆人口減少に伴い、増加が想定される空き家の利活用を支援するとともに、適正な維持管理を促します。
- ◆持続的な公共サービスを提供するために、公共建築物の統廃合を推進し、公的遊休不動産が生じた場合は、民間活力を活かしながら有効活用を検討します。
- ◆地区センターなどでの自治組織や町内会等の基礎的な組織活動を支援するとともに、高齢者世帯の除雪や移動など、地域内の不安や支障となる問題に対し、地域内の住民同士が協力して取り組む“互助”活動を支援し、地域の力を高めます。
- ◆市街地の東側の丘陵地に隣接する市街地の一部は土砂災害警戒区域等の指定がなされている箇所があることから、丘陵部の自然環境を保全しながら、防災情報の提供や災害情報伝達手段の充実など、災害が発生した場合でも被害が抑制される取り組みを推進します。
- ◆市街地に隣接する丘陵地の自然環境や風致を保全しながら、市民のレクリエーション活動の場として活用を図ります。

<営農環境と調和した生活環境づくり（都市計画区域の用途地域外）>

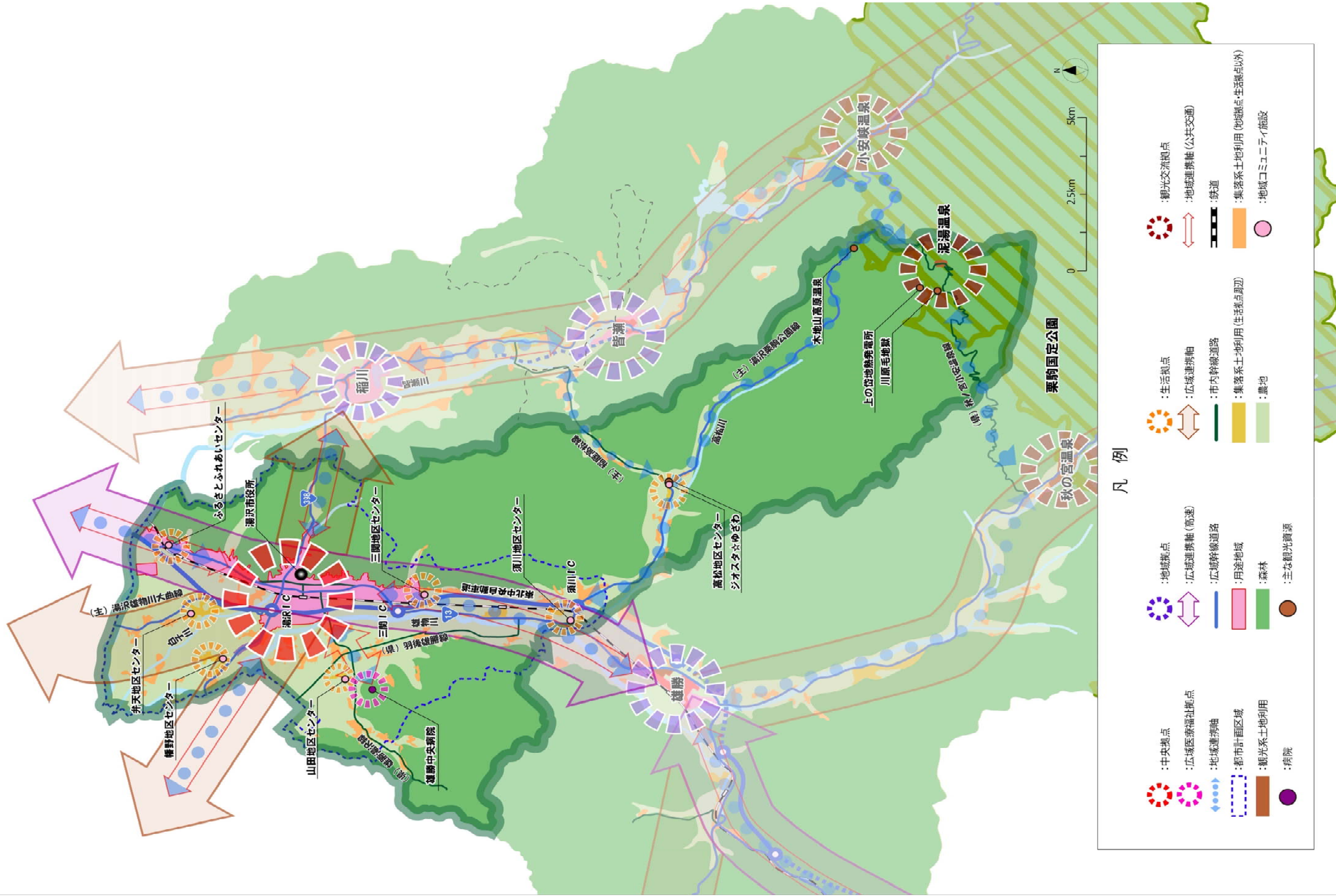
- ◆食料、特産品の生産の場として、また、水源かん養、国土保全などの多様な機能を維持するため、無秩序な市街化を抑制し、農地や営農環境を保全します。
- ◆既存集落の持続性を確保するため、一定の新たな住宅整備を許容しながら、集落を拡大する開発等の抑制を図ります。
- ◆雄勝中央病院周辺の良い環境を保全するとともに、誰もが利用可能な環境を確保するため、市街地中心部を連絡する公共交通の確保に努めます。
- ◆農地に囲まれた中に立地する大規模商業施設や工業団地は、周辺の営農環境の保全に留意しながら、機能の維持を図ります。
- ◆地区センターなどでの自治組織や町内会等の基礎的な組織活動を支援するとともに、高齢者世帯の除雪や移動など、地域内の不安や支障となる問題に対し、地域内の住民同士が協力して取り組む“互助”活動を支援し、地域の力を高めます。
- ◆路線バスの空白地域で運行されている乗合タクシーについては、利用促進を図るとともに、持続可能な運営のあり方について引き続き検討します。
- ◆雄物川の浸水が想定される地区では、防災情報の提供や避難訓練の実施など、災害が発生しても被害が抑制される対策を推進します。
- ◆農産物の六次産業化や特産品の開発、販路拡大など農業振興施策を支援するとともに、移住・定住を促進し、農業生産体制の確保を図ります。

＜自然環境と調和した生活空間づくり（都市計画区域外）＞

- ◆既存集落では、高松地区センターを地域の活動拠点とし、様々な地域の活動を支援することで、地域コミュニティの維持・強化を図ります。
- ◆地域コミュニティの維持等を図るため、空き家バンクを活用した情報提供やお試し居住体験などによる空き家活用を促進し、地域への移住・定住を促します。
- ◆地域に不足する生活に必要な機能を誰もが利用できる環境を確保するため、乗合タクシーの利用促進を図るとともに、持続可能な運営のあり方について引き続き検討します。
- ◆地域住民の生活を支え、観光交流の資源である豊かな自然環境や営農環境の保全を図ります。
- ◆交流拠点である泥湯温泉周辺については、特色ある資源の魅力を更に高めるため、周辺の自然環境を保全するとともに、関係者と調整を図りながら、周辺の良好な景観の保全・形成や資源周辺の歩行環境の改善など必要な取り組みの実施を支援します。
- ◆地域の魅力を高め、新たな交流を促すために、地域内の資源だけではなく、小安峡温泉や秋の宮温泉郷などの市内他地域の資源や鳴子温泉などの市外の資源とも連携し、更なる交流促進に向けた連携強化を支援します。
- ◆豊かな温泉資源について、直接利用のほか、エネルギー利用や特産品開発など多様な利用を促す取り組みを支援します。

(3) 地域の生活を支える基盤形成（全域共通）

- ◆歩行者の交通安全性を高めるため、通学路などを中心に、防護柵整備など必要な安全対策を推進します。
- ◆冬期の円滑な交通環境の維持を図るため、地域住民の協力を得ながら効率的な除排雪を推進します。
- ◆必要な機能・サービスを持続可能な形で維持するため、公共建築物の利用状況や老朽化の状況を勘案しながら、統廃合や適切な維持管理を推進します。
- ◆身近な公園や公共施設などは、誰もが安全に利用できるよう、適切な維持管理を推進するとともに、地域住民の協力を得ながら美化活動を進めます。
- ◆良好な環境の維持を図るため、下水道への接続を促進するとともに、合併処理浄化槽の設置を支援します。
- ◆地域を囲む山林や河川は、自然環境や景観に配慮しながら災害防止に向けた必要な整備を行います。
- ◆土砂災害等により孤立の恐れがある集落については、災害情報の伝達手段を確保するとともに、災害が発生した際に被害を抑制するため、生活・医療物資やエネルギーの備蓄などを推進します。
- ◆緊急輸送道路やその沿道の建物については、災害発生時に機能が確保されるよう、耐震化や適切な維持管理を促進します。



凡例

- : 中央拠点
- : 広域医療福祉拠点
- : 地域拠点
- : 生活拠点
- : 観光交流拠点
- : 観光交流拠点
- : 広域連携軸
- : 広域連携軸(高速)
- : 地域連携軸
- : 生活拠点
- : 観光交流拠点
- : 地域連携軸
- : 広域連携軸
- : 広域連携軸
- : 地域連携軸
- : 都市計画区域
- : 市域幹線道路
- : 用途地域
- : 森林
- : 観光系土地利用
- : 集落系土地利用(生活拠点周辺)
- : 集落系土地利用(地域拠点・生活拠点以外)
- : 農地
- : 主要観光資源
- : 病院
- : 地域コミュニケーション施設
- : 鉄道

図 湯沢地域のまちづくり方針図

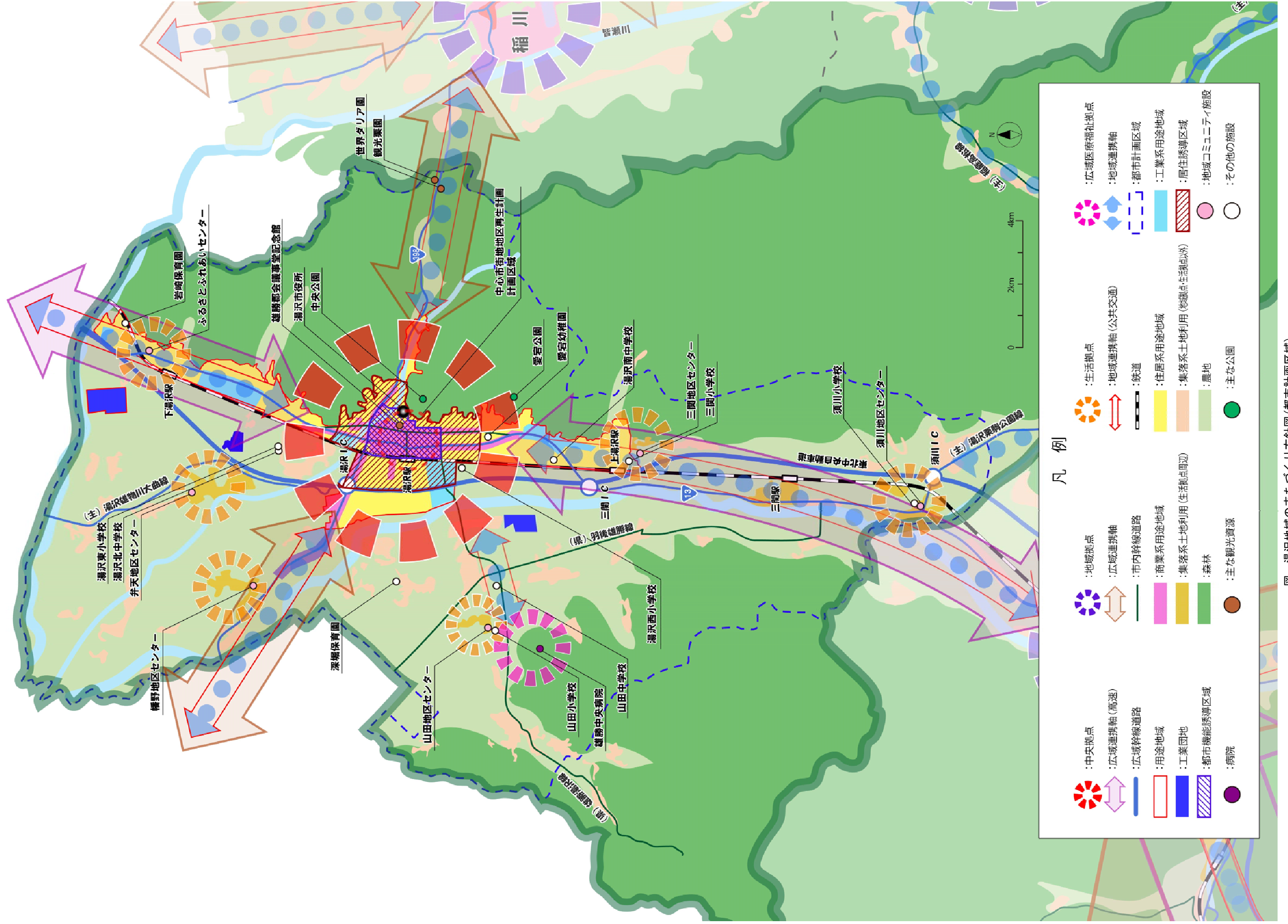


図 湯沢地域のまちづくり方針図(都市計画区域)

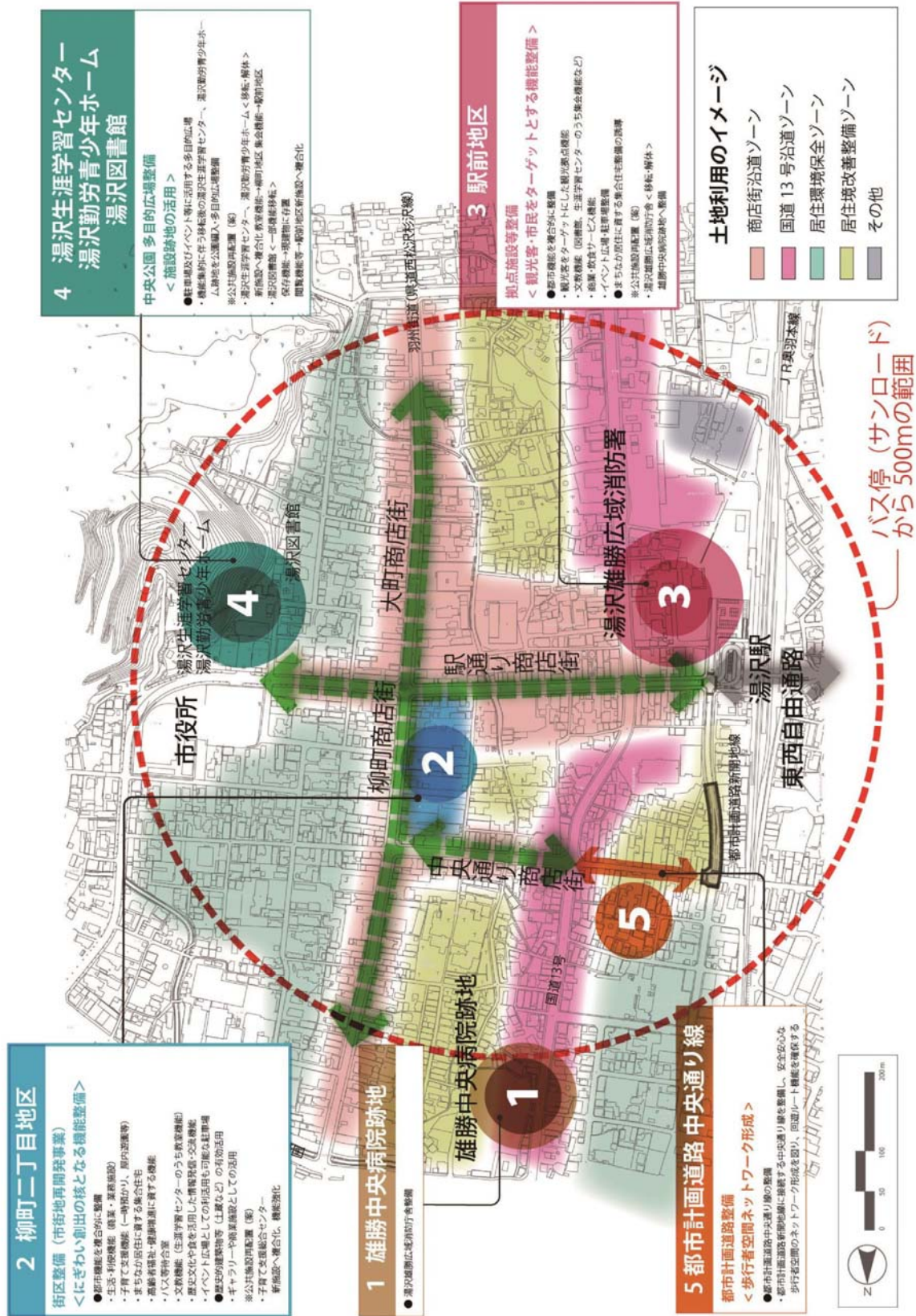


図 中心市街地地区再生計画におけるまちづくりの実施イメージ

出典：湯沢市中心市街地地区再生計画

4.1.4 まちづくりの方針に基づく取り組みの整理

市民、事業者、行政が連携・協働しながら、下記の取り組みを推進します。

(1) 市民生活を支える拠点づくり
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 多様な機能を守り・高めるまちづくり（市街地中心部）<ul style="list-style-type: none">・不足する都市機能を誘導・現在の機能維持に向けた機能集約と施設の多目的化推進・各種施設や機能について利便性が高い場所への再配置を推進（市街地再開発や空き家活用）・市街地内の歩行環境の改善や公共交通の利便性向上・市内各地域と中心部を連絡する公共交通や乗合タクシーの持続可能な運営検討<input type="checkbox"/> 賑わいを生み出すまちづくり（市街地中心部）<ul style="list-style-type: none">・地域が主体となって取り組む活動を支援・歴史や文化を活かしたイベント活動の支援と賑わい空間形成支援・市街地内の地場産業の操業環境維持<input type="checkbox"/> 多様な機能を支える多様な居住環境づくり（市街地中心部）<ul style="list-style-type: none">・都市機能を支える居住の誘導・高齢者や子育て世代の生活スタイルに応じた住環境形成・民間の良好な住宅供給の促進・良好な住環境形成に向けた必要性のある都市計画道路や公園の整備推進・地域住民と連携した区画道路の改修・災害発生時の減災に向けたソフト対策の実施・居住誘導に向けた用途地域見直しの検討
(2) 地域特性に応じた生活空間づくり
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ゆとりある生活環境づくり（中心部以外の市街地）<ul style="list-style-type: none">・下水道などの都市基盤施設の整備検討・工業団地等の操業環境保全・空き家の利活用と適正な維持管理の支援・公共建築物の統廃合推進と公的遊休不動産の有効活用検討・地区内のコミュニティ強化と互助活動の支援・災害発生時の減災に向けたソフト対策の実施・隣接する丘陵地の保全と活用<input type="checkbox"/> 営農環境と調和した生活環境づくり（都市計画区域の用途地域外）<ul style="list-style-type: none">・農地と営農環境の保全・既存集落の維持と拡大抑制・雄勝中央病院周辺的环境保全と公共交通による連絡確保・地区内のコミュニティ強化と互助活動の支援・持続可能な乗合タクシーのあり方検討・災害発生時の減災に向けたソフト対策の実施・農業振興策の支援と移住・定住促進

□ 自然環境と調和した生活空間づくり（都市計画区域外）

- ・ 地域が主体となったコミュニティ活動の支援
- ・ 空き家活用等による移住・定住支援
- ・ 持続可能な乗合タクシーのあり方検討
- ・ 自然環境や営農環境の保全
- ・ 観光交流施設周辺の景観保全・形成や必要な整備などを支援
- ・ 地域内外の地域資源との連携強化
- ・ 豊かな温泉資源の多様な利用を促す取り組みを支援

(3) 地域の生活を支える基盤形成（全域共通）

- ・ 通学路等の交通安全対策推進
- ・ 効率的な除排雪の推進
- ・ 公共建築物の統廃合や適正管理の推進
- ・ 身近な公園や公共施設の適正管理と美化活動推進
- ・ 下水道への接続促進と合併処理浄化槽の設置支援
- ・ 河川や山林の防災対策推進
- ・ 災害時の孤立対策の推進
- ・ 緊急輸送道路及びその沿道の建物の耐震化促進

4.2 稲川地域

4.2.1 概況

(1) 地域の現況

<地勢等>

稲川地域は、奥羽山脈を南北に流下する皆瀬川に沿って、東西に1～2km程度の平坦な農地が広がり、国道398号及び（県）川連増田平鹿線の沿線を中心に集落が点在しています。

地域内には、駒形・川連・三梨・稲庭の地区があり、それぞれ小学校が立地しています。

<人口>

地区の人口は、1955年（昭和30年）の16,232人をピークに減少傾向にあり、2015年（平成27年）は8,475人と、ピーク時(60年前)の52%にまで減少しています。

2015年（平成27年）の高齢化率は35.9%と湯沢市全体（35.8%）と同程度となっています。

<地域の特性>

駒形地区の駒形りんごや大倉ぶどう、川連地区の川連漆器や秋田仏壇、川連こけし、三梨地区の三梨牛やオクラ・アスパラガスなどの農産物、稲庭地区の稲庭うどんなど、各地区を特色付ける地場産業や特産品があります。

これらの地場産業は、生産の場や住民の就労の場としてだけでなく、川連漆器伝統工芸館における川連漆器の沈金・蒔絵体験、稲庭うどん工場における工場見学や手づくり体験など、観光交流に大きく寄与しています。

<集落の状況>

川連地区と三梨地区の境界付近には、稲川総合支所や生涯学習センター、稲川中学校や子ども園、野球場やテニスコート等のスポーツ施設が立地するほか、国道398号沿道に大型商業施設や診療所が立地するなど、日常生活や地域のコミュニティを支える施設が集積しています。

第二次産業が特徴的な川連地区や稲庭地区では、集落の密度が比較的高くなっており、第一次産業が特徴的な駒形地区や三梨地区では、家屋が点在するなど、基幹産業の違いにより特徴が異なる集落が形成されています。

<交通体系>

稲川地域の道路網は、国道398号と（県）川連増田平鹿線を中心に形成されており、市内の湯沢地域や皆瀬地域のほか横手市を連絡するとともに路線バスが運行されています。

地区内の乗合タクシーは、岩城線の1路線があり、総合支所で路線バスと結節しています。

(2) 人口の見通しと課題

稲川地域の人口は、2015年（平成27年）は8,475人であり、2040年には、現在の約61%にまで減少すると予測されています。

また、高齢化率は、2015年（平成27年）の35.9%から、2040年には、48.1%程度まで高まると推計されています。

現状のまま、急速な人口減少と高齢化が進展することにより、商業施設や医療施設など、地域の日常生活に必要な機能の喪失や地域コミュニティの弱体化が生じることが危惧されるほか、地域を特徴づける地場産業の衰退も危惧されることから、人口減少を抑制するとともに、人口減少下にあっても持続可能な地域形成を進める必要があります。

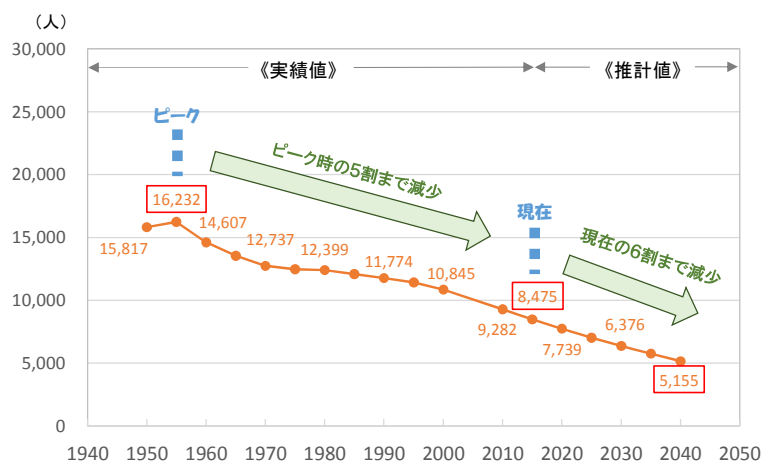


図 稲川地域の人口及び高齢化率の推移

資料：各年国勢調査(1950～1995年)、
2010年以降については2010年国勢調査100mメッシュ人口を基に推計

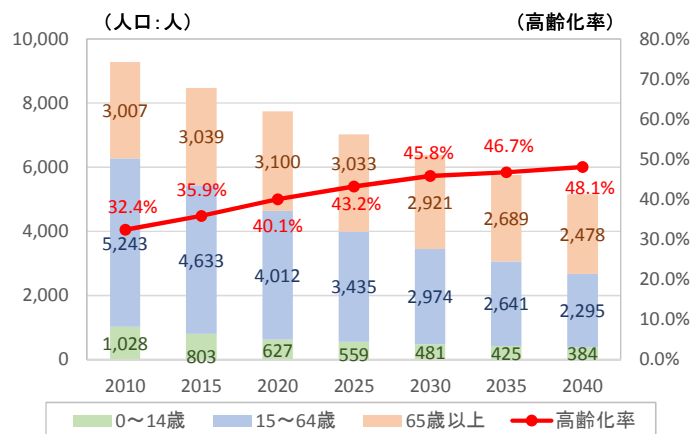


図 稲川地域の年齢別人口及び高齢化率の推移

資料：2010年国勢調査100mメッシュ人口を基に推計

《稲川地域の将来像》

特色ある産業が輝き続けるまち

川連漆器や稲庭うどん、駒形りんごや三梨牛など稲川地域を特徴づける地場産業や農業が、人口減少の中にあっても継承され、地域の経済を牽引し続けることで、地域の生活が未来に続くまちを目指します。

(1) 特色ある産業を守り・育てるまちづくり

地場産業や農業などの基幹産業の振興に向け、認知度向上や販路拡大などの取り組みを支援するとともに、他地域の資源との連携による新たな展開や観光交流への活用など、新たな取り組みを促し、支援するまちづくりを展開します。

また、基幹産業の操業・営農環境の保全や必要な後継者等の確保を支援することで、基幹産業の持続性を高めるまちづくりを展開します。

(2) 特色ある産業を支えるコミュニティを守り・育てるまちづくり

地場産業を支える地域住民の良好な生活環境を確保するとともに、人と人の交流や結びつきを高めることで、地域の力を高め、人口が減少しても地域で生活し続けられるまちづくりを展開します。

1) コミュニティを守る基盤づくり

日常生活の場として、人口が減少する中であっても、生活し続けられる環境を確保することが必要です。

そのため、生活の基本となる安全・安心な生活環境の形成を図るとともに、日常生活の利便性維持を目指した、住みよいまちづくりを展開します。

2) コミュニティを育てるまちづくり

人口減少下にあっても、地域を持続させるためには、地域内外の交流を増やし、人と人の結びつきを高めることが必要です。

そのため、人々の様々な活動が行いやすい環境を形成し、地域内外の交流を促すまちづくりを展開します。

4.2.3 まちづくりの方針

(1) 特色ある産業を守り・育てるまちづくり

<産業振興や新たな展開の支援>

- ◆川連地区の伝統工芸品や稲庭地区の稲庭うどん等、稲川地域及び湯沢市を代表する特産品を生む伝統産業の維持・発展に向けたPRイベントなどの開催を支援するとともに、会場となる施設の維持や交通アクセスの確保・改善を図ることで、認知度向上に向けた取り組みを支援します。
- ◆駒形地区の駒形りんごや大倉ぶどう、三梨地区の三梨牛等、稲川地域及び湯沢市を代表する特産品を生む農業の維持・発展、規模拡大に向けた販路開拓や必要な施設等の導入を支援するとともに、六次産業化に向けた取り組みを支援します。
- ◆認知度の向上や観光交流の促進に向け、地場産業や地域の魅力を発信するため、ICT（情報通信技術）を活用した取り組みを支援します。
- ◆地場産業の魅力をより高めるため、各地区や他地域の産業や特産品のパッケージ化などの連携を支援します。

<活動環境の維持・形成支援>

- ◆地場産業の持続的発展に向けた後継者を確保・育成するため、空き家バンクを活用した情報提供やお試し居住体験などによる空き家活用を促進し、地域への移住・定住を促します。
- ◆特産品を生産する営農環境の保全を図るため、地域内に広がる農地は、関連法令に基づき保全を図るとともに、農業経営に適した集落形態の維持を図ります。
- ◆地場産業の操業環境を維持するため、地域住民と連携を図りながら、周辺的环境保全に努めます。
- ◆地場産業や特産品を活用した交流を促すため、交通環境の維持や改善を図ります。
- ◆地域の産業や歴史文化を活かした良好な景観形成など、地域住民が主体の地域づくり活動を支援します。

(2) 特色ある産業を支えるコミュニティを守り・育てるまちづくり

1) コミュニティを守る基盤づくり

<日常生活の利便性維持>

- ◆地域の主要な機能が集積する稲川総合支所周辺を地域拠点と位置づけ、行政機能や交通結節機能の集積を維持するとともに、様々な地域の活動の場として活用することで、人々が集まる空間を形成し、日常生活に必要な機能の維持を図ります。
- ◆地域に不足する生活サービス機能を誰もが利用できる環境を持続可能な形で維持するため、乗合タクシーや路線バスの利便性や効率性を追求するとともに、地域住民の利用促進を図ります。

<安全・安心な生活環境の形成>

- ◆川連地区や稲庭地区などの比較的密集した集落では、地域住民と協力しながら、部分的な道路の改良推進や空き家の適正管理を促進し、安全性の向上と良好な居住環境形成を図ります。
- ◆湯沢地域の中央拠点や隣接都市を連絡する幹線道路の走行性や安全性を高めるため、稲庭バイパス整備を促進するなど必要な整備を進めます。
- ◆歩行者の交通安全性を高めるため、通学路などを中心に、防護柵整備など必要な安全対策を推進します。
- ◆冬期の円滑な交通環境の維持を図るため、地域住民の協力を得ながら効率的な除排雪を推進します。

- ◆必要な機能・サービスを持続可能な形で維持するため、公共建築物の利用状況や老朽化の状況を勘案しながら、統廃合や適切な維持管理を推進します。
- ◆身近な公園や公共施設などは、誰もが安全に利用できるよう、適切な維持管理を推進するとともに、地域住民の協力を得ながら美化活動を進めます。
- ◆良好な環境の維持を図るため、特定環境保全公共下水道の稲川処理区では、接続を促すとともに、その他の地域では合併処理浄化槽の設置を支援します。
- ◆地域を囲む山林や河川は、自然環境や景観に配慮しながら災害防止に向けた必要な整備を行います。
- ◆緊急輸送道路やその沿道の建物については、災害発生時に機能が確保されるよう、耐震化や適切な維持管理を促進します。

2) コミュニティを育てるまちづくり

- ◆コミュニティの維持・強化に向け、生涯学習センターや稲庭地区センター、稲川カルチャーセンターなどの集会機能を持続可能な形で維持するとともに地域内外の誰もが利用しやすい環境を形成することで、市民活動を促し多様なコミュニティの維持形成を促進します。
- ◆また、自治組織や町内会等の基礎的な組織活動を支援するとともに、高齢者世帯の除雪や移動など、地域内の不安や支障となる問題に対し、地域内の住民同士が協力して取り組む“互助”活動を支援し、地域の力を高めます。

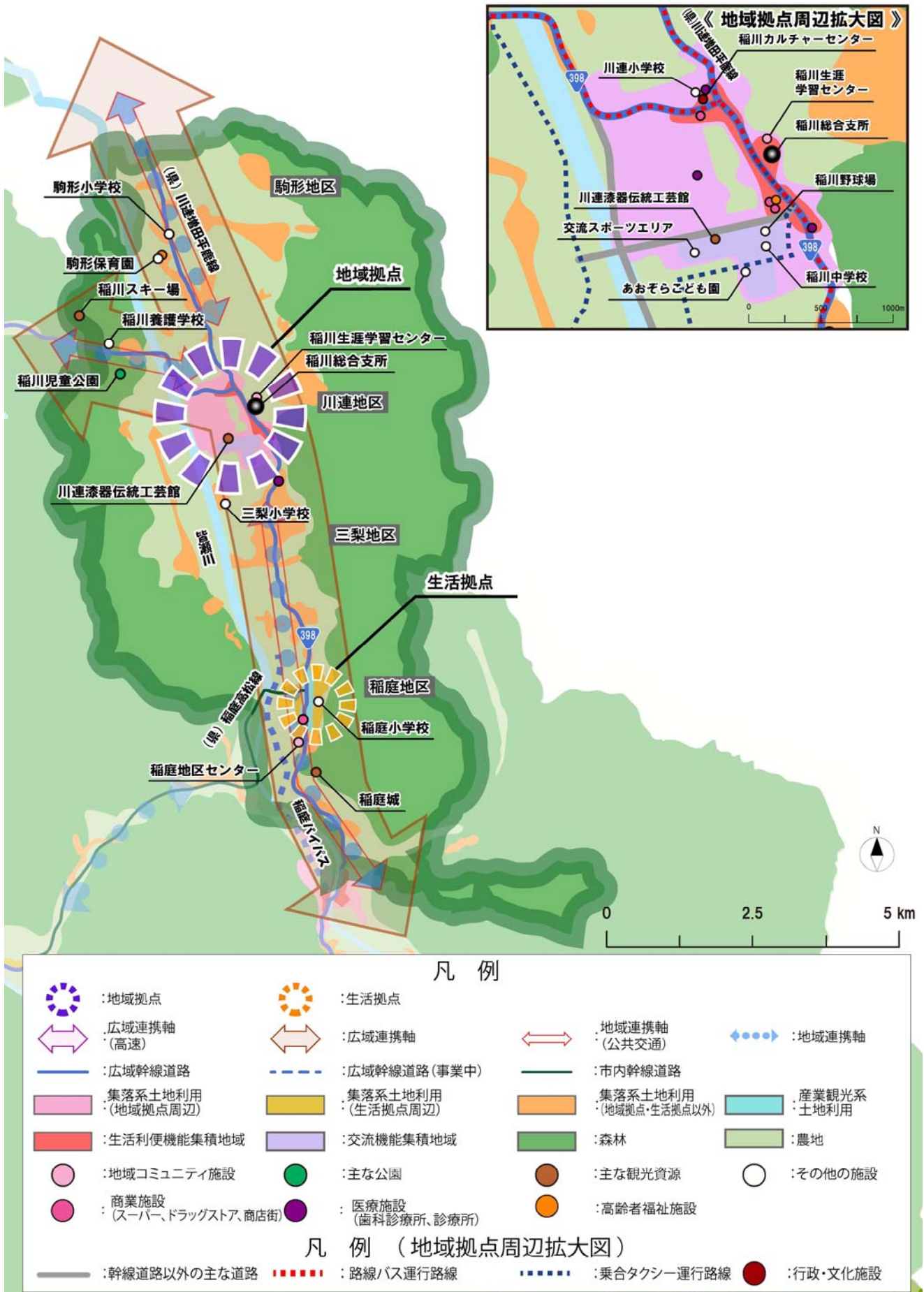


図 稲川地域のまちづくり方針図

4.2.4 まちづくりの方針に基づく取り組みの整理

市民、事業者、行政が連携・協働しながら、下記の取り組みを推進します。

(1) 特色ある産業を守り・育てるまちづくり
<input type="checkbox"/> 産業振興や新たな展開の支援 <ul style="list-style-type: none">・ 伝統産業のPRイベント等の開催支援・ 農産物の生産や販売促進と六次産業化支援・ 観光交流拡大に向けた情報発信支援・ 産業間連携の支援 <input type="checkbox"/> 産業活動環境の維持・形成の支援 <ul style="list-style-type: none">・ 後継者確保育成に向けた移住・定住促進・ 営農環境や農村集落の保全・ 地場産業の操業環境保全・ 交通環境の維持改善・ 地域住民が主体の地域づくり活動支援
(2) 特色ある産業を支えるコミュニティを守り・育てるまちづくり
1) コミュニティを守る基盤づくり <input type="checkbox"/> 日常生活の利便性維持 <ul style="list-style-type: none">・ 稲川総合支所周辺の行政機能の維持・ 稲川総合支所周辺での地域活動促進・ 乗合タクシーや路線バスの利便性、効率性の追求及び利用促進 <input type="checkbox"/> 安全・安心な生活環境の形成 <ul style="list-style-type: none">・ 集落内の道路改良推進や空き家の適正管理促進・ 稲庭バイパス整備促進などの幹線道路整備・ 道路の交通安全対策推進・ 効率的な除排雪の推進・ 公共建築物の統廃合や適正管理の推進・ 身近な公園や公共施設の適正管理と美化活動推進・ 特定環境保全公共下水道の接続促進・ 合併処理浄化槽の設置支援・ 河川や山林の防災対策推進・ 緊急輸送道路及びその沿道の建物の耐震化促進 2) コミュニティを育てるまちづくり <ul style="list-style-type: none">・ 生涯学習センター等の機能維持・ コミュニティ強化と互助活動の支援

4.3 雄勝地域

4.3.1 概況

(1) 地域の現況

<地勢等>

雄勝地域は、出羽丘陵と神室山地を流下する雄物川と役内川及びその支流に沿って農地が広がり、国道 13 号と国道 108 号の沿線に集落が立地しています。

地域内には、小野・横堀・院内・秋ノ宮の地区があり、雄物川と役内川が合流する横堀地区に雄勝総合支所が立地しています。

<人口>

雄勝地域の人口は、1955 年（昭和 30 年）の 16,950 人をピークに減少傾向にあり、2015 年（平成 27 年）は 7,104 人と、ピーク時(60 年前)の 42%にまで減少しています。

2015 年（平成 27 年）の高齢化率は 42.3%と湯沢市全体（35.8%）と比べ高く、4 地域の中で最も高くなっています。

<地域の特性>

雄勝地域は、東北中央自動車道や国道 13 号、JR 奥羽本線を介して山形県と連絡しているほか、国道 108 号を介して宮城県とも連絡するなど、秋田県や湯沢市の南の玄関口となっています。

地域の北側に位置する小野地区は、平安期の女流歌人「小野小町」の生誕・終焉の地といわれ、多くの遺跡や伝承が守り継がれており、市内で最も観光入込者数が多い道の駅おがち「小町の郷」や小町の郷公園が整備されるなど、小野小町をテーマとしたまちづくりが展開されてきました。

横堀地区は、雄物川と役内川の合流部付近の羽州街道沿道に小野地区と一体的な集落が形成され、雄勝総合支所や雄勝文化会館が立地するなど、雄勝地域の中心地域となっています。

院内地区は、雄物川沿いに位置し、東洋一の銀山として栄えた院内銀山により発展した地区ですが、銀山は 1954 年（昭和 29 年）に閉山し、現在は院内駅に併設した院内銀山異人館が立地しています。

秋ノ宮地区は役内川に沿って農地や集落が広がっており、地区南部には、県内最古の温泉である秋の宮温泉郷が立地しています。

<集落の状況>

横堀地区と小野地区にまたがる集落には、雄勝総合支所や生涯学習センター、雄勝文化会館などの機能が集積しているほか、大型商業施設や診療所などが立地するなど、雄勝地域の日常生活や地域コミュニティを支える施設が集積しています。

また、小野地区の北部や院内地区、秋ノ宮地区の主要集落等には、地区センターが配置されています。

<交通体系>

雄勝地域の道路網は、整備中の東北中央自動車道と国道 13 号、国道 108 号を中心に形成されています。

公共交通は、JR 奥羽本線のほか、湯沢地域の中心部と横堀駅を連絡する路線バスが運行されており、横堀駅を結節点とした予約制の乗合タクシーが 7 路線運行しています。

(2) 人口の見通しと課題

雄勝地域の2015年(平成27年)の人口は7,104人であり、2040年には、現在の約50%と大幅に減少すると予測されています。

また、高齢化率は、2015年(平成27年)の42.3%から、2040年(平成52年)には、50.6%と半数が高齢者となることが推計されています。

現状のまま、急速な人口減少と高齢化が進展することにより、商業施設や医療施設など、地域の日常生活に必要な機能の喪失や地域コミュニティの弱体化が生じることが危惧されるほか、基幹産業である農林業や観光産業の衰退も危惧されることから、人口減少を抑制するとともに、人口減少下にあっても持続可能な地域形成を進める必要があります。

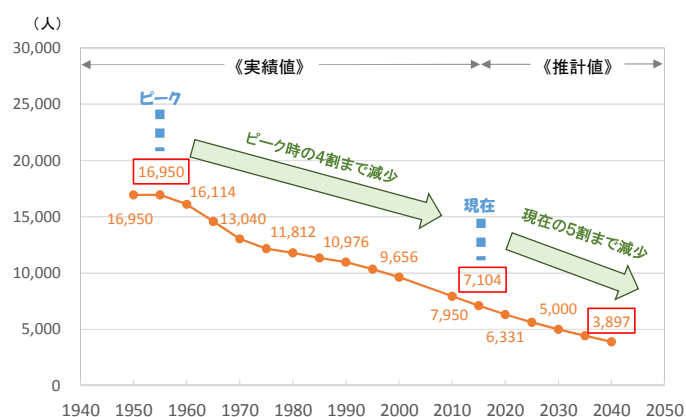


図 雄勝地域の人口の推移

資料：各年国勢調査(1950～1995年)、
2010年以降については2010年国勢調査100mメッシュ人口を基に推計

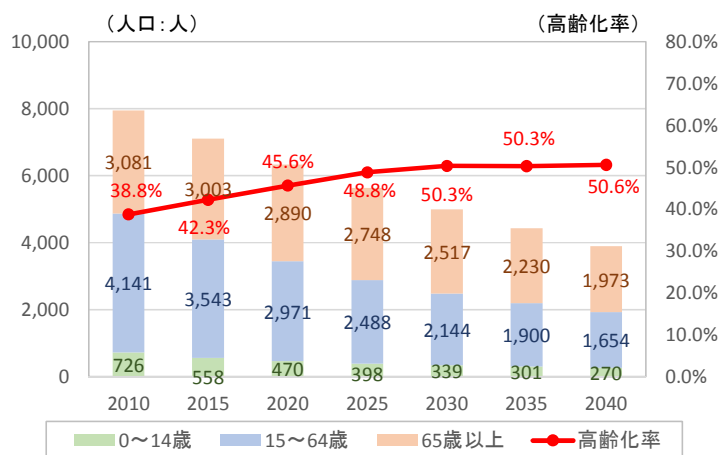


図 雄勝地域の年齢別人口及び高齢化率の推移

資料：2010年国勢調査100mメッシュ人口を基に推計

《雄勝地域の将来像》

交流により価値の創出や地域の生活が継続するまち

流域に集落が形成されている雄物川と役内川の合流点として、また、山形県や宮城県と接する湯沢市・秋田県の南の玄関口として、地域住民や来訪者を受け止め、地域内外の様々な資源を活用しながら、新たな交流や人と人のつながりにより、新たな価値の創出や地域の生活が継続するまちを目指します。

(1) 資源を活かし地域の価値を生み出すまちづくり

雄勝地域には、小野小町の伝説や県内最古の秋の宮温泉、東洋一と言われた院内銀山などの特色ある地域資源が点在しています。

また、市内には、小安峡や川原毛地獄などのジオサイト、稲庭うどんや川連漆器などの特産品など様々な地域資源を抱えているほか、隣接して鳴子温泉なども立地しています。

この様な状況の中にあって、市内で最も観光入込客が多い「道の駅」が立地していることから、道の駅を起点として様々な資源と連携を図るなど、地域の魅力を高めて交流を促すまちづくりを展開します。

(2) 役割分担と連携で地域を支えるまちづくり

雄勝地域は、雄物川と役内川沿いに集落が点在する中で、人口の減少と高齢化が進展し、生活環境の維持が課題となっていますが、これらの地域の方々は、特色ある地域資源を活かした交流を創出するためには必要不可欠です。

そのため、日常生活に必要な様々な機能が集積した雄勝総合支所周辺について、日常生活を支える地域拠点として位置づけ、各地区と連携しながら、現在の機能を維持するまちづくりを展開します。

また、地域拠点以外の地区では、安全・安心な生活環境に必要な整備を進めながら、人と人のつながりによる地域の力を高めて、地域拠点や中央拠点と連携しながら、暮らし続けられる地域づくりを展開します。

4.3.3 まちづくりの方針

(1) 資源を活かし地域の価値を生み出すまちづくり

<魅力向上の支援>

- ◆地域が主体的に取り組む、地域の魅力を再発見し磨き上げる活動を支援します。
- ◆地域内の温泉や銀山等の特色ある資源の魅力を更に高めるため、周辺の自然環境を保全するとともに、関係者と調整を図りながら、周辺の良い景観の保全・形成や資源周辺の歩行環境の改善など必要な取り組みの実施を支援します。
- ◆地域の魅力を高め、新たな交流を促すために、地域内の資源だけではなく、小安峡温泉などの市内他地域の資源や鳴子温泉などの市外の資源とも連携し、地域やテーマ（歴史・温泉・自然等）に基づく周遊コース検討など、地域内外の連携強化による新たな交流の創出を支援します。
- ◆交流人口を捉えた基幹産業の維持・育成に向け、道の駅おがち「小町の郷」などにおいて、農林産物や特産品の販売や地産地消を推進するとともに、より付加価値を高めるための六次産業化や新たな商品開発などの地域活動を支援します。

<交流を促す環境形成>

- ◆広域的な交流を促進する基盤として、東北中央自動車道の全線供用を促進するとともに、山形新幹線の延伸を要望します。
- ◆集客力がある道の駅おがち「小町の郷」の適切な管理を行うとともに、雄勝地域や市内の情報発信の強化や市民と来訪者の交流の場としての活用を図るなど、新たな人の流れの創出を促す取り組みを支援します。
- ◆地域の持続性を高めるとともに観光交流を支える人材を確保するため、空き家バンクを活用した情報提供やお試し居住体験などにより、空き家を活用した移住・定住を促進します。
- ◆来訪者の満足度を高めるため「ゆざわホスピタリティ」の醸成を支援します。
- ◆雄勝地域の約8割を占める森林は、様々な景観の背景を構成する要素であるとともに、それ自体が地域資源でもあることから、関連法令に基づき、樹木伐採や地形改変の抑制を図るとともに、必要な整備を行う際には、周辺景観と調和した色彩を選定するなど、周辺と調和に配慮した取り組みを支援します。

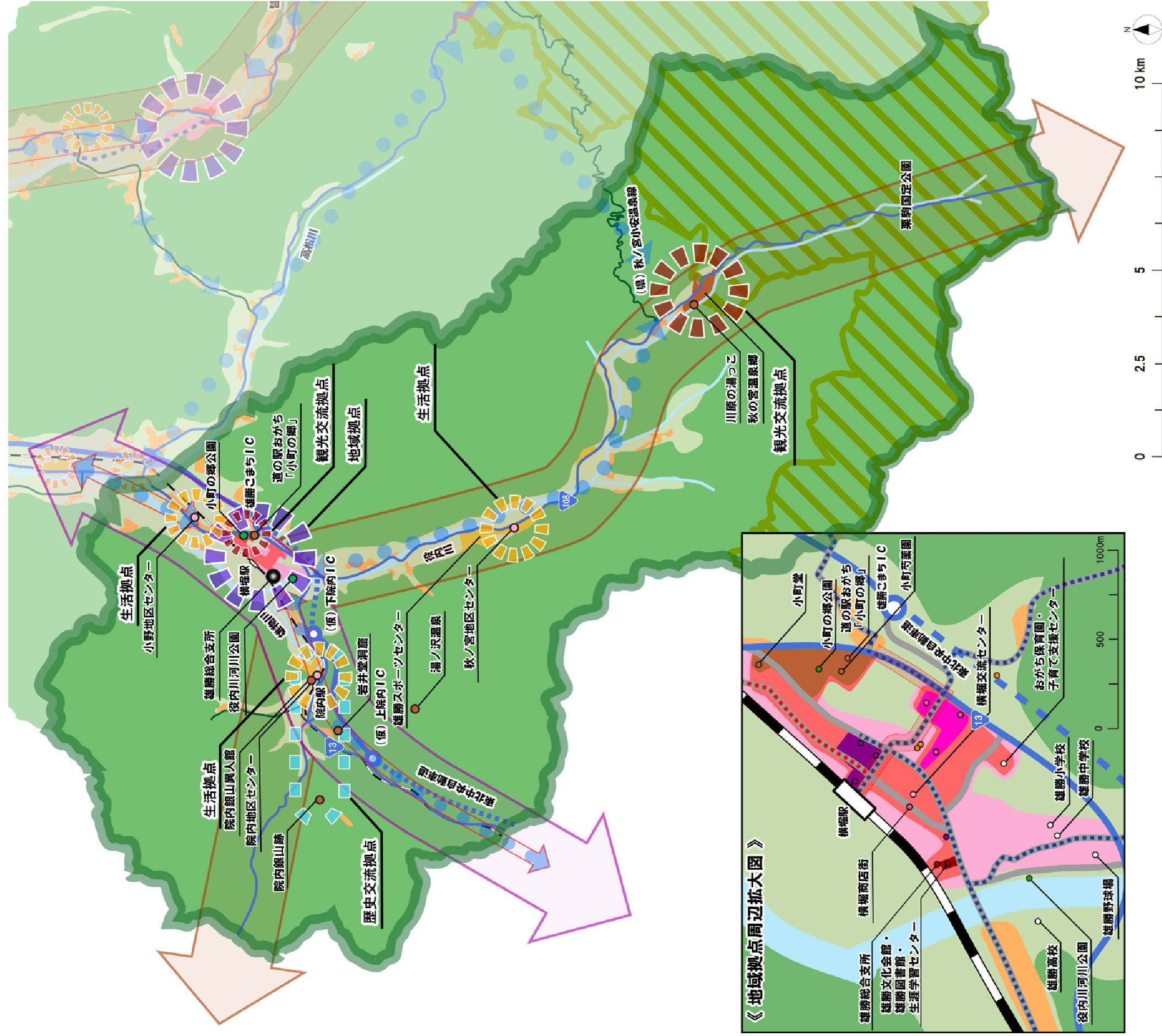
(2) 役割分担と連携で地域を支えるまちづくり

<地域内交流による地域拠点の形成>

- ◆雄物川と役内川が合流し、地域の主要な機能が集積する雄勝総合支所周辺を地域拠点と位置づけ、行政機能の集積を維持するとともに、様々な地域の活動の場として活用することで、人々が集まる空間を形成し、日常生活に必要な機能の維持を図ります。
- ◆地域拠点などの比較的密集した集落では、地域住民の協力を得ながら、部分的な道路の改良推進や空き家の適正管理を促進し、安全性の向上と良好な居住環境形成を図ります。
- ◆地域に不足する生活サービス機能を誰もが利用できる環境を持続可能な形で維持するため、湯沢地区の中央拠点を連絡する公共交通や地区内の集落と地域拠点を連絡する乗合タクシーの利便性や効率性を追求するとともに、地域住民の利用促進を図ります。
- ◆現在、交通結節点となっている横堀駅に加え、地域の交流の場でもある小町の郷公園が隣接して整備された道の駅おがち「小町の郷」に新たに結節機能を導入し、地域のおでかけと交流の活性化、地域住民の利便性向上を促します。

<地域の生活を支える基盤づくり>

- ◆湯沢地域の中央拠点や隣接都市を連絡する国道 13 号、国道 108 号、(県) 雄勝湯沢線、(県) 秋ノ宮小安温泉線について走行性や安全性を高めるため、必要な整備を進めることを要望していきます。
- ◆コミュニティの維持・強化に向け、小野、横堀、院内、秋ノ宮の各地区センターなどの集会機能を持続可能な形で維持するとともに、地域内外の誰もが利用しやすい環境を守ること、多様な市民活動を促します。
- ◆身近な公園や公共施設などは、誰もが安全に利用できるよう、適切な維持管理を推進するとともに、地域住民の協力を得ながら美化活動を進めます。
- ◆自治組織や町内会等の基礎的な組織活動を支援するとともに、高齢者世帯の除雪や移動など、地域内の不安や支障となる問題に対し、地域内の住民同士が協力して取り組む“互助”活動を支援し、地域の力を高めます。
- ◆必要な機能・サービスを持続可能な形で維持するため、公共建築物の利用状況や老朽化の状況を勘案しながら、統廃合や適切な維持管理を推進します。
- ◆歩行者の交通安全性を高めるため、通学路などを中心に、防護柵整備など必要な安全対策を推進します。
- ◆冬期の円滑な交通環境の維持を図るため、地域住民の協力を得ながら効率的な除排雪を推進します。
- ◆良好な環境の維持を図るため、特定環境保全公共下水道の院内処理区では、接続を促すとともに、個別処理に変更した旧雄勝処理区を含むその他の区域では、合併処理浄化槽の設置を支援します。
- ◆地域を囲む山林や河川は、自然環境や景観に配慮しながら災害防止に向けた必要な整備を行います。
- ◆役内川沿いや山間部の集落など土砂災害等により孤立の恐れがある集落については、災害情報の伝達手段を確保するとともに、災害が発生した際に被害を抑制するため、生活・医療物資やエネルギーの備蓄などを推進します。
- ◆緊急輸送道路やその沿道の建物については、災害発生時に機能が確保されるよう、耐震化や適切な維持管理を促進します。



凡例

	: 地域拠点		: 観光交流拠点		: 歴史交流拠点
	: 生活拠点		: 観光交流拠点		: 歴史交流拠点
	: 広域連携軸 (高速)		: 地域連携軸 (公共交通)		: 地域連携軸
	: 広域幹線道路		: 市内幹線道路		: 観光系土地利用
	: 集落系土地利用 (地域拠点周辺)		: 集落系土地利用 (地域拠点・生活拠点以外)		: 観光系土地利用
	: 生活利便機能集積地域		: 森林		: 農地
	: 地域コミュニティ施設		: 主な公園		: 主な観光資源
	: 幹線道路以外の主要道路		: 鉄道		: その他の施設
	: 商業機能集積地域		: 医療機能地域		: 乗合タクシー・運行路線
	: 商業施設 (スーパー・ドラッグストア)		: 医療施設 (歯科診療所、診療所)		: 路線バス・乗合タクシー・運行路線延長区間
			: 行政・文化施設		: 高齢者福祉施設

凡例 (地域拠点周辺拡大図)

図 雄勝地域のまちづくり方針図

4.3.4 まちづくりの方針に基づく取り組みの整理

市民、事業者、行政が連携・協働しながら、下記の取り組みを推進します。

(1) 資源を活かし地域の価値を生み出すまちづくり
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 魅力向上の支援<ul style="list-style-type: none">・地域が主体となった魅力再発見や磨き上げ活動の支援・地域資源周辺の景観形成や環境改善の支援・周遊観光に向けた地域間連携の支援・特産品の販売や六次産業化等の支援<input type="checkbox"/> 交流を促す環境形成<ul style="list-style-type: none">・東北中央自動車道の全線供用促進・道の駅おがち「小町の郷」の適正管理や情報発信の支援・交流を支える人材確保に向けた移住・定住促進・「ゆざわホスピタリティ」の醸成支援・森林環境の保全
(2) 役割分担と連携で地域を支えるまちづくり
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 地域内交流による地域拠点の形成<ul style="list-style-type: none">・雄勝総合支所周辺の行政機能の維持・雄勝総合支所周辺での地域活動促進・集落内の道路改良推進や空き家の適正管理促進・乗合タクシーや路線バスの利便性、効率性の追求及び利用促進・道の駅おがち「小町の郷」への交通結節機能の導入<input type="checkbox"/> 地域の生活を支える基盤づくり<ul style="list-style-type: none">・幹線道路の必要な整備と適切な維持管理促進・地区センターの機能維持・身近な公園や公共施設の適正管理と美化活動推進・集落内のコミュニティ強化と互助活動の支援・公共建築物の統廃合や適正管理の推進・通学路等の交通安全対策推進・効率的な除排雪の推進・特定環境保全公共下水道の接続促進・合併処理浄化槽の設置支援・河川や山林の防災対策推進・災害時の孤立対策の推進・緊急輸送道路及びその沿道の建物の耐震化促進

4.4 皆瀬地域

4.4.1 概況

(1) 地域の現況

<地勢等>

皆瀬地域は、面積の9割以上が山林原野であり、奥羽山脈を流下する皆瀬川と国道398号に沿って農地や集落が立地しているほか、山間に小規模な集落が立地しています。

7割程度が栗駒国立公園となっており、池沼群が見られるなど緑と水が豊かな地域となっています。

地域の北部に皆瀬総合支所や皆瀬小学校・中学校、生涯学習センターなどの主要な公共施設が集積しています。

<人口>

皆瀬地域の人口は、1960年（昭和35年）の5,456人をピークに減少傾向にあり、2015年（平成27年）は2,369人と、ピーク時(60年前)の43%にまで減少しています。

また、人口規模は湯沢市の4地域の中で最も小さな地域です。

2015年（平成27年）の高齢化率は37.4%と湯沢市全体（35.8%）と比べやや高くなっています。

<地域の特性>

地域の7割程度が栗駒国立公園となっており、池沼群が見られるなど緑と水が豊かな地域となっています。

皆瀬川上流部の小安峡温泉には、皆瀬川が両岸を深く浸食しV字型に切り立つ「小安峡」や熱気と蒸気を激しく吹き上げる「小安峡大噴湯」、「女滝沢ブナ林」や「とことん山」などが立地しているほか、貝沼や桁倉沼などの池沼群も観光資源となっています。

<集落の状況>

北部の皆瀬総合支所周辺には、生涯学習センターや小中学校のほか、診療所、高齢者福祉施設、保育園や子育て支援センターが立地するなど多様な機能が集積しています。

皆瀬地区内にはスーパーマーケットは立地していないものの、集落内に個人商店等が立地し、日常生活を支えています。

集落の多くは、皆瀬川・国道398号沿いに立地していますが、若畑や沖ノ沢など山間に立地する小規模集落も見られます。

<交通体系>

皆瀬地域の道路網は、国道398号を中心に形成されており、稲川地域を介して、湯沢地域や横手市方面を連絡しているほか、南側は宮城県栗原市を連絡していますが、奥小安・大湯温泉から県境側は冬期通行止めとなっています。

また、(主)湯沢栗駒公園線や(県)稲庭高松線が湯沢地域と連絡するとともに、(県)秋ノ宮小安温泉線が小安峡温泉と泥湯温泉、秋の宮温泉郷を連絡しています。

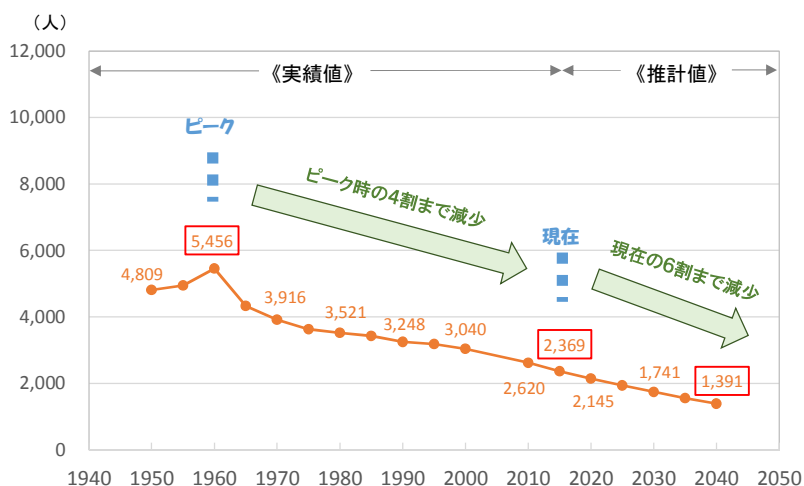
路線バスは、小安峡温泉と湯沢地域の中央拠点を連絡する湯沢小安線の1路線が運行されており、皆瀬総合支所を結節点とする予約型の乗合タクシーが4路線運行しています。

(2) 人口の見通しと課題

皆瀬地域の2015年(平成27年)の人口は2,369人であり、2040年には、現在の約59%にまで減少すると予測されています。

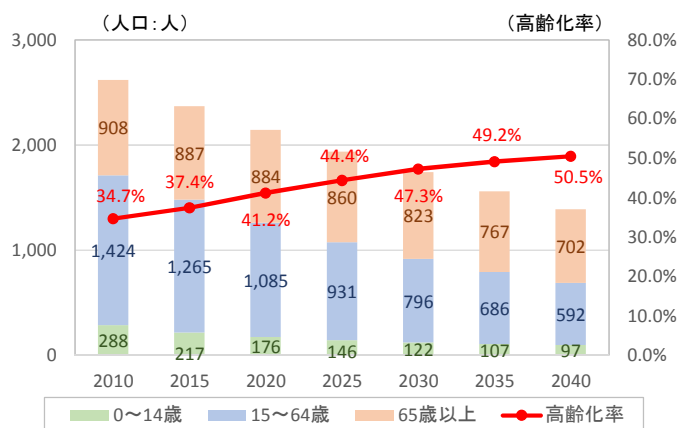
また、高齢化率は、2015年(平成27年)の37.4%から、2040年には、50.5%と半数が高齢者となることが推計されています。

現状のまま、急速な人口減少と高齢化が進展することにより、地域の日常生活に必要な機能の喪失や地域コミュニティの弱体化が生じることが危惧されるほか、基幹産業である農林業や観光産業の衰退も危惧されることから、人口減少を抑制するとともに、人口減少下であっても持続可能な地域形成を進める必要があります。



▲図 皆瀬地域の人口の推移

資料：各年国勢調査(1950～1995年)、
2010年以降については2010年国勢調査100mメッシュ人口を基に推計



▲図 皆瀬地域の年齢別人口及び高齢化率の推移

資料：2010年国勢調査100mメッシュ人口を基に推計

4.4.2 まちづくりの将来像

《皆瀬地域の将来像》

豊かな自然に包まれた生活と交流が一体的に継続するまち

皆瀬地区は、人口規模が小さく日常生活に必要な機能が充足しにくいことから、交流人口と定住人口を一体的に捉え、観光交流と生活の場の形成とそれらを支える基盤整備に取り組み、生活や交流に必要な機能の維持を図ることで、豊かな自然に包まれた地域の生活と観光交流が継続するまちを目指します。

(1) 豊かな自然に包まれた生活と交流を高めるまちづくり

豊かな自然環境を活用した特産品の開発や来訪者への販売など、地域の雇用や収入を高め、来訪者の満足度も高める取り組みにより、地域活力の向上と交流人口の拡大を促す取り組みを展開します。

また、豊かな自然環境を保全しながら、生活環境や交流環境の改善を図ることで、地域の魅力を守りながら、住みやすく訪れやすいまちづくりを展開します。

(2) 生活と交流を支えるまちづくり

地域住民の日常生活を支えるとともに、交流人口の拡大を促す基盤整備を推進します。

また、観光交流を支える地域の生活環境を維持することで、交流を支える地域住民の生活と地域住民に支えられた観光交流が継続するまちづくりを展開します。

4.4.3 まちづくりの方針

(1) 豊かな自然に包まれた生活と交流を高めるまちづくり

- ◆地域が主体となった、地域の魅力を再発見し磨き上げる活動を支援します。
- ◆木地山高原、女滝沢天然林散策路、夏のとことん山キャンプ場、小安峡などでは初夏の新緑から秋の紅葉まで四季折々の自然景観やワカサギ釣りや溪流釣りの環境を保全するとともに、地域住民や来訪者とともに美化活動を推進し、良好な環境の保全を図ります。
- ◆温泉資源や地熱を利用した発電やミツバなどの農産物の生産、乾燥食品や牛乳などの食品加工など特産品開発を支援するとともに、あぐり館みなせ等における販売を支援することで、地域の雇用を創出するとともに、地域の魅力を高めることで交流拡大を促します。
- ◆豊かな自然環境や自然景観は、地域の生活を支えるとともに交流資源となっていることから、関連法令に基づき、樹木伐採や地形改変の抑制を図ります。
- ◆良好な自然環境の維持を図るため、特定環境保全公共下水道の小安処理区及び皆瀬処理区では、接続を促すとともに合併処理浄化槽の設置を支援します。
- ◆来訪者の満足度を高めるため「ゆざわホスピタリティ」の醸成を支援します。

(2) 生活と交流を支えるまちづくり

<生活・交流基盤づくり>

- ◆湯沢地域の中央拠点などを連絡するとともに、小安峡温泉等の観光施設を連絡する国道398号、(主)湯沢栗駒公園線、(県)稲庭高松線、(県)秋ノ宮小安温泉線について、走行性や安全性を高めるため、必要な整備を進めるとともに適切な維持管理を推進します。
- ◆地域に不足する生活サービス機能を誰もが利用できる環境を持続可能な形で維持するとともに、小安峡温泉などの観光資源へのアクセス確保を図るため、地域住民や観光客の路線バス利用を促進します。
- ◆地域の持続性を高めるとともに観光交流を支える人材を確保するため、豊かな自然環境を活かしながら、空き家バンクを活用した情報提供やお試し居住体験などにより、空き家を活用した移住・定住を促進します。
- ◆冬期の円滑な交通環境の維持を図るため、地域住民の協力を得ながら効率的な除排雪を推進します。
- ◆土砂災害等により孤立の恐れがある集落や観光地については、災害情報の伝達手段を確保するとともに、災害が発生した際に被害を抑制するため、生活・医療物資やエネルギーの備蓄などを推進します。
- ◆地域を囲む山林や河川は、自然環境や景観に配慮しながら災害防止に向けた必要な整備を行います。
- ◆歩行者の交通安全性を高めるため、観光地周辺や通学路などを中心に、防護柵整備など必要な安全対策を推進します。

<生活基盤づくり>

- ◆地域内で多様な機能が集積する皆瀬総合支所周辺を地域拠点と位置づけ、行政機能の集積を維持するとともに、様々な地域の活動の場として活用することで、人々が集まる空間を形成し、日常生活に必要な機能の維持を図ります。
- ◆地域拠点などの比較的密集した集落では、地域住民の協力を得ながら、部分的な道路の改良推進や空き家の適正管理を促進し、安全性の向上と良好な居住環境形成を図ります。
- ◆山間の集落と皆瀬総合支所を連絡する乗合タクシーについて、利便性や効率性を追求しながら持続可能な形で機能の確保を図ります。
- ◆自治組織や町内会等の基礎的な組織活動を支援するとともに、高齢者世帯の除雪や移動など、地域内の不安や支障となる問題に対し、地域内の住民同士が協力して取り組む“互助”活動を支援し、地域の力を高めます。
- ◆必要な機能を持続可能な形で維持するため、小安温泉スキー場や皆瀬健康増進施設温水プールを廃止するなど、公共施設の統廃合や適切な維持管理を推進します。
- ◆身近な公園やコミュニティ施設などは、誰もが安全に利用できるよう、適切な維持管理を推進するとともに、地域住民の協力を得ながら美化活動を進めます。
- ◆湯沢市全体の洪水調節や灌漑、発電等に寄与する皆瀬ダムについては、その機能が確保されるよう、適切な維持管理を推進します。
- ◆緊急輸送道路やその沿道の建物については、災害発生時に機能が確保されるよう、耐震化や適切な維持管理を促進します。

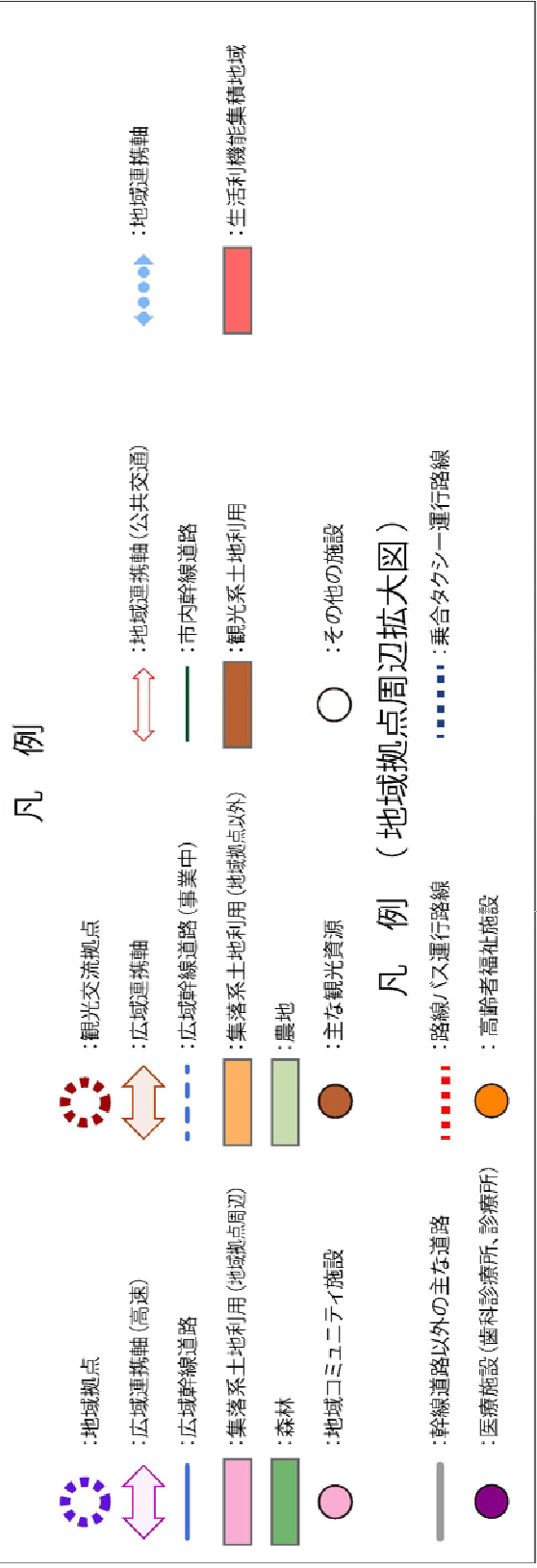
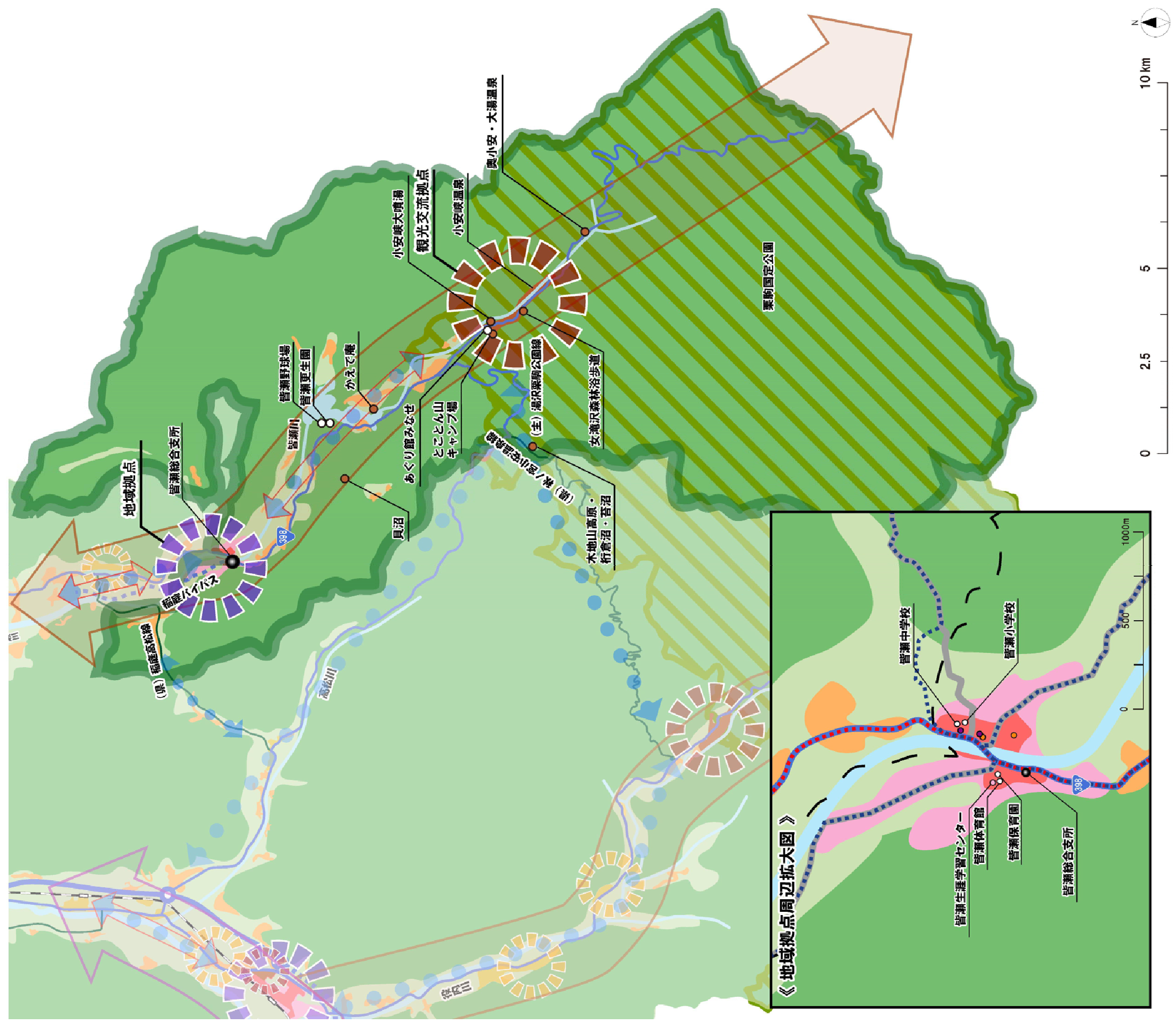


図 皆瀬地域のまちづくり方針図

4.4.4 まちづくりの方針に基づく取り組みの整理

市民、事業者、行政が連携・協働しながら、下記の取り組みを推進します。

(1) 豊かな自然に包まれた生活と交流を高めるまちづくり
<ul style="list-style-type: none">・地域が主体となった魅力再発見や磨き上げ活動の支援・観光施設周辺の環境保全と地域住民と来訪者による美化活動の推進・温泉資源や地熱を活用した産業振興や特産品開発の利用促進・生活環境と環境資源を守る自然環境の保全・自然環境の維持に向けた下水道の接続促進、合併処理場浄化槽の設置支援・「ゆざわホスピタリティ」の醸成支援
(2) 生活と交流を支えるまちづくり
<ul style="list-style-type: none">□ 生活・交流基盤づくり<ul style="list-style-type: none">・幹線道路の必要な整備と適切な維持管理促進・地域住民と観光客の路線バス利用促進・地域の持続性を高め、観光交流を支える人材確保に向けた移住・定住促進・効率的な除排雪の推進・災害時の観光地や集落の孤立対策の推進・河川や山林の防災対策推進・観光地周辺や通学路等の交通安全対策推進□ 生活基盤づくり<ul style="list-style-type: none">・皆瀬総合支所周辺の行政機能の維持・皆瀬総合支所周辺での地域活動促進・集落内の道路改良推進や空き家の適正管理促進・乗合タクシーの利便性、効率性の追求及び利用促進・集落内のコミュニティ強化と互助活動の支援・公共建築物の統廃合や適正管理の推進・身近な公園や公共施設の適正管理と美化活動推進・緊急輸送道路及びその沿道の建物の耐震化促進

5. 実現化方策

5.1 協働による取り組みの推進

まちづくりは、市民、事業者、行政などが、それぞれの役割や責任を果たしつつ、互いに連携を図りながら進めていくことが重要です。

湯沢市では、これまでに示した全体構想や地域別構想の実現に向けて、まちづくりに関る人々が、以下に示す各自の役割を認識・遂行するとともに、それぞれの協働によるまちづくりを推進します。

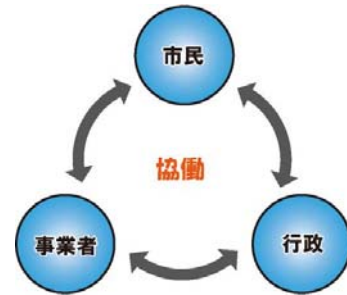


図 協働による取り組みのイメージ

◆ 市民の役割

市民は、湯沢市におけるまちづくりの主役として、地域全体の魅力向上に繋がる美化活動や、生活環境及び地域コミュニティの維持に繋がる農作業や雪下ろしの応援による互助等、市民一人ひとりの快適で暮らしやすい地域づくりに向けた活動や市民間の連携により、計画の実現を図ります。

また、計画の実現に向けて、事業者が実施するまちづくり活動や、市が実施する事業との協調に努めます。

◆ 事業者の役割

事業者は、それぞれの事業活動が、地域のまちづくりへ直接的・間接的に影響を与えることを理解し、事業環境のさらなる維持・発展や地域貢献意識の向上等、地域全体の魅力向上に向けた活動の実施により計画の実現を図ります。

また、計画の実現に向けて、市民主体のまちづくり活動への寄与や、市が実施する事業との協調に努めます。

◆ 行政の役割

行政は、計画の実現に向けて、市民や事業者等と協働のもと、都市計画の決定や事業の実施等を行うことにより、総合的・効率的なまちづくりの推進を図ります。

また、都市活動の現状や事業進捗等のまちづくりに関する情報の収集と提供により、市民や事業者に対する意識啓発の推進を図るなど、市民や事業者の積極的なまちづくりへの参画に向けた仕組みや機会づくりに努めることにより、協働によるまちづくりを行う環境整備を推進します。

5.2 適切な計画管理

都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市の将来像を示す計画として位置づけられているものの、社会情勢のめまぐるしい変化や計画の事業進捗等に柔軟に対応するため、計画(Plan)⇒実施・実行(Do)⇒点検・評価(Check)⇒改善(Action)を繰り返すPDCAサイクルに基づき計画管理を行います。

具体には、計画の実現に向けて、関連する分野の計画等との連携により、施策や事業の着実な実施を図り(Do)、定期的に都市活動の現状や事業進捗等の点検・評価(Check)により、必要に応じて都市計画マスタープランの見直し(Action)を行うといった一連の流れを繰り返すことにより、継続的な計画の改善を図ります。

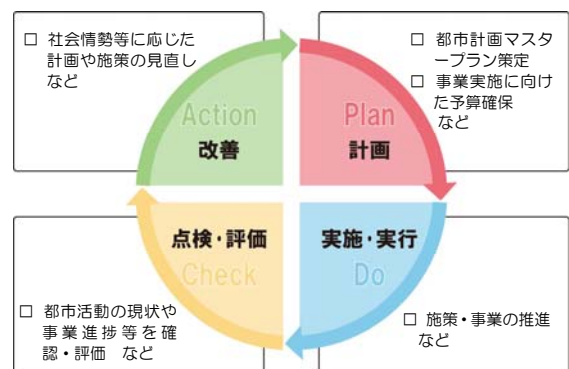


図 PDCAサイクルのイメージ

資 料

策定の流れ

日程	会議等
平成 29 年 8 月 30 日	第 1 回 湯沢市コンパクトなまちづくり計画策定庁内検討会
9 月 19 日	第 1 回 湯沢市都市計画マスタープラン改定 及び立地適正化計画策定協議会
10 月 16 日	第 1 回 住民説明会（湯沢地区）
10 月 17 日	第 1 回 住民説明会（皆瀬地区）
10 月 18 日	第 1 回 住民説明会（雄勝地区）
10 月 19 日	第 1 回 住民説明会（稲川地区）
11 月 2 日	第 2 回 湯沢市コンパクトなまちづくり計画策定庁内検討会
11 月 13 日	第 2 回 湯沢市都市計画マスタープラン改定 及び立地適正化計画策定協議会
11 月 20 日	12 月定例会（全員協議会）
12 月 7 日	第 2 回 住民説明会（皆瀬地区）
12 月 8 日	第 2 回 住民説明会（稲川地区）
12 月 11 日	第 2 回 住民説明会（湯沢地区）
12 月 12 日	第 2 回 住民説明会（雄勝地区）
12 月 19 日	平成 29 年度 第 1 回 都市計画審議会
12 月 14 日 ～ 平成 30 年 1 月 3 日	パブリックコメント
1 月 12 日	第 3 回 湯沢市コンパクトなまちづくり計画策定庁内検討会
1 月 17 日	第 3 回 湯沢市都市計画マスタープラン改定 及び立地適正化計画策定協議会
1 月 24 日	平成 29 年度 第 2 回 都市計画審議会
2 月 14 日	3 月定例会（全員協議会）

湯沢市都市計画マスタープラン

発行 秋田県湯沢市

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

TEL 0183-73-2111

FAX 0183-73-2117

<http://www.city-yuzawa.jp/>

